

地域の課題解決を目指す地域運営組織の法人化
～進め方と事例～

内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局
内閣府地方創生推進事務局

目次

I. はじめに	3
1. 「小さな拠点」づくりと「地域運営組織」について ...	4
2. 「小さな拠点」づくりを進めるにあたってのポイント ...	6
II. 地域運営組織の形成・法人化	10
1. 形成段階によくある「つまずきポイント」	10
2. 地域運営組織の形態について	22
3. 法人化の検討の進め方	27
(1) 認可地縁団体	33
(2) NPO 法人	36
(3) 認定 NPO 法人	43
(4) 一般社団法人	57
(5) 株式会社	62
(6) 合同会社	70
III. 参考資料	74
1. 法人化等の手続の流れ（例）	75
2. 地域運営組織に必要なその他の手続	90

本書で紹介している地域運営組織の事例

	団体名	法人格	都道府県・市町村・地区	取組概要	ページ数
Ⅱ-1 形成段階によくある「つまづきポイント」	-	-	静岡県静岡市 葵区 大間地区、大沢地区	【縁側お茶カフェ、おおさわ縁側カフェ】 気軽に立ち寄ってお話ができる縁側も重要な「小さな拠点」に	P12
	波多コミュニティ協議会	認可地縁団体	島根県雲南市掛合町波多地区	【はたマーケット】 店舗の隣でお話ができる喫茶スペースが「小さな拠点」	P12
	-	-	石川県小松市野田町	【三草二木西園寺】 廃寺の再整備によって、時間帯ごとに多世代が集まる「小さな拠点」	P13
	-	-	千葉県大多喜町上総中野駅周辺地区	【宝ものマップづくり】 地域点検ワークショップと中学生以上全員アンケートを実施	P15
	躍動と安らぎの里づくり 鍋山	-	島根県雲南市三力屋町鍋山地区	【まめなか君の水道検針】 地域で水道検針業務を受託して「小さな拠点」の運営資金に	P20
	NPO法人くちない	NPO法人	岩手県北上市口内町	【店っこくちない】 多様な機能や主体との連携によって人件費や設備費をコストダウン	P20
Ⅱ-2 地域運営組織の形態について	波多コミュニティ協議会	-	島根県雲南市掛合町	「一体型の例」 事務局を中心に4つの部会ごとに、地区内の交通手段の確保や防災、交流などの多様な事業を展開	P23
	高知県梶原町(各地区)	-	高知県梶原町	「分離型の例」 既存の組織・団体・企業と連携、共に協力し地域の維持・再生へ	P23
	NPO法人かさおか島づくり海社	NPO法人	岡山県笠岡市	「一体型」の取組事例 フットワーク軽く、各島の課題対策を素早く決断して自ら展開	P24
	森の巣箱運営委員会	-	高知県津野町	「一体型」の取組事例 前例にとらわれず、地域に必要なことを次々に展開	P24
	あば村運営協議会	-	岡山県津山市阿波地区	「分離型」の取組事例 多様な組織が連携して、地域自らの手による地域づくりを展開	P25
	集落活動センターまつばら等	-	高知県梶原町松原地区	「分離型」の取組事例 意思決定する集落活動センターと実行組織を担う株式会社との連携	P26
Ⅱ-3 法人化の検討の進め方	波多コミュニティ協議会	認可地縁団体	島根県雲南市掛合町波多地区	【認可地縁団体の取組事例】 車両の保有を目的に法人格を取得。店舗運営等にも取り組む	P34
	NPO法人きらりよしじまネットワーク	NPO法人	山形県川西町吉島地区	【NPO法人の取組事例】 地区の全世帯が加入。行政と対等な関係のまちづくりを展開	P38
	NPO法人はつせ	NPO法人	高知県梶原町初瀬区	【NPO法人の取組事例】 サウナやレストランの経営により、地域に雇用を創出	P39

	団体名	法人格	都道府県・市町村・地区	取組概要	ページ数
Ⅱ-3 法人化の検討の進め方	NPO法人夢未来くんま	NPO 法人	静岡県 浜松市 天竜区 熊地区	【NPO 法人の取組事例】 ・年会費を 100 円にすることで、ほぼ全住民の参加を促進 ・営利事業と非営利事業を切り分けつつ連携して会計・税制面で工夫	P40
	認定 NPO 法人 黄金町 エリアマネジメントセンター	認定 NPO 法人	神奈川県横浜市	【認定 NPO 法人の取組事例】 寄附の増加や社会的位置付けの向上を意図して認定 NPO を取得	P54
	認定 NPO 法人 丸子 まちづくり協議会	認定 NPO 法人	静岡県静岡市	【認定 NPO 法人の取組事例】 地域内の各団体と連携しながら、住む人・来る人すべてが楽しめるまちづくりを展開	P55
	一般社団法人 能登川まちづくり協議会	一般社団法人	滋賀県 東近江市	【一般社団法人の取組事例】 設立に係る時間を短縮でき、法人化への負担を軽減	P58
	一般社団法人 青蓮寺・百合が丘地域づくり協議会	一般社団法人	三重県 名張市	【一般社団法人の取組事例】 代議員制の導入と、自治会と合同の会費徴収により、幅広い参加を促進	P59
	株式会社 長谷	株式会社	兵庫県 神河町 長谷地区	【株式会社の取組事例】 住民出資によって株式会社を設立し、店舗や S S を運営	P66
	株式会社 あいポート 仙田	株式会社	新潟県 十日町市	【地域住民等から出資を募った事例】 担い手グループが発起人となり、資金協力者を募って株式会社を設立	P67
	株式会社 川西 郷の駅	株式会社	広島県 三次市 川西地区	【地域住民等から出資を募った事例】 意欲の高い委員が発起人となり、住民等から幅広く出資を募って設立	P67
	株式会社 桐生 再生	株式会社	群馬県 桐生市	【地域住民等から出資を募った事例】 手続のしやすさから代表者のみで設立した後、協力者を順次拡大	P68
	株式会社 豊かな丘	株式会社	長野県 豊丘村	【地域住民等から出資を募った事例】 効率よく合意形成と手続を行うために、一旦設立してから協力者を公募	P68
合同会社 いしはらの里	合同会社	高知県 土佐町 石原地区	【合同会社の取組事例】 ・地域住民の公平な参加を促すため、合同会社を設立し、店舗や S S を運営 ・出資額を 1,000 円にし、ほぼ全住民が平等に参画する合同会社を設立	P71-72	

I. はじめに

持続的な地域づくりのために、組織の法人化を進めてみませんか？

地域で発生する様々な困りごとを解決するために、地域の住民の方々が自ら立ち上がり、解決のための取組（活動）を行う地域運営組織が全国各地で生まれています。

こうした地域運営組織の取組にあたっては、住民の力を合わせた持続的な取組が不可欠ですが、取組が活性化し、特に経済活動など資金や財産を多く取り扱うようになり、「経営」能力が求められるようになると、従来のままの任意団体として組織のリーダーなどの個人の責任のもと取り組むよりも、法人化によりさらに取組が行いやすくなる場面がでてきます。

平成 28 年 12 月に取りまとめられた「地域の課題解決を目指す地域運営組織に関する有識者会議」（座長 小田切徳美 明治大学教授）の最終報告においても、多様な法人制度のそれぞれの特性を理解し、自らの法人の目的・活動内容に適したものを選ぶことができるようにするために法人制度の理解の促進を図ることが重要と指摘されたところです。

そこで本書では、いざ、取組を進めようとした際に発生する「つまずきポイント」についてその対策を整理したうえで、各地域運営組織が持続的に経営していくために有効と考えられる法人化について、その必要性と、具体的な種類ごとの法人格の取得までの手続ならびに運用方法の工夫など、事例を交え、掲載しています。

地域づくりに携わる住民や組織の関係者、さらには地域づくりのサポートを担う行政の担当者などの皆様にお読みいただき、今後の暮らし続けられる地域づくりへの取組みの参考としていただければ幸いです。

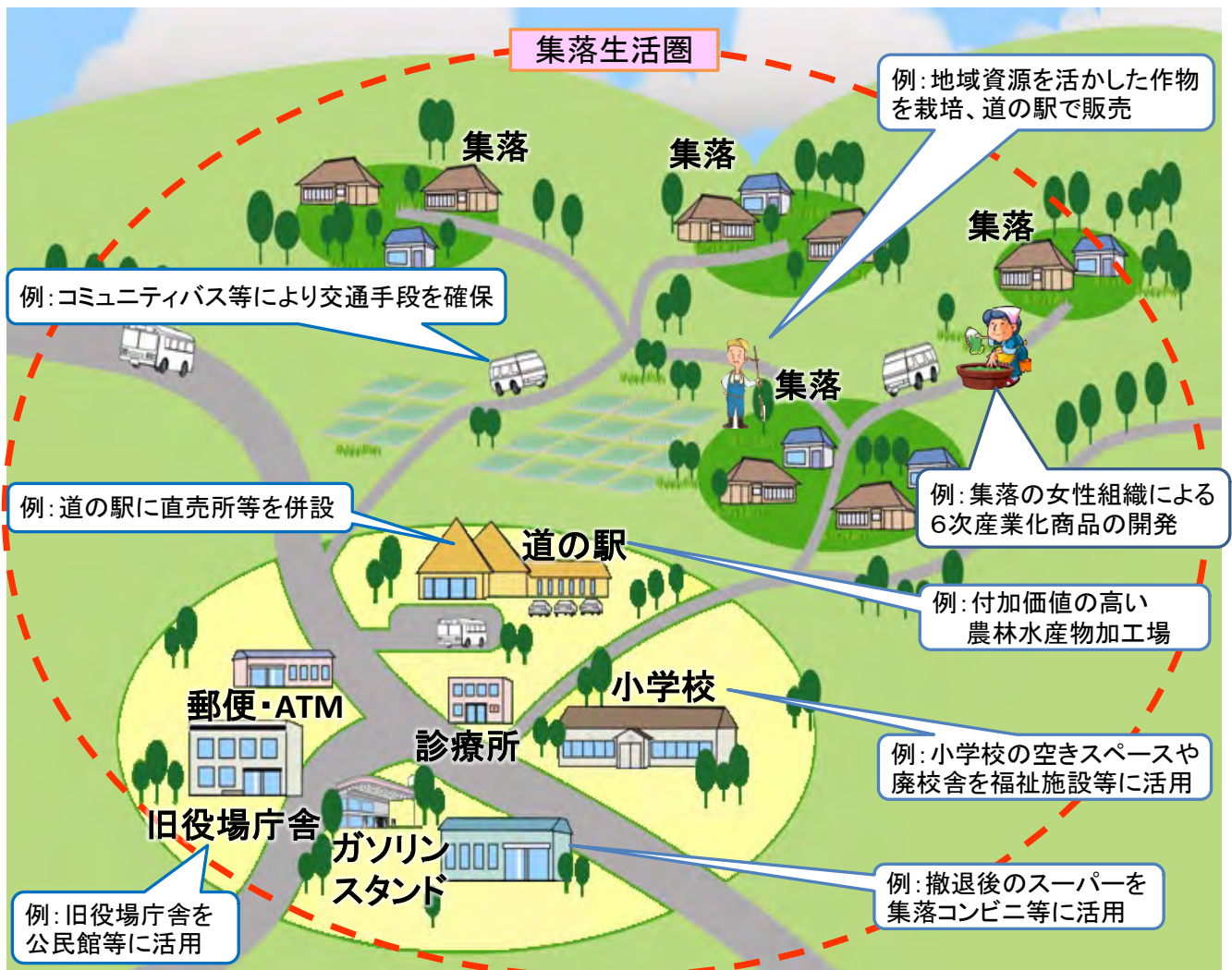
内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局
内閣府地方創生推進事務局

このたび、より詳細な手続きやノウハウ等について追加事例調査を実施し、それらの取組概要を盛り込んだ第 3 版を発行することとなりました。

1. 「小さな拠点」づくり と 「地域運営組織」 について

中山間地域等の集落生活圏（複数の集落を含む生活圏）において、安心して暮らしていく上で必要な生活サービスを受け続けられる環境を維持していくために、地域住民が、自治体や事業者、各種団体と協力・役割分担をしながら、各種生活支援機能を集約・確保したり、地域の資源を活用し、しごと・収入を確保する取組みを「**小さな拠点**」づくりといい、「小さな拠点」づくりを担う住民主体の組織の一つに「**地域運営組織**」があります。

なお、地域運営組織は、こうした中山間地域等における「小さな拠点」づくりのみならず、都市部を含めて幅広く活動しており、「小さな拠点」づくりの場においても、住民の参画と地域運営組織の体制づくりは効果的です。



「子どもたちが減って、高齢者が増えた・・・」

「お店やバス路線がなくなって不便になった・・・」

このような地域で発生している課題や今後の不安に対して、地域住民で話し合い、必要な取組みをみんなで展開することで、地域での暮らしを維持している事例が多くあります。これらを参考に、自治体と協力しながら、地域で取り組んでみませんか？



■ 店舗・ガソリンスタンドの運営

(高知県土佐町石原地区)
とさ いしはら

- ・JAの店舗とガソリンスタンドの廃止・撤退を機に、全戸で出資金を募って合同会社を設立して経営に着手



■ 飲食店・サロンの運営

(北海道登別市幌別鉄南地区)
のほりべつ ほろべつてつなん

- ・「地域の人たちが気軽に集まる居場所づくり」に向けて、NPO法人を立ち上げて、地域食堂・配食事業などを展開



■ 店舗の運営・移動の足の確保

(岩手県北上市口内地区)
きたかみ くちない

- ・コミュニティバス停留所にある店舗の運営と、家から店舗などのある拠点までの交通手段のない人向けに有償運送を展開



■ 除雪対応など共助活動

(秋田県横手市各地区)
よこて

- ・大きな課題である雪下ろし・雪よせといった活動からみんなで始め、共助組織を立ち上げて買い物支援などを展開



■ 店舗・都市農村交流施設の運営

(高知県津野町床鍋地区)
つの とこなべ

- ・廃校舎の利用について住民で考え、役場協力の下で住民で出資し、店舗と居酒屋、宿泊施設を運営

2. 「小さな拠点」づくりを進めるにあたってのポイント

「小さな拠点」づくりを進めるにあたって、まず必要なことは、

住民自らが地域を支える活動を行う

ことです。

集落で暮らし続けたいという住民の希望を叶えるために、**地域住民が主体となつて、暮らしに必要な機能やサービスを補っていく**ことが期待されます。そのためには、活動を担う「人材」と、活動主体となる「組織」とが必要で、この「人材」と「組織」とが、うまく重なり合って、切磋琢磨し、成長をしていくことがなにより求められます。旧市町村単位や小学校区など複数の集落が集まる、基礎的な生活圏の中で、様々な生活を支えるサービスと地域活動をつなぎ合わせ、地域の運営の仕組みを作るための「人材」と「組織」づくりを考えていきましょう。

もう一つ、「小さな拠点」づくりがうまくいくためには、

地域住民の暮らしのための拠点をつくる

ことも必要です。

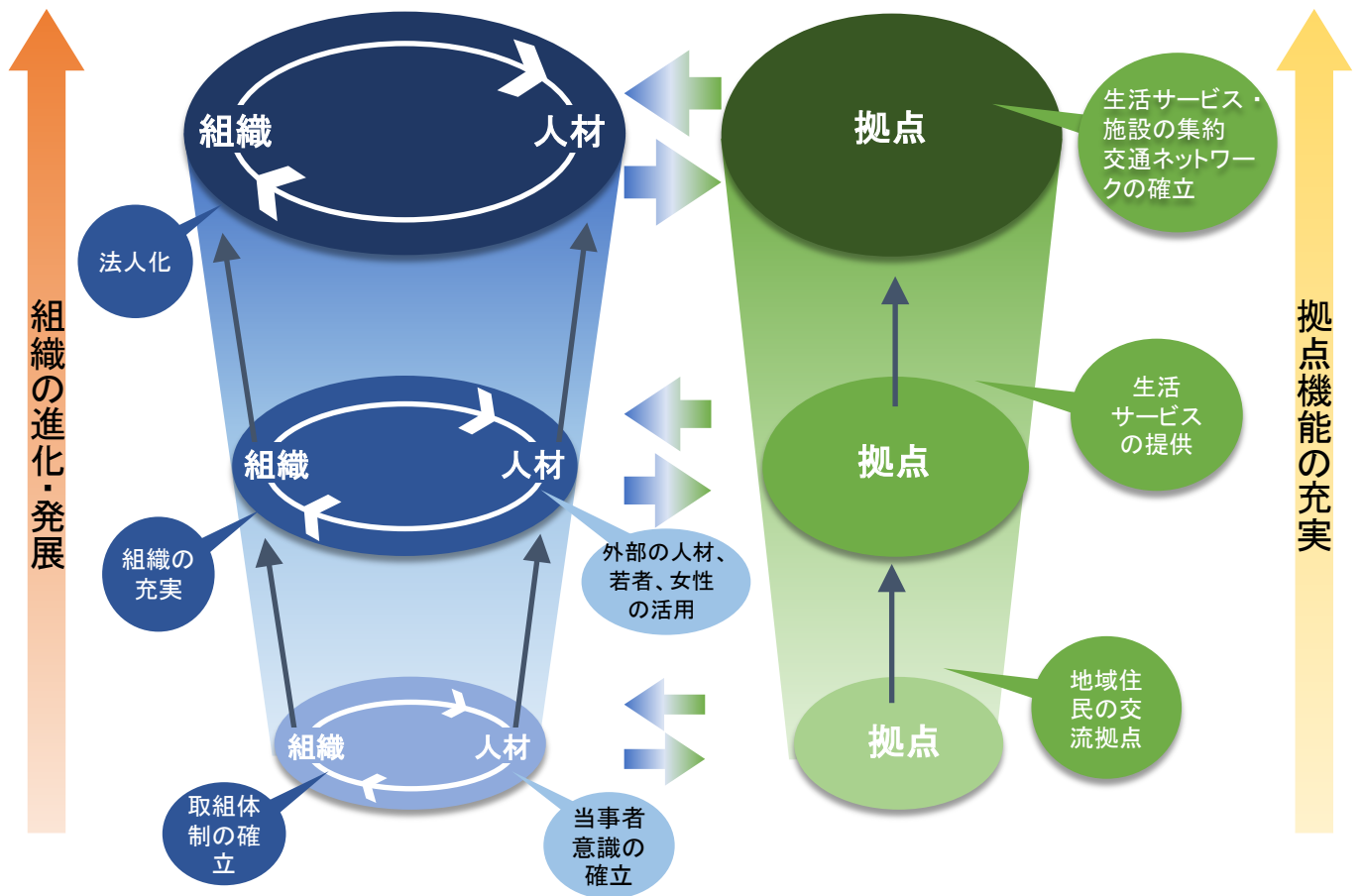
「小さな拠点」づくりでは、**地域住民の生活や活動・交流を行うにあたって拠点となる場所づくり**が必要です。地域住民が利用しやすく、また、既にある施設や交通網、さらには“一丸となって活動できる単位”などといった地域の特徴に沿って、地域住民で話しあい、納得して、設置・運営・利用していくものです。

集落機能・生活サービスの提供にあたっては、地域の状況を踏まえ、**複合化**したり、いわゆる“よろずや”として、**機能・サービスの集約を行う**ことも必要です。

さらに拠点の整備と合わせて**地域交通ネットワーク**や**土地利用の再編**などを図っていくことも考えられます。

「人材」と「組織」、そして「拠点」づくりは、その取組の状況によって変化し、また、相互に関連するものです。これらの取組がうまくかみ合い、継続・発展する取組を行っていくことが「小さな拠点」づくりを進めるにあたってのポイントとなります。

図：「小さな拠点」づくりを進めるにあたってのポイント



地域住民による活動のステップ

ステップ①

【意識の喚起-内発的な計画づくり】

ステップ②

【取組体制の確立】

ステップ③

【生活サービスの維持確保】

ステップ④

【仕事・収入の確保】



地域住民の暮らしの拠点形成

その①

「住民の活動拠点を作ろう！」

その②

「基幹となる集落等に各種生活サービス機能を集約しよう！」

「小さな拠点」づくりのポイントは、「人材」と「組織」とによる活動と、「拠点」づくりをうまくかみ合わせながら、継続・発展させていくことにあります。

(1) 「小さな拠点」づくりに向けた地域住民による活動ステップ

ステップ 1 【意識の喚起－ 内発的な計画づくり】

○地域住民による集落生活圏の将来ビジョン(地域デザイン)の策定

- ・今後の地域の在り方について、地域住民が主体的に参画し、地域の将来ビジョンを盛り込んだ「地域デザイン」(今後その集落で暮らすために必要な、自ら動くための見取り図)を策定します。

- 〔1〕 地域住民による気づき
- 〔2〕 ワークショップ等の方法による地域住民に議論の場を設ける
- 〔3〕 地域の将来ビジョン(地域デザイン)を作成する

ステップ 2 【取組体制の 確立】

○地域住民が主体となった持続的な取組体制(地域運営組織)の形成

- ・持続可能な地域づくりのために、「地域デザイン」に基づき、地域住民自らが主体となり、役割分担を明確にしながら、地域課題の解決に向けた取組を持続的に行うための組織(地域運営組織)を形成します。

- 〔1〕 「活動の範囲」を検討する
- 〔2〕 「活動内容」や「拠点となる場所」に適した「主体」を検討する
- 〔3〕 連携しておきたい「他の地域」や「主体」について検討する

ステップ 3 【生活サービスの 維持確保】

○日常生活に必要な機能・サービスの集約・確保、周辺集落と交通ネットワークの確保

- ・以下のような日常生活に必要な機能・サービスを集約・確保し、周辺集落と交通ネットワークで結ぶとともに、地域住民のニーズに対応した、地域の運営組織等が提供する生活サービスの多機能化等を推進します。

生活サービスのタイプ	主な生活サービス
○買い物サービス	・食料品や日用品の商店の運営 ・ガソリンなどの燃料提供 ・買い物の代行サービス
○福祉サービス	・高齢者等の見守り、配食サービス、福祉・介護施設の運営 ・保育サービス、一時預かり
○支えあいサービス	・雪下ろし、庭の手入れ ・防犯や防災活動 ・地域の祭りや冠婚葬祭の手伝い ・道路、水路、公園の美化活動
○交通サービス	・コミュニティバスの運行 ・基幹集落等の診療所、病院までの地域住民の送迎

ステップ 4 【仕事・収入の確保】

○地域にあった多機能型のコミュニティビジネスの振興、地域経済の円滑な循環の促進

- ・コミュニティビジネスを振興し、小さくとも地域に合った自立的な事業を積み上げ、組織運営と事業の安定化とともに地域経済循環を促します。

産業づくり

- 農産物等の生産販売（地域固有の農作物、木材・林産物等）
- 特産品づくり、販売（農林水産物の加工品づくり、伝統食の継承）
- 交流活動（宿泊観光交流、自然体験、各種イベント）
- 店舗運営（農家レストラン、日用品販売店、SS継承）

他の収入源の確保

- 自然エネルギーの活用（太陽光発電、小水力発電、バイオマス）
- 行政からの業務委託（道路河川等の管理、アウトソーシング）
- 福祉サービス事業等（介護サービス、移動販売、宅配サービス等）

（2）「小さな拠点」づくりを支える地域住民の暮らしの拠点形成

その1 【住民の活動拠点を作ろう！】

○地域の状況に応じた、多様な住民が集い、活動できる拠点の形成

- ・「小さな拠点」づくりを推進するにあたって、地域住民が活動・交流を行う拠点となる場所づくりを行います。

拠点のタイプ	拠点の特徴
○道の駅に併設して整備	・利用者が広範にわたるため、特産品販売や体験観光案内など、収益事業を展開しやすい環境にあります。また、敷地外を含めて様々な施設が立地する例も多いため、内外から多くの集客・交流が見込めます。
○遊休公共施設を活用	・学校など地域住民にとってなじみ深い施設であることから、“地域の拠点”として住民が最も足を運びやすく、交流しやすいと考えられます。
○空き家や空き店舗を活用	・従来、店舗や飲食店、ガソリンスタンドなどとして利用されていた場合、設備をそのまま利用できます。（営業許可などの手続は必要です。）

その2 【基幹となる集落等に各種生活サービス機能を集約しよう！】

○持続的な運営に向けた多様な機能の集約化・複合化の推進

- ・個々の生活サービス、各集落での生活サービスを各々維持するだけでなく、複数の集落が連携・役割分担して、各種生活サービス機能の集約化を図り、便利な暮らしづくりにつなげていきます。

【参考】内閣府小さな拠点情報サイト

(<https://www.chisou.go.jp/sousei/about/chiisanakyoten/index.html>)

Ⅱ. 地域運営組織の形成・法人化

1. 形成段階によくある「つまずきポイント」

「地域運営組織を立ち上げ、小さな拠点をつくりたい。」そう思いつつ、なかなか最初の一步を踏み出せない、それどころか、どのように検討を進めていったらわからない、といった方や自治体職員の方々はいらっしゃるかもしれません。

そこで、まずは地域で考える場を設け、どのように考えていくとよいかを一つのアドバイスとしてまとめるため、様々な事例を通して、地域運営組織の設置までの各過程においてよく聞かれる「つまずきポイント」を整理してみました。

「これらを順番にクリアしていけば大丈夫。」といった網羅的な整理ではありませんが、一般的に悩んでしまう事項のうち代表的な7つのポイントについて整理しましたのでご覧ください。

段階	よくあるつまずき
話し合い・合意 形成	①地域運営組織を設ける範囲はどうでしょうか？
	②議論の場への参加状況が芳しくない ・若い人や女性が参加してくれない
	③誰にリーダーになってもらおうか？
地域運営組織の 設置	④既存の組織や民間事業者との関係はどうなるのか？
事業の実施 (に対する懸念)	⑤事務作業の手間が心配だ
	⑥採算が取れず、事業が続くか心配だ ・誰かが負担したり、後世に迷惑をかけてしまわないか
	⑦外部に支援を頼みたい

地域運営組織を設ける範囲はどうしようか？

- 「地域で話し合いをしたいけれども、どこまで呼びかけたらよいか？」「自治会として集まるうか、地区内の小学校のメンバーで集まるうか？」など、地域運営組織を設ける地域の範囲や、対象とする住民の範囲について、悩んでしまうことがあるかもしれません。
- 地域運営組織は地域住民自らが運営し、日常的に利用する機能を維持するために活動する組織なので、町内会・自治会程度の狭い範囲や、もう一段階広い範囲である小学校区（旧小学校区含む）など、比較的小規模な範囲から始めてみるのも有効と考えられます。
- 内閣府の「令和5年度『小さな拠点』の形成に関する実態調査」によると、集落生活圏の対象範囲と学区との関係性については、「小学校区」（32.5%）が最も多く、「旧小学校区（平成の大合併以後の統廃合の直前まで小学校区があったエリア）」（24.9%）、「中学校区及び小学校区と概ね一致する」（2.1%）を加えると、過半の組織が概ね小学校区又は旧小学校区を活動範囲としていることが分かっています。

	全体		統合戦略あり		統合戦略なし	
①中学校区より広い	47	(2.1%)	20	(1.3%)	27	(3.9%)
②中学校区	320	(14.3%)	162	(10.5%)	158	(22.6%)
③旧中学校区（平成の大合併以後の統廃合の直前まで中学校区があったエリア）	71	(3.2%)	42	(2.7%)	29	(4.1%)
④小学校区	728	(32.5%)	502	(32.6%)	226	(32.3%)
⑤旧小学校区（平成の大合併以後の統廃合の直前まで小学校区があったエリア）	558	(24.9%)	458	(29.8%)	100	(14.3%)
⑥小学校区（又は旧小学校区）より狭い	280	(12.5%)	190	(12.4%)	90	(12.9%)
⑦中学校区（上記②）及び小学校区（上記④）と概ね一致	48	(2.1%)	28	(1.8%)	20	(2.9%)
⑧その他	186	(8.3%)	136	(8.8%)	50	(7.1%)

出典：「令和5年度『小さな拠点』の形成に関する実態調査」（令和5年12月：内閣府）

- まずは、比較的小規模な範囲で地域運営組織を形成し、毎日でも集まりやすいような「ちいさな『小さな拠点』」づくりに向けて取り組んでみてはどうでしょうか。
- 地域運営組織の取組が進んでくると、中学校区程度の住民を対象とする事業（日用品店舗やガソリンスタンドなど）や、地域外の住民も対象とする事業（農家レストランや道の駅など）など、「ちゅうくらいの『小さな拠点』」や「おおきな『小さな拠点』」づくりも検討してみましょう。

■ 様々な規模の「小さな拠点」における地域運営組織の活動内容（イメージ）

	ちいさな 「小さな拠点」	ちゅうくらいの 「小さな拠点」	おおきな 「小さな拠点」
地域運営組織の活動	毎日、交流を楽しめる場（茶飲み場など）の整備・運営	日用品店舗、地域福祉拠点、特産品加工施設の整備・運営、廃校の活用	農家レストラン、道の駅、観光拠点（農家民泊など）の整備・運営
範囲	班・区～自治会・町内会	(旧)小～中学校区程度	旧町村

一歩進むための糸口

まずは気軽に話せる人たちと、規模や担い手を思い浮かべながら、日頃から足を運べる身近な拠点から考えてみませんか？

気軽に立ち寄ってお話ができる縁側も重要な「小さな拠点」に

(静岡県あおい葵区大間地区「縁側お茶カフェ」、大沢地区「おおさわ縁側カフェ」)

- ・静岡駅から車で約1時間かかる中山間地域にある大間地区は全部で5軒。平成20年から数軒の軒先・縁側において、小さなおもてなしを始めました。これを受けて、近くの大沢地区でも5年遅れで取組が始まりました。
- ・従来、ご近所さんが日々立ち寄って会話を交わしていた軒先・縁側を月二回、日曜日に開放し、300円でお茶とお茶受けを提供しながら、都市住民が訪れては地域の人との交流や四季折々の景色などを楽しみに訪れています。
- ・当初は、知る人ぞ知る交流の場でしたが、テレビなどでも取り上げられるようになり、多くの人が集う場になりました。



店舗の隣でお話や軽運動ができる喫茶スペースが「小さな拠点」

(島根県雲南市掛合町波多地区「はたマーケット」)

- ・波多コミュニティ協議会では、平成26年に地区で唯一の商店が閉店となったことを受け、交流センター（廃校となっていた校舎）の一部を改修して「はたマーケット」をオープンしました。
- ・その隣の廊下部分に、買い物に来た人が買ったものを食べながらお話や軽運動ができるスペースを設けたことで、世間話がはずみ、高齢者の元気な生活も促されています。
- ・協議会では、所有する自動車「たすけ愛号」で買い物客などの無料送迎を行っています。また交流センターを会場に、体操、料理、各種体験教室などをする「さんさん教室」や「ほかほかわくわくサロン」などのイベント、多世代が交流する「ふれあい交流会」を開催するなど、多くの地域住民が交流をしています。



廃寺の再整備によって、時間帯ごとに多世代が集まる「小さな拠点」

こまつ の だ さんそうにもくさいえんじ
(石川県小松市野田町「三草二木西園寺」)

- ・ 地域住民の依頼を受け、社会福祉法人佛子園が廃寺を地域住民とともに清掃・整備を行い、平成 20 年に多機能型福祉施設「三草二木西園寺」をオープンしました。
- ・ 野田町では当時、55 世帯まで転出が進んでいた中、地域で「何があったら幸せか」との議論を繰り返したところ、「温泉」にたどり着いたことから、かけ流し温泉を合わせて整備しました。(住民は無料、一般は 400 円。)
- ・ 午前から午後にかけては高齢者や障がい者が多く集まって温泉やランチを楽しみ、主婦らがお茶を楽しみ、夕方には子供たちが学校から帰ってきて宿題をしたりお菓子を食べて交流をしています。さらに夜には父親らが温泉に入ってお酒を飲みながら交流をしています。
- ・ 障害者も地域に溶け込んで生活するとともに、住みやすい幸せな地域という評判もあって、10 年間で 74 世帯にまで増えています。



議論の場への参加状況が芳しくない
・若い人や女性が参加してくれない

- 「何回も会議への参加を呼びかけるけれども若い人や女性が参加してくれない」。また、「どうせ会議の場を設けても若い人は参加してくれないのだから、開くのも無駄」と、会議の開催自体をためらってしまうこともあるかもしれません。
- また、「町内会・自治会は家長が出席するもの」「若い私が発言しても受け止めてもらえない」といった地域の慣習から、若い人や女性が参加しづらい雰囲気になっている地域も少なくありません。
- そこで、これまでの「会議」とは別に、若い人や女性も参加しやすくなるような場を設けてみてはいかがでしょうか。例えば「地域の宝物探しをしよう」と、地域点検ワークショップを開催したり、婦人会やPTAに呼びかけ人になってもらってイベントを開催するなど、若い人や女性も「楽しそう、参加してみよう」と思える場をつくることによって、より多くの住民に参加してもらえる可能性が高まります。
- さらに、地域内の会議の場でも、若い人や女性の声も発言しやすく、また、発言をきちんと受けとめる雰囲気をつくることで、より多くの住民にも参加してもらえ、次の世代の担い手として、一緒に考えながら議論を進めていくことができるでしょう。

■ 若い人や女性に参加してもらうための工夫(例)

よびかけ 従来にないかたちで 呼びかけてみましょう	魅力あるプログラム 従来の堅い「会議」から 脱出してみましょう	自分事としての議論 若い人や女性の声も きちんと受け止めましょう
<ul style="list-style-type: none"> ・自治会等の回覧板だけでなく、チラシの配布や、インターネットや SNS などを使って呼びかけてみる ・子ども向けイベントとセットで、会議を開催してみる（地域産品の収穫、親子料理教室など） 	<ul style="list-style-type: none"> ・一方的に「聞く会議」だけでなく、「互いに発言する会議」や「自分で手を動かす会議」を実施してみる（地域の「宝ものマップ」の作成など） ・育児や教育をテーマに、母親同士で意見交換をしてみる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップ形式で、若い人や女性だけのテーブルを作り、結果を発表してもらう ・意思把握の際には、投票やアンケートの対象を「世帯1票」から「個人1票」とし、結果を性別や年代別で分類して共有する

一歩進むための糸口

従来の「会議」の開催方法を見直し、開催場所、プログラムなどを工夫して、魅力的な場を設けてみませんか？

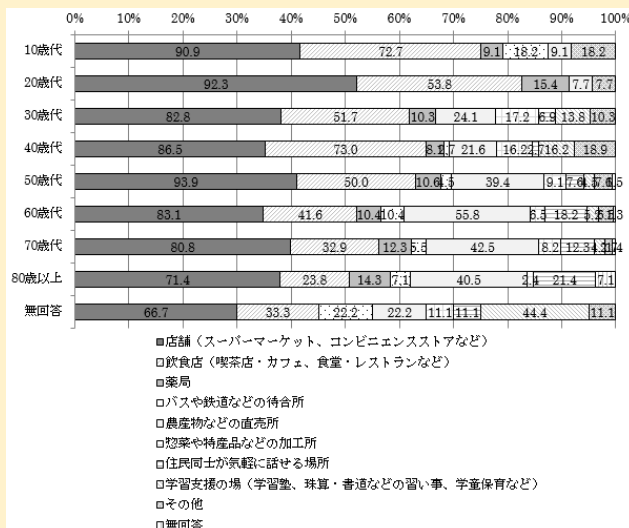
地域点検ワークショップと中学生以上全員アンケートを実施

おたき かずさなかの
(千葉県大多喜町上総中野駅周辺地区)

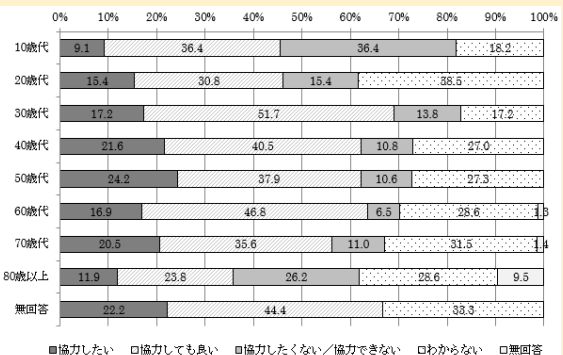
- ・ 検討段階から多くの住民に関与してもらって将来の担い手を増やすことを目的に、「宝ものマップづくり」を目的とした地域点検ワークショップを開催しました。
- ・ 3つの班に分かれ、各地域を点検して歩いたところ、「こんないいところがあったとは思わなかった」、「みんなで地区を盛り上げていきたい」と前向きな意見が寄せられました。撮影した地域資源の写真を並べて、「宝ものマップ」もつくってみました。
- ・ また、中学生以上の住民全員にアンケートを実施しました。年齢別に分析したところ、必要と感じている機能やサービスが、年代ごとに大きく異なっていました。また、今後の活動に「協力したい」「協力しても良い」と考えている人が、20代や30代の若い人でも半数近くいることが分かり、住民主体の活動に可能性を見出すことができました。
- ・ さらに、地区内外向けの観光交流イベントを開催し、地域住民の意識が高まりました。



■ 地区・足を運びたくなる施設や機能



■ 小さな拠点の運営への協力意思



出典：上総中野駅周辺におけるこれからのまちづくりに関するアンケート調査報告書 (2016.11)

誰にリーダーになってもらおうか？

- 地域運営組織の形成や運営にあたっては、「誰が責任者・リーダーとなるか」も大きな課題となっています。総務省の「平成 28 年度地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業報告書」によると、地域運営組織が継続的に活動していく上での課題として、57%の団体が「リーダーとなる人材の不足」を挙げています。
- 全国の例を見てみると、自治体職員の OB や民間企業の総務・管理部門の経験者、あるいは民生委員など地域活動を実践者がリーダーとして活躍している組織が多いようです。
- ただし、地域運営組織の形成や運営にあたっては、決してリーダーだけに依存しすぎるのではなく、意思決定の際に合議制を採用したり、リーダーが有すべき役割や機能を複数の人材でカバーするなど、地域住民全体で組織を支える仕組みを検討してみるのも有効です。
- さらに、将来にわたってリーダーを確保できるように、「地域の人材は地域で育てる」意識を持ち、通常の活動と並行して、組織として人材育成に取り組んでいくことも重要です。活動初期の段階では、人材育成のノウハウを持っていない組織が多いと考えられますので、ファシリテーターやアドバイザー等の外部専門家を活用したり、都道府県や市町村が実施している支援措置を活用してみることも効果的です。安心して住み続けられる地域を維持していくために、長い目でリーダー育成・確保に取り組んでいきましょう。

■ 地域でリーダーを確保・育成していくための工夫(例)

リーダーの選出方法 個人の能力を見極め、信頼する人材を選出する	リーダーの負担軽減 組織構造を見直し、リーダーが活躍しやすくする	リーダーの育成 地域の人材は地域で育てる	リーダーの「仕事」化 評価に基づき報酬を支払う
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民の中でリーダーに向いていると思われる人材を探してみる ・ 併せて、その人材が持っている能力について分析してみる ・ 昔からの慣習など曖昧な方法で選ばず、住民投票等、地域住民が納得する自在選出する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ リーダーの役割を分散させ、負担を軽減してみる（協議機能と実行機能の分割、部会による事業展開など） ・ 法人化し、責任の所在が、リーダー個人ではなく組織になるようにする 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県や市町村が実施している人材支援措置を活用してみる ・ ファシリテーターやアドバイザー等の外部専門家を活用してみる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無償ではなく、活動の評価に基づき、リーダーに適切な報酬を支払う

一歩進むための糸口

リーダーの選出方法や負担軽減を工夫しつつ、
人材育成や報酬のあり方についても考えてみませんか？

既存の組織や民間事業者との関係はどうなるのか？

- 地域運営組織が地域に必要なサービスや機能を提供する際、既存の組織や民間事業者が実施している取組と重複してしまったり、複数の組織が縦割りに乱立してしまい、かえって効率的な取組ができないことがあります。
- この課題の解決策としては、例えば、互いに別組織として協働・連携する方法や、あるいは、一つの組織として再編して活動する方法などがあります。まずは既存の組織や民間事業者との話し合いの場を持ち、それぞれが納得するかたちを検討してみましょう。
- 別組織として協働・連携する場合、コミュニティバスなど交通手段を整えるなどの工夫により、それぞれの施設の距離が離れていても利用しやすい環境を整備し、地域住民の利便性を高めておくことが重要です。
- 中には、既存の組織や民間事業者が提供しているサービスが、地域住民などが望むサービスとミスマッチが生じている場合もあると思われます。その際にも、同じ地域で活動するもの同士、きちんと話し合い、地域住民にとって本当に必要なサービスを提供するよう努めることが望まれます。
- さらに、同一のサービスを提供する組織や民間事業者が地域複数ある場合には、人口減少の進行により、やがて共倒れになる恐れもあります。一つの組織に統合するなど、それぞれが納得できるように、話し合いが必要になってきます。

■ 既存の組織や民間事業者の理解を得ていくための工夫(例)

パートナーとしての協業 実行組織の一つとして活躍してもらおう	事業者間の連携強化 交通や情報網、仕組みにより連携する	サービスに関する話し合い 既往の事業方法に対して改良を促す	経営の統合化 共倒れにならずノウハウを継承する
・ 個別の事業者として経営努力をしてもらいつつ、協力できるところは協力してもらい、互いの利益を高める	・ 距離が遠いなど利用者が不便な際、交通の確保や情報面での連携によって経営の持続化とサービスの確保を図る	・ 住民のニーズを地域として一元化し、事業の改善によって利用者増による経営の持続化とサービスの確保を図る	・ 組織同士の話し合いを通じて、役割分担や負担の共有などによって、互いの意欲を大切にしつつ、住民にとって必要なサービスを確保する

一歩進むための糸口

地域住民のニーズの把握とともに、それぞれが納得できるかたちを目指して話し合ってはみてはどうでしょうか？

事務作業の手間が心配だ

- 地域運営組織を設立し、事業を進めていくにあたって、企画書の作成や関係者との会議・調整、住民への周知や合意形成、経理・会計処理など、様々な事務作業が必要となり、その手間が負担に感じることもあるかもしれません。規模の大きい民間事業者であれば、複数の社員が、分業で対応することができますが、設立して間もない地域運営組織の場合、人数や費用の面から、人員確保は難しい状況にあります。
- 煩雑な作業や専門的な知識を要する作業は「やってくれる人」や「できる人」に頼りがちになり、組織内の一部の人に作業が集中してしまうことにより、情報伝達や処理が遅くなってしまったり、また、その人のやる気がそがれてしまう恐れがあるなど、地域運営組織の持続的な活動に悪影響を及ぼす可能性があります。そのため、一部の人に過度に負担がかからないよう、十分に配慮して取り組んでいくことが重要です。
- 話し合いを通して、事務作業負担の効率化を図り、住民みんなで協力する体制をつくっていきましょう。

■ ワークショップへの参加呼びかけチラシの例



■ 事務作業の手間を減らしていくための工夫(例)

リーダー層での分担 事務作業を分類し、 適性のある人材で分担して 処理する	既存の組織や仕組みの活用 地域内の各種団体や 既往のしくみを活かす	ひな型や事例の活用 広報資料などを 効率的に作成する
<ul style="list-style-type: none"> ・ 一部の人に集まりがちな各種事務作業を、会計や書記といった一般的な三役のみならず、広報担当、調整担当、調査担当など、住民の適性や役割に応じて分担 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治会・町内会や PTA、社会福祉協議会など、既存の組織が定期的に行う事務作業と連携し、広報や企画調整、事業管理などを効率的に行う（イベント情報の合同発信、会議の同日連続開催など） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的に行う行事やイベント関係の書類は、様式をあらかじめ作成しておき、すぐに活用できるようにしておく

一步進むための糸口

事務作業を極力減らす工夫をしたうえで、
特定の人に作業が偏るような役割分担を改めてみませんか？

つまづき
ポイント **6**

採算が取れず、事業が続くか心配だ。

・誰かが負担したり、後世に迷惑をかけてしまわないか

- 地域運営組織は、地域住民の生活機能の確保や所得の向上に向け、様々な活動を行いますが、これらの活動を継続して展開していくためには、それぞれの活動に必要な資金はもちろんですが、事務局の運営資金（人件費や賃料など）を確保することも必要になってきます。
- 資金を確保するためには、行政からの補助金だけではなく、地域運営組織自らの収益事業や外部支援者からの寄附金によって収入を増やすことが重要です。地域運営組織を法人化することによって、収入の増加が見込める場合もありますので、積極的に検討してみましょう（27ページ以降）。
- また、特に中山間地域においては、空き家や耕作放棄地などの有休資産が放置されているところもあります。これらの資産は収益事業を実施するための地域資源として整備・活用することにより、宝の山となる可能性がありますので、市町村に協力を仰ぎ、地域での活用を検討してみましょう。
- さらに、地域運営組織の支出を減らす工夫も重要です。地域運営組織として、多様な人々が集まり、多様な事業を展開するからこそ、施設の共同利用など「集積のメリット」を活かしてコストダウンを図れるメリットもあります。
- 地域住民が主体となって活動する地域運営組織だからこそ、様々なアイデアを出し合い、協力し合いながら資金面での不安を解消していくことが望めます。

■ 資金面の不安を解消する工夫の例

収入を増やす工夫	支出を減らす工夫	地域内でお金が循環する工夫
<ul style="list-style-type: none"> ・ 1つの事業だけでなく、多様な事業を展開し、収入の機会を増やす ・ 公共施設の指定管理や行政の委託事業を受託する ・ 地域住民からの会費や外部支援者からの寄附を集める ・ 地域の遊休資産の活用（地域の空き家をリノベーション） ・ 事業の収益性を高める（地域産品を地域外で売る地産外商等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設やホームページなどを他の組織と共同で整備・利用する（他の組織と共同で整備・利用することにより、設備費や利用料、固定資産税などの支出を抑える） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域内で調達できる物・事・人は、優先して活用する ・ 販売する農産物、設備や食品等を加工する際の原材料を地域内で調達し、地域内で消費する（地産地消） ・ チラシなどのデザイン発注やホームページでの情報発信なども地域内の事業者で行う

一歩進むための糸口

付加価値づくり・収入の増加のみならず、
お金の流れを意識した支出のあり方について検討しませんか？

地域で水道検針業務を受託して「小さな拠点」の運営資金に

(うんなん みとや なべやま 鳥根県雲南市三刀屋町鍋山地区「躍動と安らぎの里づくり鍋山」)

- ・雲南市三刀屋町鍋山地区で結成された地域自主組織「躍動と安らぎの里づくり鍋山」では、市の水道局から水道検針業務を受注し、年間90万円ほどの収入を得て非常勤スタッフを雇用し、「まめなか君の水道検針」を行っています。
- ・業務受託による毎月一度の検針の機会にあわせ、全ての家を回りながら声掛けをし、住民の安心安全を見守っています。この機会を使って健康状態の確認を行う場合もあります。「まめなか」とは出雲弁で「お元気ですか?」の意味で、水道検針と見守りを同時に行っています。
- ・地区では他にも、「安心生活応援隊」として雪かきなどで困る住民の支援、交流会や研修会の開催など、多様な取組みを展開しています。



多様な機能や主体との連携によって人件費や設備費をコストダウン

(きたかみ くない 岩手県北上市口内町「NPO 法人くちない」)

- ・地域住民有志で結成した「NPO 法人くちない」では、JA から運営を引き継いで運営する集落商店「店っこくちない」のレジの後ろに事務スペースを設けて、店番と兼ねることで、人件費と共通経費のコストダウンを図っています。
- ・また、店舗内には休憩コーナーがあるとともに、厨房を併設しており、総菜の製造・販売も行っているなどの多様な機能が集積して「小さな拠点」が形成され、多様な目的のために多くの人が集まることで常に交流が生まれ、にぎわいが生まれています。
- ・ホームページについても、NPO 法人くちない・北上市口内町自治協議会・口内地区交流センターが共同で運営することで、コストダウンを図りつつわかりやすく一元化された情報が発信されています。



- 人口減少が進み、地域運営組織の担い手が地域で見つかりにくくなる中で、外部支援者の協力を求めることは有効な手段です。特に平成の市町村合併によって合併した旧町村においては、役場が市役所の支所になってしまったことにより、地域の実情を知ったうえで行動する職員や、気軽に相談できる職員も減っています。
- そのような中、住民との協働、地域経営・地域自治といった視点から行政を展開する市町村が増え、また、市民協働課などの相談窓口、ボランティアセンターや市民活動支援センターなどの設置が進みつつあります。まずは、身近にある市町村の相談窓口を利用してみましょう。
- 都道府県においては、中間支援組織（後述）や総合支所と連携してプラットフォームを形成し、管内市町村や地域運営組織の相談窓口を一本化する取組を進めているところもあります。お住いの都道府県の支援策も確認してみましょう。
【参考】内閣府小さな拠点情報サイト「小さな拠点・地域運営組織の形成に関する事業・制度」(<https://www.chisou.go.jp/sousei/about/chiiisanakyoten/index.html>)
- また、国においては、平成 27 年度より、小さな拠点・地域運営組織の形成に向け、地方公共団体が最適な支援措置を選択できるよう、内閣府に「集落等の活性化に関する相談窓口」(https://www.chisou.go.jp/tiiki/onestop_shuraku.html)を設置しています。
- さらに、行政の枠にとらわれずに、地域運営組織の設立や活動を支援する中間支援組織や、各地で地域課題の解決を実践してきたアドバイザーやファシリテーターといった中間支援者も各地で増えてきています。そのような団体や支援者に、相談を投げかけるのも有効と考えられます。

■ 外部の支援者(例)

行政職員	中間支援組織・ 中間支援者	実践者・専門家	各種事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域担当職員 ・ 市民協働・まちづくり担当職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間支援組織（地域運営組織の設立・活動を支援） ・ 都道府県単位の中間支援ネットワーク・プラットフォーム 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各事業・ビジネスの実践経験者 ・ 流通ネットワーク、情報発信者等の事業支援者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対価を支払って事務作業を依頼 ・ 企業 CSR や社員研修の場の提供等による関わりの依頼

一歩進むための糸口

まずは市町村の相談窓口を活用し、
より実践的な内容は中間支援組織や中間支援者に相談してみませんか？

2. 地域運営組織の形態について

地域課題を解決するためには、「地域課題を共有して解決方法を検討・決定」するための「協議機能」と、「地域課題解決に向けた取組みを実践」するための「実行機能」が必要となります。したがって、地域課題の解決を担う地域運営組織にも両機能が備わっている必要があります。

全国の事例から見てみると、協議機能と実行機能の備え方には2種類のかたちがあり、それぞれメリット・デメリットがあります。

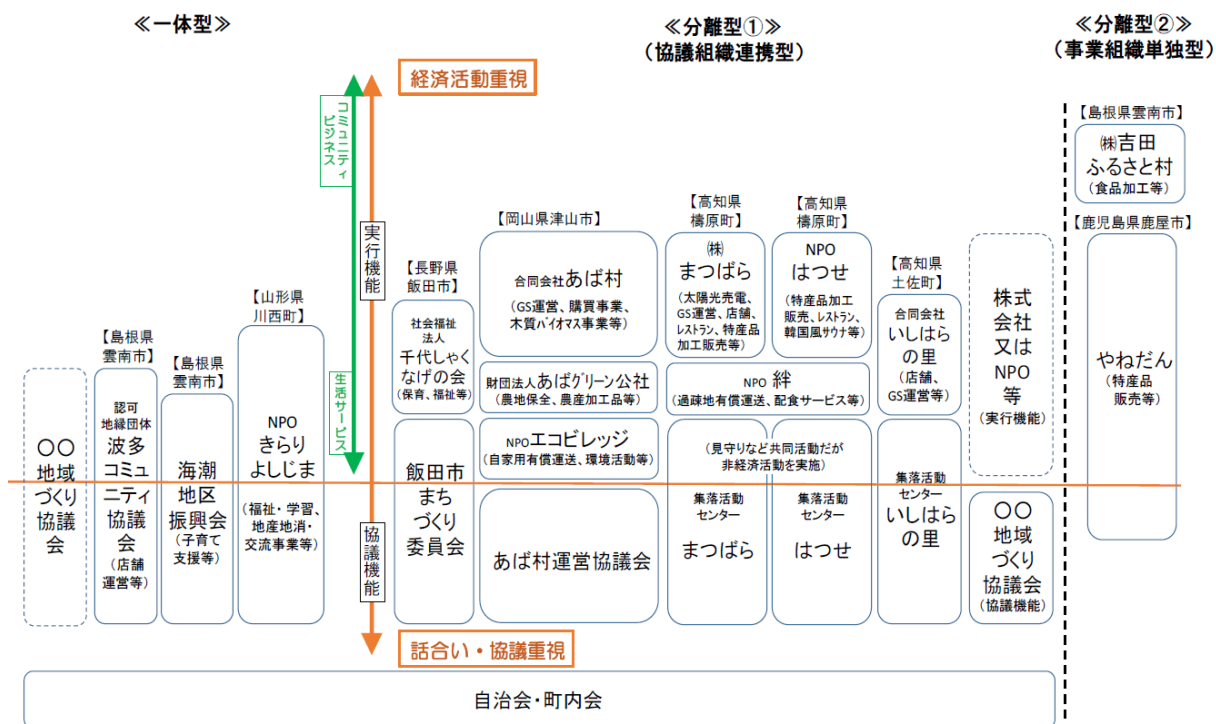
①一体型：協議機能と実行機能を同一の組織が併せ持つもの

②分離型：協議機能と実行機能を切り離し、いずれかの機能を有する組織となっているもの

一体型の場合には、地域住民の意思を事業に反映しやすい一方で、事業のリスクを地域全体に波及させてしまう恐れがあります。

分離型の場合には、事業に適した組織形態をとりうる一方、地域全体の最適性より各組織の事業を優先してしまう恐れがあります。

地域運営組織は自治会や町内会を母体とすることが多いことから、設立当初には協議機能を主とした一体型が多いと考えられますが、事業が進展してくると、各事業の展開方法などを機動的に意思決定したり、事業リスクを切り離したりする等の観点から分離型が選ばれる傾向があるようです。



出典：「地域の課題解決を目指す地域運営組織－その量的拡大と質的向上に向けて－最終報告」
(平成 28 年 12 月：内閣官房)

地域運営組織の法人化にあたり、一体型として協議機能と実行機能の両方を備えた組織にする場合には、NPO 法人（認定含む）や一般社団法人を選び、また、分離型として個々の連携する主体が事業を展開する場合には、法人格のない任意団体が協議機能を担い、実行機能を担う団体は株式会社や NPO 法人を選ぶことが多いようです。

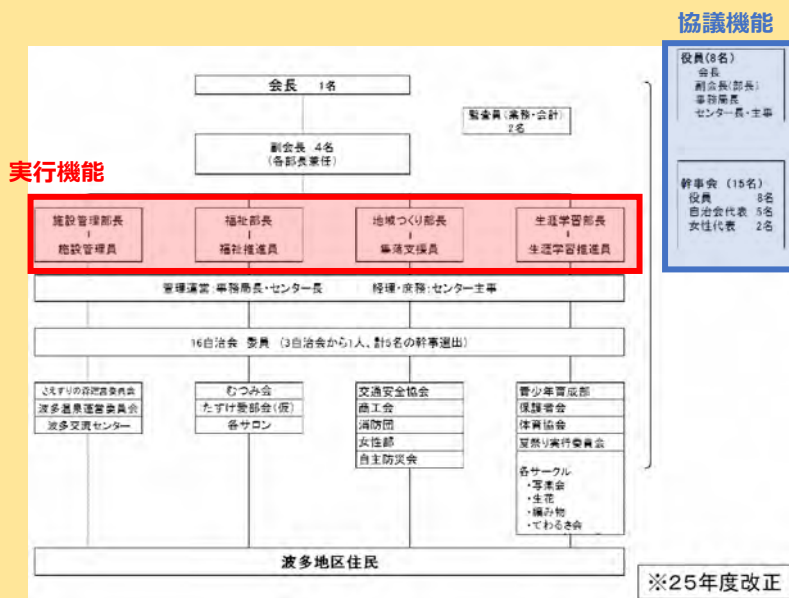
■ 一体型・分離型の地域運営組織の例

① 一体型の例:

うんなん かけや
島根県雲南市掛合町
は た
波多コミュニティ協議会

波多地区内の自治会長及び各種団体（消防団など）の代表の職に就いている者が住民個人として加入している組織です。

事務局を中心に4つの部会ごとに、地区内の交通手段の確保や防災、交流などの多様な事業を展開しています。



出典：「小さな拠点」づくりフォーラム in 島根発表資料

② 分離型の例:

ゆすはら
高知県梶原町(各地区)

地区ごとに協議組織として「集落活動センター」に「推進委員会」を設置し、意思決定の下で、地域内の既存の団体・企業や、さらには地域が必要とするサービスを提供する事業者を新たに創設して実行機関として連携し、協力して地域の維持・再生に取り組んでいます。



フットワーク軽く、各島の課題対策を素早く決断して自ら展開

(岡山県笠岡市「NPO 法人 かさおか島づくり海社」)

- ・笠岡諸島の7つの島それぞれ課題が山積する中で、これらに対応する組織がなかったことから、やる気のある人が集まり、観光振興やイベント実施、特産品の開発、移住促進、高齢者福祉、移動の足の確保など、多様な分野に取り組んでいます。
- ・1つの組織であることで、すぐに取り組まねばならないことや事業の方法などを決断しやすく、フットワークが軽いのが利点です。島ごとにリーダー的存在がいることから、ニーズを踏まえた事業を組み立てられるとともに、決定した事項が各島に伝わり、柔軟に体制を組んで取り組むことができます。
- ・1つの事業者として、パソコンや電話、経理システムなどを共有できるので、場所代・家賃を含めて支出を抑えられ、複数の組織で取り組む形と比べれば効率的です。高齢者移送用のワゴン車を多目的に利用したり、元気な高齢者にイベントの準備をしてもらうなど、事業の組合せにより相乗効果がみられます。
- ・本社事務局のスタッフは、事務経理からイベント、様々な事業の欠員の補充として、様々な事業・役割を担っています。これにより、あらゆる課題やニーズに柔軟に対応できるとともに、スタッフ自身も、様々な事業を担えることから、総合的に取り組む力がつくのでやりがいになっています。ただし、専門性を磨けず、キャリアパス・自己の発展が見込めないという課題や、地域を背負う責任を、NPO 法人やそのスタッフで担うことに大きな負担はあります。



前例にとらわれず、地域に必要なことを次々に展開

(高知県津野町「森の巣箱運営委員会」)

- ・廃校となった小学校を、地域からなくなった店舗と食堂・居酒屋や、地域を離れた子供たちが帰省した時の宿泊の場として活用することを計画し、平成15年に農村交流施設「森の巣箱」としてオープンしました。各種イベントや食堂・居酒屋での交流を活発に行うとともに、高齢者等が安心して暮らし続けられる環境づくりも進んでいます。
- ・地区会では新たな取組を行い難かったことから、若手中心で「床鍋とことん会」を発足して議論し、施設の完成とともに「森の巣箱運営委員会」に移行しました。地区会において地域としての意思決定を待つよりも、地域の声に基づいて必要な取組を企画して事業化していく行動力と柔軟性を持つことができる一方で、地域住民全員が関わる組織として、責任ある行動も求められます。
- ・店舗や飲食、宿泊、イベントなどを行っていますが、事務所は1か所で人・もの・金を融通させて事業展開しているため、効率的な経営ができています。



多様な組織が連携して、地域自らの手による地域づくりを展開

(岡山県津山市阿波地区「あば村運営協議会」)

- 各組織を取りまとめている「あば村運営協議会」が3か月に1回、役員や各組織の代表らが集まって話し合う場を設け、各組織が同じ方向性で取り組むよう調整し、サポートしあうようにしています。
- 平成26年には「合同会社あば村」を設立して商店とガソリンスタンドを運営し、「一般財団法人あばグリーン公社」と「NPO法人エコビレッジあば」とは役割分担・連携をして地域資源を活用した稼ぐ取組を行いながら地域住民の生活を総合的に支えています。
- 合同会社単独では採算をとることが難しいことから、協議会から合同会社に店長の給料の1/2分を補てんしています。また、協議会は、人件費としても活用できる、自立した仕組みづくりのための約300万円の市からの交付金を財源としてきました。協議会と合同会社は設置の趣旨が類似していることから、一つの施設に互いに看板を掲げて拠点として利用しています。
- 分離型の組織であることから、各組織において、取り組む事業や実施方法について意思決定ができ、地域課題への迅速な対応、柔軟な事業展開を可能にしています。さらには、組織や担い手の主体性の醸成にもつながっています。



意思決定する集落活動センターと実行組織を担う株式会社との連携

(高知県梶原町松原区「集落活動センターまつばら・株式会社まつばら」)

- ・「集落活動センターまつばら」では、推進委員会(23ページ参照)において区の将来像や年間の事業計画を策定します。
- ・「株式会社まつばら」は、ガソリンスタンドがなくなる危機感から地域のための会社として設立された事業会社であり、住みよい地域づくりに向けて、推進委員会での決定事項に沿って事業方法を検討し、ガソリンスタンドの経営などに取り組んでいます。
- ・実質的には両組織のメンバーがほぼ変わらないことから、方向性は共有されています。
- ・集落活動センターでは、町から各集落活動センターに交付される年間 200 万円の一部を株式会社まつばらに交付しており、事業の運営費として活用されています。
- ・株式会社まつばらは、質の高いサービスと効率性を意識しながら事業に専念し、一方、推進委員会は、あるべき像を追及して計画づくりや意思決定を行っています。



3. 法人化 の検討の進め方

内閣府の「令和5年度小さな拠点の形成に関する実態調査」によると、「地域運営組織がある」と回答したのは全1,718市町村のうち462市町村(26.9%)となっています。また地域運営組織の組織数は、全体で1,996団体となっている中で、そのうち1,146団体(57.4%)が「任意団体」と回答しています。この他、「認可地縁団体」は91団体(4.6%)、「認定法人」は4団体(0.2%)、「NPO法人(認定法人は除く)」は70団体(3.5%)と回答されています。

このように、現時点では地域運営組織のほとんどが“法人格がない状態”で、小さな拠点などにおいて事業を展開しています。今後、各地で地域運営組織が設立され、地域住民が必要とする事業を主体的に展開し、さらに活動の幅を広げつつ組織と事業を持続化していくためには、法人格の取得は基礎要件ともいえますが、多くの地域運営組織でその段階には至っておらず、今後の活動に制約が生じるおそれもあります。

そこで、みなさんで一度、法人格の必要性について、考えてみてはいかがでしょうか。ここでは、法人化のメリットと、具体的な法人格として考えられるものを複数ご紹介するとともに、みなさんのお住まいの地域ならびに地域運営組織がこれまでの活動経緯や今後の目標からするとどのような法人格が望まれるかについてまとめてみました。地域運営組織の法人格の種類について悩まれている方のみならず、みなさんも法人格の必要性について考えてみませんか。

	全体		総合戦略あり		総合戦略なし		
①認可地縁団体	91	(4.6%)	79	(5.4%)	12	(2.2%)	79 12
②認定法人(みなし寄附などの税制優遇措置の適用を受けるもの)	4	(0.2%)	3	(0.2%)	1	(0.2%)	3 1
③NPO法人(NPO法に基づく所轄庁の認証を受けた上記②以外のNPO法人)	70	(3.5%)	34	(2.3%)	36	(6.7%)	34 36
④株式会社	23	(1.2%)	20	(1.4%)	3	(0.6%)	20 3
⑤公益社団法人	1	(0.1%)	1	(0.1%)	0	(0.0%)	1 0
⑥一般社団法人	37	(1.9%)	29	(2.0%)	8	(1.5%)	29 8
⑦協同組合	1	(0.1%)	1	(0.1%)	0	(0.0%)	1 0
⑧農事組合法人	2	(0.1%)	2	(0.1%)	0	(0.0%)	2 0
⑨自治会・町内会(法人格を持たないもの。連合組織を除く。)	214	(10.7%)	160	(11.0%)	54	(10.0%)	160 54
⑩自治会・町内会の連合組織(法人格を持たないもの。)	376	(18.8%)	282	(19.4%)	94	(17.4%)	282 94
⑪任意団体(上記⑨⑩を除く。)	1,146	(57.4%)	823	(56.6%)	323	(59.7%)	823 323
⑫その他	31	(1.6%)	21	(1.4%)	10	(1.8%)	21 10

出典： 令和5年度小さな拠点の形成に関する実態調査(令和5年12月：内閣府)

地域運営組織をめぐる様々な不安

多くの事業を展開するようになり、様々な団体と契約を交わし始めたが、会長個人が契約する形で大丈夫だろうか？

寄附を受ける機会が増え、自治体からも指定管理契約や委託事業を受けるようになってきたが、組織としてしっかりしていくべきだが、人手が不足していてそれもままならない。

事業で失敗したり、事故が発生する恐れがあり、今のまま代表者が責任を負うようであれば、リーダーや役員のなり手がなくなるおそれがある。

法人格を取得することで、

代表者個人への負担に関する不安を解消し、

様々な団体と契約・連携しながら事業の幅を広げ、

経済的にも、組織やリーダーとなる人材の確保の面でも安定して、

地域運営組織を持続させていきやすくなります。

法人となるメリット

- ・法人化することにより、個人の財産と団体の財産を明確に区分できます。社会的な信頼性が高まり、行政からの補助金の獲得や委託事業の受託の可能性が拡大し、外部からの寄附も受けやすくなります。また、事業活動のために必要な資産（不動産や車両）などの保有もできるようになるため、地域運営組織で取り組むことができる事業の幅が広がります。必要な財産を法人名義で所有することによって、相続の問題も回避できます。
- ・任意団体として活動をしていく場合、様々な事業に伴う責任は代表者個人が負うこととなります。万が一、事業で損害が発生させた場合も、代表者個人の責任となってしまいます。しかし、法人化することにより、責任の所在が明確になることから、代表者個人への負担に関する責任を軽減することができます。
- ・代表者個人にかかる責任への不安を解消することで、組織の代表者となる人材を確保しやすくなります。また、代表者が安心して組織の経営や事業を担うことができるようになるため、活動の継続性が高まり、地域運営組織の発展にも有効です。

法人格の選び方

では、「地域運営組織」が法人化する際には、どのような法人格を選択すればよいのでしょうか。

地域運営組織が展開する活動は多種多様であり、上記のアンケート結果でも、NPO 法人をはじめ、認可地縁団体、一般社団法人、株式会社、合同会社など多様な法人制度が活用されています。

それぞれが目的を持って制度化されたものであるため、地域の課題解決を一手に担う地域運営組織として最適な法人格を選ぼうとすると一長一短があり、地域におけるこれまでの活動経緯や今後の目標を踏まえると、ここで悩んでしまう地域も少なくありません。

まずは、「組織の性格」や「取り組みたい事業」を中心に、どのような法人格を選択するか検討してみたいかがでしょうか。

■ 地域運営組織として活用されている様々な法人格とその特徴

	非営利団体				営利団体	
	認可地縁団体	一般社団法人	NPO 法人	認定 NPO 法人	株式会社	合同会社
目的事業	地域的な共同活動を行うこと	目的や事業に制約はない（公益・共益・収益事業も可）	特定非営利活動（20 分野）		定款に掲げる事業による営利の追求	
法人等の登記	不要（市町村長の告示が法人登記の対抗要件となる）	必要（登記して設立）				
議決権	1 人 1 票	原則、1 社員 1 票 ^{※1}	原則、1 社員 1 票 ^{※1}	1 社員 1 票 ^{※1}	出資比率による	1 人 1 票
主な設立要件	<ul style="list-style-type: none"> 不動産等を保有していること（予定含む） 地域的な共同活動を目的とし、実施していること 区域が客観的に定められていること 区域の住民が構成員となれ、その相当数の者が現に構成員であること 	社員 2 人以上	<ul style="list-style-type: none"> 特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること 営利を目的としないものであること 社員の資格の得喪に不当な条件を付けないこと 社員 10 人以上（常時）であること 		資本の提供	資本の提供
設立方法	市町村長が認可	公証人役場での定款認証後に登記して設立（準則主義）	所轄庁（43 ページ参照）の認証後に登記して設立	NPO 法人を所轄庁が認定	公証人役場での定款認証後に登記して設立（準則主義）	定款作成後、登記して設立（準則主義）
設立に要する費用（主なもの）	不要（団体証明書等の発行手数料は除く）	<ul style="list-style-type: none"> 定款認証の手数料 5 万円（電子認証の場合）^{※2} 登録免許税 6 万円 	不要		<ul style="list-style-type: none"> 定款認証の手数料 5 万円（電子認証の場合）^{※2} 登録免許税（資本金額の 0.7%）^{※3} 	登録免許税（資本金額の 0.7%） ^{※3} （定款作成は必要、認証は不要）
剰余金の分配	できない	できない	できない		できる	できる
課税 ^{※4}	収益事業にかかる所得のみ	全所得 ^{※5}	収益事業にかかる所得のみ		全所得	

みなし 寄附	なし	なし	あり ^{※6}	なし
寄附金 控除	なし	なし	あり ^{※7}	なし
作成義務の ある 主な書類	・財産目録（備置き）	・定款 ・事業報告書 ・損益計算書 ・貸借対照表 ・付属明細書	・事業報告書 ・活動計算書 ・貸借対照表 ・財産目録・年間役員名簿 ・前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名等を記載した書面 ・最新の役員名簿（備置き） ・定款等（備置き）	左欄に加え、 ・前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ・前事業年度の収益の明細など ・助成金の支給の実績を記載した書類 ・その他法令に規定されている書類の提出や備置きが義務付けられている ^{※8}

出典：「地域の課題解決のための地域運営組織に関する有識者会議（第3回）」（平成28年4月：内閣官房）資料、「暮らしを支える地域運営組織に関する調査研究事業 報告書」（平成28年3月：総務省）、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/inshi/7191.htm>）、法務局ホームページ（<http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/houjin3.html>）を基に、内閣府地方創生推進事務局作成

※1 一般社団法人及びNPO法人については、極端に不平等な場合を除き、定款で社員の議決権について別段の定め（例えば、ある種の社員については議決権を2票とする、など）を置くことは許容されている。但し、認定NPO法人については、認定基準として1社員1票であることが定められている。

※2 紙による認証の場合は、印紙代として別途4万円が必要。

※3 合同会社の場合、資本金額の0.7%が6万円に満たないときは、申請件数1件につき6万円。株式会社の場合、資本金額の0.7%が15万円に満たないときは、申請件数1件につき15万円。

※4 平成29年度の法人税率はいずれも23.4%。但し、所得金額が年800万円以下の場合は19%（株式会社及び合同会社は、資本金が1億円以下かつ所得金額が年800万円以下の場合は19%）。

※5 非営利型法人に該当する場合は、収益事業にかかる所得が課税対象（一般社団法人の項を参照。）。

※6 認定NPO法人について、収益事業に属する資産を特定非営利活動事業に支出した場合、収益事業から得た所得金額の50%又は年200万円を限度に損金算入可能（53ページ参照）。

※7 個人が認定NPO法人に寄附をすると、所得税の計算において、所得控除又は税額控除のいずれかを選択して確定申告を行うことにより、所得税の控除を受けることが可能（51ページ参照）。

※8 詳細については、内閣府NPOホームページ（<https://www.npo-homepage.go.jp/qa/ninteiseido/nintei-hantei-koukai#Q3-9-1>）をご覧ください。ほか、所轄庁へ問い合わせください。

コラム① NPO法人と一般社団法人の違いは？

上の図によると、NPO法人と一般社団法人は共通点が多いようですが、法人格を選択する際は、どのような点に気を付ければよいのでしょうか？

NPO法人は、社会貢献活動を主目的に活動する団体です。設立に当たっては、登記費用の必要がありませんが、一般社団法人に比べ、時間と手続が多く必要です。また、運営に当たっては、毎年、所轄庁への報告書の提出などの他、情報公開の義務を果たすことによって、社会的な信頼性を得ることで寄附金を集めやすくなると考えられます。さらに、認定NPO法人になれば、個人が寄附した際に寄附金控除が受けられるなどの優遇措置があるため、さらに寄附を集めやすくなったり、収益事業による収益の一部を非収益事業の経費に充てることで、法人税を軽減したりすることができます（51ページ参照）。





一般社団法人は、事業内容に制限がない自由度の高い団体です。また、設立の手続が簡易であることが特徴です（57ページ参照）。以上のことから、

- ① 情報公開等の義務も果たしながら、将来的に、社会的な信頼を担保により多くの寄附金を集めて事業を行っていくことを視野に入れている場合は、NPO法人
- ② 営利・非営利問わず幅広い事業をやりたい場合や、設立手続を短期間で行いたい場合は、一般社団法人という観点で、法人格を選択してみてもいいかがでしょうか。

検討の進め方（例）

「法人化」の検討は、現在の団体の状況やこれから設立しようとしている団体の活躍の方向性などに大きく左右されます。

このため、早い段階で自治体などに相談しつつ地域住民の意見も聞きながら、まずは役員会などで、地域づくりの方向性を決めるところから始めてみましょう。

手順	テーマ	確認事項
1	自治体などへの事前相談	市町村の担当課や市民活動支援センターなどと考え方や検討の進め方、必要な手続等の相談をしましょう 
2	地域住民への検討着手の周知	地域住民に対して、法人化に向けた検討を行う旨を周知しましょう 
3	事業や資産の棚卸し・確認	自分たちが現在取り組んでいる事業や自分たちが持っている資産を確認しましょう 
4	勉強会などでの会員などとの意見交換	地域内の関連団体や地域住民に説明し、意見を聞きながら案をまとめましょう 
5	事業・組織案の具体化	地域運営組織が取り組む事業を具体化しながら、組織の体系などを検討しましょう
6	役員会で方針決定	地域運営組織として法人化を進めるかどうか、また、どのような法人格を選択するか、役員会で方針を決めましょう

【詳細版】検討の進め方（例）

手順	テーマ	確認事項	ポイントアドバイス
1	自治体などへの事前相談	市町村の担当課や市民活動支援センターなどと考え方や検討の進め方、必要な手続等の相談をしましょう ・進め方は、基本、各団体に委ねられますが、申請要件や支援メニュー、他地域の事例等を確認し、検討しましょう。	・前例がない自治体では、自治体担当課の職員も準備が必要になります。 ・担当課の準備時間も見込んだ予約を入れましょう。
2	地域住民への検討着手の周知	地域住民に対して、法人化に向けた検討を行う旨を周知しましょう ・多くの団体で、役員会で方針や活動案をつくり、総会で決定する手続がとられています。 ・役員会は月1回程度のペースで開催されるため、徐々に議論を深めていくなど、計画的に情報提供と議案を提示し、一つずつ決めていくことが重要です。	・組織が今後、多くの住民の関与と多様な団体との連携を図っていくためには、法人化の背景や目標などについて、当初からの情報共有と意見交換が重要です。
3	事業や資産の棚卸し・確認	自分たちが現在取り組んでいる事業や自分たちが持っている資産を確認しましょう ・検討のとりかかりとして、現在取り組んでいる事業について棚卸しをするとともに、必要と考える事業のアイデア出しと整理を行いましょ。う。 ・事業展開にあたって、団体が使うことができる資産の現状を確認しましょう。	・歴史が長い自治会などは、不動産の保有状況を確認するだけで時間を要することがあります。 ・分からない時や住民では調べ切れない時は、自治体に相談しましょう。
4	勉強会などでの会員などとの意見交換	地域内の関連団体や地域住民に説明し、意見を聞きながら案をまとめましょう ・取組みの背景や課題、メリット・デメリットについて説明しながら、情報を共有しましょう。 ・必要に応じてアンケートも行い、法人化後も地域住民が「じぶんごと」として捉えてもらう工夫をしましょう。	・行政職員や他地域の実践者を呼ぶのも効果的です。 ・アンケートは、若者や女性の声も聞くために「1人1票」とし、年齢層や性別に集計することも有効です。 ・広報などで意見を募集する方法もあります。
5	事業・組織案の具体化	地域運営組織が取り組む事業を具体化しながら、組織の体系などを検討しましょう ・地域運営組織が取り組む事業を明確にし、また、自治会・町内会や他の団体との関係を明確にしましょう。	・例えば、地域内の各団体の連携関係を図で表すなどの工夫をすると地域住民の間で共有しやすくなります。
6	役員会で方針決定	地域運営組織として法人化を進めるかどうか、また、どのような法人格を選択するか、役員会で方針を決めましょう ・役員会の仕事として法人化の可否の判断と、選択する法人格について決定を行います。その後、総会に諮ります。	・地域住民の意見を踏まえて判断しましょう。

(1) 認可地縁団体

認可地縁団体とは、自治会や町内会といった地縁による団体が市町村長の認可を受けて法人格を取得した団体で、不動産等を認可地縁団体名義で所有し、登記等ができるようになります。

特徴

自治会や町内会で所有している不動産等について、代表者の個人名義ではなく、認可地縁団体名義で所有し、登記等が可能です。

認可地縁団体と地域づくり

自治会や町内会といった地縁による団体は法人格を有していないため、集会所等の活動拠点を所有する際には、会長や役員といった個人の名義、もしくは複数名の共有名義で登記等をするのが一般的であることから、名義人に相続や債務等の関係で問題が起こると、団体の資産管理の面で課題がありました。

このため、平成3年の地方自治法の改正によって、地縁による団体が一定の要件を満たす場合に市町村長の認可を受けて法人格を取得し、不動産登記の登記名義人となることができる制度（認可地縁団体制度）が導入されました。

認可地縁団体になることにより、不動産等（例：集会所等の活動拠点）を認可地縁団体名義で所有することができるようになり、団体の資産管理が安定化することから、より良い地域活動が期待できます。

留意事項（認可を受ける前と比べて）

告示事項（代表者の氏名等）や規約の変更には市町村への届出が必要になります。なお、告示事項の変更は、届出に基づき告示事項に変更があった旨の告示が行われたい限り、その変更について第三者に対抗できません。また、規約の変更は、市町村長の認可を受けなければその効力を生じません。

主な相談先

市町村 … 自治会・町内会を担当する課
(市民協働課、市民活動支援課、地域振興課 など)

例1

はた 波多コミュニティ協議会（島根県雲南市掛合町波多地区）

- 「波多コミュニティ協議会」は、波多地区内の自治会長及び各種団体（消防団など）の代表の職に就いている者が住民個人として加入している認可地縁団体です。
- 車を持たない高齢者等から要望があったため、協議会が車両を購入して地域内交通を実施することとなりましたが、事故等による契約上のリスクを個人に負わせないように団体名義で保有したかったため、平成23年3月、認可地縁団体となりました。



展開している主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内交通のほかにも、廃校を活用した店舗「はたマーケット」を運営するとともに、高齢者等を中心としたサロンなどの催しを実施しています。 ・また、指定管理により波多温泉「満壽<small>まんじゆ</small>の湯」の運営にも取り組んでいます。
認可を受けたきっかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内交通を実施するための軽自動車を所有するにあたり、個人車両では事故の際の扱いなどに問題が生じかねないため、認可地縁団体となりました。
認可を受けることのメリットと効果・影響	<ul style="list-style-type: none"> ・認可地縁団体になったことにより、認可地縁団体名義で車両を保有することができました。 ・「はたマーケット」の開設の際、助成金や融資、寄附金などで費用を賄いましたが、特に融資において、法人格があることにより、組織の安定性・信頼性や資産の担保といった面で有効に機能しました。 ・法人格があることにより、波多温泉「満壽の湯」の指定管理業務の受託など、認可地縁団体名義で契約を締結することができました。
認可を受ける際の苦労とその対策	<ul style="list-style-type: none"> ・認可地縁団体は、市町村長の告示により第三者に対して法人格を得たことを対抗できるものであり、法人登記が不要なため、融資の際、法人格について説明するのに時間を要しました。
認可を受ける意義	<ul style="list-style-type: none"> ・認可地縁団体名義で様々な契約行為や車両等の資産を保有できるようになり、団体の活動基盤が安定しました。 ・“地縁に根差した組織という実態”を反映しやすい法人格制度だと考えます。

認可を受けるメリット

地縁による団体として対外的な信頼性が増すものであり、認可地縁団体名義で資産の保有や契約行為が可能のため、事業を続けやすくなります。

設立の流れ（例）

認可地縁団体として認可を受けるには、自治会・町内会としての活動の目的や実績などの整理と、総会での議決が必要になります。

●ステップ1. 自治会・町内会の総会で議決する

手順	テーマ	確認事項
1	市町村との情報共有と申請手順の確認	市町村の担当課と情報を共有し、具体的な申請手順を整理しましょう
2	申請書類案の作成、相談	申請に必要な書類を作成し、市町村担当課と相談しましょう
3	総会議決への段取りの確定	総会議決に向けた段取りやスケジュールを確定しましょう
4	構成員向けの説明資料の作成と会員の理解	必要性を示した説明資料を作成し、構成員の理解を得ましょう
5	総会の開催と議決	総会を開催し、認可地縁団体の認可申請の議決を行いましょう



●ステップ2. 市町村に認可申請を行い、運用の体制を整える

手順	テーマ	確認事項
1	市町村への認可申請	認可申請を行い、結果を待ちましょう
2	申請結果の周知や今後の運営等の話し合い	認可された場合にはその旨を周知するとともに、今後の運用について話し合いましょう
3	印鑑登録の実施	団体としての印鑑登録を行いましょう
4	登記名義の変更	法務局で登記名義の変更をしましょう

参考情報

- ・自治体によっては、不動産の名義を認可地縁団体に変更する費用に対して融資制度などを設けていることがありますので、他の支援策も含めて担当課に相談してみましょう。
- ・保有が認められている財産は、次の通りです。
 - ① 不動産登記法上登記できる権利
 - 土地・建物の所有権、地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権
 - 抵当権、賃借権、採石権
 - ② 立木の所有権、抵当権
 - ③ 登録を要する金融資産（国債、地方債、社債）
 - ④ その他地域的な共同活動に資する資産であって登録を要するもの（例：除雪／福祉／警備等の目的の車両）

【参考】「自治会、町内会等法人化の手引(第2次改訂版)」(平成27年、地縁団体研究会)

※ 詳細や市町村独自の支援策などについては、各市町村の窓口でご相談ください。

(2) NPO 法人

NPO 法人とは、社会貢献活動を主目的に活動する団体で、情報公開等により市民への説明責任を果たすことにより、行政や民間からの補助金・助成金を獲得しやすくなるとともに、寄附も受け入れやすくなると考えられます。

特徴

- ①社員（会員）が 10 名以上いれば設立でき、登記費用も不要です。
- ②NPO 法人は、所轄庁（都道府県又は政令指定都市：42 ページ参照）への事業報告書等の提出や、その他の情報公開の義務があり、法人自らがこれらの義務を果たすことによって、行政や民間からの補助金・助成金を獲得しやすくなり、寄附の受け入れや事業を行いやすくなることにつながると考えられます。
- ③あわせて、地域内の住民や団体の協力・参画意識も高まり、地域外の団体等との連携もしやすくなります。

NPO 法人と地域づくり

NPO 法人は特定非営利活動促進法に基づき設立される法人で、法で定められた 20 の分野の社会貢献活動を主目的に活動をする団体です。これらの団体が安定的・継続的・発展的に活動できるように、法律で法人格を付与することによって、資産の保有や銀行口座の開設が可能になり、また資金調達や契約などがしやすくなります。近年、国の中小企業支援策の対象が NPO 法人にも拡大されたり、あるいは、NPO 法人に融資する金融機関も増えてくるなど、資金調達がしやすくなってきています。

【法で定められた 20 の分野】

一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動	十二 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
二 社会教育の推進を図る活動	十三 子どもの健全育成を図る活動
三 まちづくりの推進を図る活動	十四 情報化社会の発展を図る活動
四 観光の振興を図る活動	十五 科学技術の振興を図る活動
五 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動	十六 経済活動の活性化を図る活動
六 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	十七 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
七 環境の保全を図る活動	十八 消費者の保護を図る活動
八 災害救援活動	十九 活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
九 地域安全活動	二十 都道府県又は指定都市の条例で定める活動
十 人権の擁護又は平和の推進を図る活動	
十一 国際協力の活動	

留意事項（NPO 法人になる前と比べて）

- ・情報公開を通じた市民による緩やかな監視が前提となっている制度であるため、広範な情報公開制度が設けられており、活動内容や決算の情報などを、会員外の第三者にも公表しなければなりません。

主な相談先

- ・都道府県又は政令指定都市 … 市民協働など市民活動を担当する課
- ・地域の NPO 支援センター等

地域住民主体型の NPO 法人

特定非営利活動促進法では、「社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと」と規定されており、市町村内の一定の区域の地域住民が主体となって活動することを念頭に置く地域運営組織が NPO 法人化する際に社員の資格に地域的な限定を加えることが、この「不当な条件」に該当するかという点については、これまで内閣府 NPO ホームページ等において示されていました。

これをさらに明確化するために、内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付参事官（共助社会づくり推進担当）より、平成 28 年 5 月 30 日付で「地域運営組織の法人格として特定非営利活動法人を活用することについて」が所轄庁へ発出されました。

同通知では、NPO 法人について、社員資格を市町村よりも狭い地域（旧町村の地域や小学校区等）の住民に実質的に限定することは、事業内容等との関連から見て合理的なものであれば、一般論として許容されるとの法解釈をさらに明確化する*とともに、実際にも NPO 法人認証事務を行う所轄庁においては柔軟な運用により認証を行っている旨が示されています。（「地域の課題解決を目指す地域運営組織 – その量的拡大と質的向上に向けて – 最終報告」（平成 28 年 12 月：内閣官房）

※内閣府 NPO ホームページ「NPO 法 Q&A (<https://www.npo-homepage.go.jp/qa>)」より

Q2-1-9 「社員を『〇〇町△△丁目、〇〇町□□地域在住者に限る』とすることは、『不当な条件』にあたりますか。」

A 社員の資格を特定の地域の住民に限る場合でも、その制限が事業内容等との関連から見て合理的なものであれば、「不当な条件」に当たらない場合もあると考えられます。どのような制限であれば不当な条件とならないかについては、一律に決まるものではなく、地域の限定の仕方と事業内容との相関関係で判断することになります。社員を最小行政単位である市（区）町村在住者に限ることは、通常、「不当な条件」には当たらないものと考えられます。しかし、例えば「△△丁目」といった極めて限定された地域の住民以外の者が社員として加入することを、一切拒否するのであれば、実質的に共益的・親睦会的な団体運営を意図するものとして、「不当な条件」とならざるを得ないでしょう。

このため、例えば「この法人の活動に賛同し、かつ常時活動に参加できる者」といった規定のように、地域に在住する者を念頭に置きながらも、法人の活動に賛同する者や積極的に活動へ参画できる多地域在住者の参加の余地を残しておくことが望ましいと考えられます。（略）

信用保証制度の活用

NPO 法人への融資を中小企業信用保険の付保対象に追加する等の措置を講じた「株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律」が、平成 27 年 10 月から施行されました。これにより、NPO 法人が信用保証制度を利用することが可能となりました。

信用保証制度とは、NPO 法人や中小企業者等が金融機関から事業資金を借り入れる際、信用保証協会が公的な保証人になることにより、資金繰りを円滑にすることを目的としています。一般的には、金融機関を通して信用保証協会に信用保証料を払い込みます。融資が返済不履行になった場合は、信用保証協会により金融機関に対し代位弁済が行われます。

例1

NPO 法人 きらりよしじまネットワーク (山形県川西町吉島地区)

- 「NPO 法人 きらりよしじまネットワーク」は、平成 19 年に、吉島地区の全世帯（当時、746 世帯）が加入する形で設立しました。以降、行政と協働する地域代表の組織として、地域が必要とする事業に行政と連携して取り組んでいます。
- 特に、若者を中心に人材育成を図りながら、住み続けられる地域づくりを、徹底した進行管理のもとで展開しています。



展開している主な事業	<ul style="list-style-type: none">・子育て支援とともに青少年健全育成のための事業を展開し、高齢者向けの安否確認と買い物支援の事業や、防災への対策等も展開しています。・6次産業化を推進するため地域食堂「まんま屋」の運営とともに、都市農村交流ビジネスを展開し、各種事業のための資金づくりも行っています。・人材育成にも力を入れており、全 19 の自治公民館から若者を推薦してもらい、キャリアアッププランを提示しながら地域指導者を育成しています。
法人格を得るきっかけ	<ul style="list-style-type: none">・平成 16 年、公民館の公設民営化を機に、住民で将来像を描いて実行していくために検討を開始し、3年かけて組織化を図りました。・行政と対等な関係で協働のまちづくりを進めていくために、公共性が高く、地区の誰でも参加できる NPO 法人を選択しました。
法人格を得ることのメリットと効果・影響	<ul style="list-style-type: none">・法人格があることで、多様な主体との契約・取引が円滑にできます。数千万円の会計は、代表個人への負担ではできません。・地域を代表する NPO 法人として位置づけられることで、社会的な立場と責任を負うことになり、スタッフの日々の行動を律するとともに、行政や各種団体からも、対等な関係で話し合いや事業をできています。
法人格を得る際の苦労	<ul style="list-style-type: none">・行政の支援があったとともに、様式や書き方が整備されていることから、手続上、苦労することはありませんでした。・定款については、住民でしっかり議論して作り上げていくことが重要です。
「地域運営組織」が NPO 法人になる意義	<ul style="list-style-type: none">・全住民が加入する地域運営組織を立ち上げ、全住民で運営していく上では、比較的参加が自由な NPO 法人が適しています。公共性も有していることから、行政とも対等な関係を築くことができます。・収益事業に対しても、持続的に地域運営をしていく上では必要であり、NPO 法人であっても収益事業も積極的に展開し、不採算の住民サービス事業に収益を回したり、税を行政に納めることも重要です。

法人格を得るメリット

全世帯の参加する NPO 法人であることで、行政と対等の関係で、協働による地域づくりを展開できています。

例2

NPO 法人 はつせ（高知県梶原町初瀬区）

- 「NPO 法人 はつせ」は、平成 26 年に人口 142 人の初瀬区において設立され、サウナとレストランの経営を行っています。
- 交通不便な松原区とともに、平成 23 年に「NPO 法人 絆」を設立し、過疎地有償運送に取り組んできました。初瀬区では、平成 24 年から住民が「生きる仕組みづくり」のために話し合いと検討を進め、「NPO 法人 絆」に次いで、「NPO 法人 はつせ」を組織化しました。




展開している主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ・韓国との交流から生まれたキムチづくりを行っています。 ・平成 27 年 3 月からは、韓国式サウナとレストランの経営を開始し、10 人以上の雇用が生まれています。
法人格を得るきっかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・既に過疎地有償運送を行うために「NPO 法人 絆」の運営を行っていたこともあり、ノウハウを得ているという点からも法人格取得については積極的でした。その後、法人格の取得に向けて住民で話し合いを進める中で韓国式サウナやレストランの経営など、取り組みたいことはすべて NPO 法人でできそうだという事となり、「NPO 法人 はつせ」を設立することとしました。
法人格を得ることのメリットと効果・影響	<ul style="list-style-type: none"> ・公益的な組織であることの認証を受けた NPO 法人であることによって、民間事業者から信頼感を得ることができ、円滑な取引をすることができます。 ・また、責任体制が明確となり、組織運営にかかる手順や手続も明確となることから、法人格を有する団体で事業をした方が、団体の役員としても、それを任せる地域住民としても、安心できます。
法人格を得る際の苦労	<ul style="list-style-type: none"> ・既に、「NPO 法人 絆」の設立経験があったことに加え、役場担当者が必要書類等の作成を支援してくれたことからそれほど手間はかかりませんでした。
「地域運営組織」が NPO 法人になる意義	<ul style="list-style-type: none"> ・地域を代表する組織としては、公平性や公益性が求められます。NPO 法人は、事業で得た活動範囲を超える収益は地域貢献活動のお金として利用することとなるため、その点で向いていると考えられます。 ・設立当初からサウナやレストランなど営利事業も想定していました。きちんと税を納めれば問題なく行うことができ、そこで得られる収益を地域のために使う目標があることから、NPO 法人は有効であると考えます。

法人格を得るメリット

NPO 法人の取得により、多様な主体と取引を行いながら、地域運営に必要な稼ぐ事業を行って地域に還元できます。

年会費を 100 円にすることで、ほぼ全住民の参加を促進

(静岡県浜松市天竜区熊地区「NPO 法人 夢未来くんま」)

- ・住民が地域に誇りを持ち、心豊かで安心して支え合うことのできるシステムづくりを目指して、地域の女性が中心となって特産品の加工製造販売や食堂の運営、福祉サービスなどを展開しています。組織が地域住民全員によって運営され、収益は地域に還元していくといった目的から NPO 法人格を取得し、事業を安定的に展開しています。
- 
- ・3つの団体の会計（協議会、水車の里、かあさんの店）を統合して作る組織を「みんなの組織」とするために、地域住民全員の参加を目指して正会員については入会金 1,000 円・年会費を 100 円としており、その額の低さもあって現在もほぼ住民全員が正会員となっています（未成年は除く。）。
 - ・地域住民による運営（議決権）を中心に据えるために、定款では、正会員を特定非営利活動促進法における「社員」とし、同法において「社員」とはならない議決権のない賛助会員と特別会員を設定しています。賛助会員は年間会費 5,000 円で、地区の出身者や地区外の物販参加者が資金面で応援してくれています。
 - ・年に一度開かれる総会では、特定非営利活動促進法により、正会員全員の参加が求められていますが、収容できる会場が地区にはないこともあり、委任状を出して意思表示する地域住民が多いです。近年、委任状を出す人が増えてきているため、全員を収容できる会場はないものの、出席者を増やすために、地区外の実践者を招いての講演会を総会とあわせて開催する予定としています。
 - ・季刊「ゆめまち通信」を発行するとともに頻りに自治会などで事業等の説明をしていることもあり、組織や活動についてほとんどの人が最新の情報を共有しています。地域住民みんなで支えているという意識があって、地域住民のほとんどが頻りに購買・飲食をしており、また、年に一度の「大“寒”謝祭」には、地域住民を含めて約 1,000 人が来場してサービスを提供しあっています。

営利事業と非営利事業を切り分けつつ連携して会計・税制面で工夫

(同)

- ・現在、4つの部があり、「水車部で儲けて、しあわせ部・いきがい部・ふるさと部の福祉・教育交流・環境維持の活動費を賄う」といったイメージで経営を行っています。
- ・会計上、営利事業（加工物販・飲食）と非営利事業（福祉・環境整備・教育交流）で分けていますが、前年度までの傾向に基づいて計画を立てた上で、会計士による管理・アドバイスを受けながら、管理のための人件費や設備の費用などをうまく按分して非営利部門を支えています。

NPO 法人の設立の流れ（例）

「NPO 法人」の申請には、事業や予算の案などについて、決められた様式に則って作成する必要があります。

●ステップ1. どんな目標を持ち、どんな事業をするか決めましょう

手順	テーマ	確認事項
1	法人化の目標や事業の分野の明確化と共有	団体が何のために NPO 法人となるのか、なつてどのような事業を展開するかを明確にし、会員で共有しましょう。
2	申請に向けた相談	検討の経緯や現時点の考え方について、所轄庁（42 ページ参照）あるいは都道府県から事務を移譲された市町村の担当課と共有し、具体的な手順を整理しましょう
3	申請に必要な手続の確認	申請に必要な手続について確認をしましょう
4	目的・事業・予算の見通しを立てる	NPO 法人の資格を満たす目的・事業・予算の見通しを立てましょう
5	組織体制・運営のルールを決める	役員や社員、総会や理事会、事務局等の体制と運営のルールを決めましょう



●ステップ2. 申請書類を作り、団体の総会で決議しましょう

手順	テーマ	確認事項
1	申請書類の確認	申請に必要な書類について、様式の確認をしましょう
2	設立趣旨書の作成	設立の目的や経緯、必要性等を設立趣旨書にまとめましょう
3	定款の作成	法人を運営するための規定をまとめましょう
4	事業計画書・活動予算書の作成	設立当初の事業年度と翌事業年度の事業計画と活動予算をまとめましょう
5	その他の書類の用意	役員名簿や確認書などの書類をそろえましょう
6	総会決議への段取りの確定	総会での決議に向けた段取りを確定しましょう
7	関係者向けの説明資料の作成と配布	取組みが必要なことを周知するための資料を作成し、事前に関係者に配布しましょう
8	設立総会の開催と議決	総会を開催し、申請に向けた議決をとりましょう



●ステップ3. 認証申請を行い、法人としての手続をしましょう

手順	テーマ	確認事項
1	所轄庁への認証申請	所轄庁に申請を行い、結果を待ちましょう
2	印鑑登録の実施	理事の印鑑登録を行いましょう
3	設立登記の手続	設立登記を法務局で行い、完了の報告を行政の担当課に行いましょう

4	税金の手続	税務署、都道府県税事務所、及び市町村に届け出をしましょう（東京23区の場合、税務署と都税事務所）
5	保険の手続	労災・雇用・社会保険に関する手続を行いましょう
6	認証結果や今後の運営の広報の実施	認証されたことや今後の運用について、地域住民向けに広報をしましょう

NPO 法人の法人税について

NPO 法人の場合、収益事業から生じた所得は法人税の課税対象になります。収益事業とは以下の34の事業（その性質上その事業に付随して行われる行為を含みます。）で、継続して事業場を設けて行われるものをいいます。そのため、事業報告書において「特定非営利活動に係る事業」と位置付けている事業から生じた所得であっても、以下の34事業に該当する場合は、法人税が課税されます。

1	物品販売業	10	請負業	19	仲立業	28	遊覧所業
2	不動産販売業	11	印刷業	20	問屋業	29	医療保健業
3	金銭貸付業	12	出版業	21	鉱業	30	技芸教授業
4	物品貸付業	13	写真業	22	土石採取業	31	駐車場業
5	不動産貸付業	14	席貸業	23	浴場業	32	信用保証業
6	製造業	15	旅館業	24	理容業	33	無体財産権の提供等を行う事業
7	通信業	16	料理店業その他の飲食店業	25	美容業	34	労働者派遣業
8	運送業	17	周旋業	26	興行業		
9	倉庫業	18	代理業	27	遊技所業		

（注）法律の規定に基づいて行われる一定の事業のほか、上記に掲げる種類の事業であっても、「身体障害者及び生活保護者等が事業に従事する者の総数の2分の1以上を占め、かつ、その事業がこれらの者の生活の保護に寄与しているもの等」は、その種類を問わず収益事業から除かれています（法人税法施行令5②）。

NPO 法人の所轄庁

所轄庁とは、NPO 法人の認証権及び監督権を持つ行政機関を指します。

原則として主たる事務所が所在する都道府県知事となりますが、その事務所が一の指定都市の区域内のみに所在する場合は、当該指定都市の長となります。

【所轄庁となる行政機関の条件】

- (1) 2つ以上の都道府県の区域に事務所を有する場合…「主たる事務所」の都道府県※
- (2) 「主たる事務所」が1の政令指定都市の区域内のみに所在する場合…当該政令指定都市
- (3) 2以外で1つの都道府県の区域のみに事務所がある場合…当該都道府県

※各都道府県から各市町村へ事務が移譲されている場合があります。詳しくはお近くの所轄庁へお問い合わせください。

(3) 認定 NPO 法人

認定 NPO 法人とは、NPO 法人のうち一定の基準を満たすことで所轄庁からの認定を受けた法人です。税制上の優遇措置があるとともに、一層の情報公開やより適切な業務運営が求められるため、高い社会的責任を有する団体です。

特徴

① 認定 NPO 法人制度は NPO 法人への寄附を促すことにより、NPO 法人の活動を支援するために設けられた措置です。税制優遇の措置があるため、NPO 法人より寄附を集めやすくなります。

例えば・・・

- ✓ 個人が寄附した場合、寄附金控除を受けられます。(所得控除、税額控除)
- ✓ 相続人が寄附した場合、寄附をした相続財産が非課税となります。
- ✓ 法人が寄附した場合、損金算入限度額の枠が拡大されます。

② 認定 NPO 法人が法人税法上の収益事業を行った場合、法人税の軽減措置を利用できます。

(みなし寄附金[※])

※みなし寄附金とは…収益事業から得た利益を収益事業以外の特定非営利活動事業に使用した場合に、この分を寄附金とみなし、一定の範囲で損金に算入できるという制度です。結果的として、収益事業にかかる法人税が軽減されます。

③ さらに、社会的に信頼性が向上し、多様な主体との連携を進めやすくなります。

認定 NPO 法人と地域づくり

認定 NPO 法人は、NPO 法人がより多くの資金を集めて活動ができるように寄附金に関する優遇措置を認められた法人で、寄附をする人にも、寄附を受ける団体にも税制上の優遇がなされます。

地域住民や地域で育った人などに事業・活動のための資金を募りやすくなり、安定した財源をもって持続的に事業・活動を展開し続けられることができます。また、52 ページのとおり、認定 NPO 法人に寄附をした場合に相続財産が非課税となる税制優遇措置も設けられていることから、相続財産の寄附を促すことにより地域外への財産流出を防ぐことにもつながると考えられます。

認定を受けようとする NPO 法人は、申請にあたって次の 9 つの認定基準に適合する必要があります。

- ① パブリック・サポート・テスト (PST) に適合すること 条例指定 NPO 法人は免除
- ② 事業活動において、共益的な活動の占める割合が 50% 未満であること (共益性に関する基準) 条例指定 NPO 法人は一部免除
- ③ 運営組織及び経理が適正であること
- ④ 事業活動の内容が適正であること
- ⑤ 情報公開を適切に行っていること
- ⑥ 事業報告書等を所轄庁に提出していること
- ⑦ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと
- ⑧ 設立の日から 1 年を超える期間が経過していること
- ⑨ 欠格事由に該当していないこと (法令違反や税の滞納等)

①パブリック・サポート・テスト(PST)とは・・・

認定基準①のパブリック・サポート・テスト（PST）とは、広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準であり、認定基準のポイントとなるものです。PST の判定に当たっては、「相対値基準」、「絶対値基準」、「条例個別指定基準」のうち、いずれかの基準を選択できます。

相対値基準	実績判定期間※における経常収入金額のうち寄附金等収入金額の占める割合が5分の1以上であることを求める基準です。
絶対値基準	実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数が、年平均100人以上であることを求める基準です。
条例個別指定	認定NPO法人としての認定申請書の提出前日までに、事務所のある都道府県又は市区町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けていることを求める基準です。ただし、認定申請書の提出前日までに条例の効力が生じている必要があります。

出典：内閣府 NPO ホームページ

※実績判定期間とは、認定を受けようとする法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年（過去に認定を受けたことのない法人又は特例認定を受ける法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいいます。

②公益性に関する基準とは・・・

認定NPO法人は、その活動が「公益性」を持たねばならず、主な事業が「共益的（特定の範囲・特定の対象に向けられたもの）」とならないよう気を付けなければなりません。

そのため、実績判定期間における、以下のAからFの事業活動の割合が、NPO法人の事業活動全体の50%未満である必要があります。

A. 会員等のみを対象とした物品の販売やサービスの提供	B. 会員等のみが参加する会議や会報誌の発行
C. 特定のグループにのみ便益が及ぶ活動	D. 特定の人物や著作物に関する普及啓発や広告宣伝などの活動
E. 特定の者の意に反した行為を求める活動	F. 特定の地域に居住する者にのみ便益が及ぶ活動

出典：内閣府 NPO ホームページ

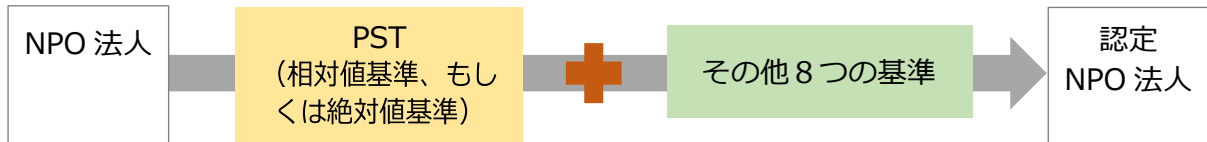
但し、地方自治体（都道府県又は市区町村）の条例による個別指定を受けたNPO法人が認定NPO法人になる場合は、「F. 特定の地域に居住する者にのみ便益が及ぶ活動」の基準が免除されます（46ページ参照）。

認定 NPO 法人になるには

認定 NPO 法人になるためには、大きく分けて以下の3つのパターンが考えられます。(2と3については、次のページ以降で詳しく解説します。) ※以下はイメージです。

1. 通常の認定パターン

.....市民から寄附による支援を受けて、認定 NPO 法人になる方法です



PST の相対値基準もしくは絶対値基準に適合し、かつ、その他②～⑨の8つの認定基準にも適合している必要があります。

2. 条例指定 NPO 法人になるパターン

.....条例による指定を受けた後、認定 NPO 法人になる方法です



地方自治体（都道府県又は市区町村）は、控除対象となる寄附金を受け入れる NPO 法人を指定するための基準・手続等を定める条例を制定し、NPO 法人を個別指定することができます（46 ページ参照）。条例による指定を受けた NPO 法人は、PST の絶対値基準や相対値基準を満たしていなくても、その他②～⑨の8つの基準を満たせば、認定 NPO 法人になることができます。

※さらに、認定基準②の判定対象となる事業活動から、「特定の地域に居住する者にのみ便益が及ぶ活動」が免除されます。

3. 特例認定 NPO 法人になるパターン

.....PST の不要な特例認定 NPO 法人になった後、認定 NPO 法人になる方法です



設立初期は財政基盤が弱い法人が多いことから、スタートアップ支援として、特例認定 NPO 法人制度では、設立後5年以内の NPO 法人に対しては PST に関する基準が免除され、1 回に限り特例認定を受けることができます。(平成 23 年 4 月から導入)(50 ページ参照)。

特例認定 NPO 法人として活動しながら寄附を集め、PST の基準を満たせるように取り組むことで、認定 NPO 法人の申請をしやすくなります。

地方自治体（都道府県又は市区町村）は、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れる NPO 法人を指定するための基準・手続等を定める条例を制定し、NPO 法人を個別指定することができます。

地方自治体が個人住民税の寄附金控除の対象となる NPO 法人を条例で個別に指定することで、その法人に対する寄附を促し、活動を支援します。

■ 条例指定による主な効果

1. PST 基準を満たすことが可能

当該都道府県又は市区町村内に事務所があり、条例で指定された NPO 法人は、PST を満たしたものと扱われ、相対値基準や絶対値基準を満たしていなくても認定 NPO 法人になることができます。

2. 公益性に関する基準が一部免除

認定 NPO 法人になるには、特定の範囲・対象に向けられた活動は、事業活動全体の 50% 未満である必要（公益性に関する基準）がありますが、条例指定 NPO 法人が認定 NPO 法人になる場合、この要件が一部緩和されます。

3. 寄附者に対する税制上の優遇措置

条例で指定された NPO 法人に対して個人が寄附した際に、個人住民税の税額控除の対象となります。

A. 市区町村指定 NPO 法人に寄附した場合

原則として、寄附金から 2 千円（適用下限額）を引いた額の 6% が市区町村民税から税額控除されます。

$$\text{税額控除額} = (\text{寄附金の額の合計額} - 2 \text{ 千円}) \times 6\%$$

B. 都道府県指定 NPO 法人に寄附した場合

原則として、寄附金から 2 千円（適用下限額）を引いた額の 4% が都道府県民税から税額控除されます。

$$\text{税額控除額} = (\text{寄附金の額の合計額} - 2 \text{ 千円}) \times 4\%$$

※A と B は重複して適用可能です。なお、政令指定都市にお住まいの場合には、A は 8%、B は 2% となります。

※適用に当たっては、一定の上限がありますので、詳細については都道府県又は市区町村の担当部署へお問い合わせください。

4. 社会的信用の向上

指定を受けるために、一層進んだ情報公開を行ったり、適切な業務運営を行うことにより、社会からの認知度や信用が高まります。

平成 29 年 6 月 30 日時点、条例指定を受けている NPO 法人は全国で 337 法人あり、条例指定制度を実施している地方自治体は 157 あります。

地方自治体が制定する条例には、個別指定の際の基準について、概ね次の 4 つのタイプのパターンが見られます。

1	<p>PST 基準の緩和 + 独自基準</p> <p>(例) 北海道「北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例」</p> <p><公益性要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・相対値基準(寄附金等収入金額の占める割合)を 10%に ・絶対値基準(3,000 円以上の寄附者)を 50 人に <p><道民周知・道民参加に関する要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元への貢献度合、事業活動の周知・広報、ボランティア・協働 <p style="text-align: right;">・・・・・・・・2 団体 (平成 27 年 12 月 31 日時点)</p>
2	<p>PST 基準の緩和</p> <p>(例) 埼玉県「埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例」</p> <p><公益性要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・相対値基準を 10%に (自治体や国等の補助事業や委託事業を年 2 件以上実施) ・絶対値基準を 50 人に (寄附者数とボランティア実人数との合計が年 100 人以上) <p style="text-align: right;">・・・・・・・・9 団体 (平成 27 年 12 月 31 日時点)</p>
3	<p>PST 基準とは別の独自基準を策定</p> <p>(例) 神奈川県「地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例」</p> <p><公益性要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における支持 (行政の計画や施策の方向性に沿うもの、地域の住民等からの要望に対応するもの) ・公益的活動の実績 (行政との協働、表彰、助成、自治会推薦等) <p style="text-align: right;">・・・・・・・・45 団体 (平成 27 年 12 月 31 日時点)</p>
4	<p>主たる事務所が自治体内にある、または、指定基準や手続に関する条例がない</p> <p>(例) 刈谷市 (愛知県)「～NPO 法人の皆様へ～」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に事務所又は事業所を有し、市内で活動し、今後も引き続き活動を行う予定である NPO 法人 <p style="text-align: right;">・・・・・・・・14 団体 (平成 27 年 12 月 31 日時点)</p> <p>(例) 安城市 (愛知県)「指定 NPO 法人の基準と手続きについて」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に事務所又は事業所を有し、市民の福祉の増進を目的に市内で活動し、かつ、今後も引き続き活動を行う予定である N P O 法人 <p style="text-align: right;">・・・・・・・・13 団体 (平成 27 年 12 月 31 日時点)</p>

出典：内閣府 NPO ホームページを基に、内閣府地方創生推進事務局作成

■ 条例指定制度を実施している自治体

令和5年9月30日現在、条例指定を受けている法人は全国で334法人である。

また、条例指定制度を実施している自治体数は182となっている。

都道府県	NPO法人	所轄庁認定 NPO法人数	所轄庁特例認定 NPO法人数	条例指定制度			市町村情報
				有	無	法人数 (2023.9.30)	
北海道	1,226	15	1	○		2	三笠市ほか88市町村(113法人)
青森県	407	4	1	○		1	
岩手県	474	21	1		×		遠野市(2法人)
宮城県	396	10	0		×		
秋田県	353	5	0		×		美郷町(1法人)
山形県	440	9	0		×		朝日町(1法人)
福島県	925	22	0		×		
茨城県	859	17	0		×		
栃木県	639	14	0		×		
群馬県	809	11	0		×		
埼玉県	1,755	28	2	○		7	
千葉県	1,575	34	0		×		市川市(5法人)
東京都	8,905	306	5		×		
神奈川県	1,445	50	2	○		66	横須賀市ほか21市町(31法人※うち19法人が県の指定法人と重複)
新潟県	458	7	0		×		
富山県	395	6	0		×		
石川県	370	10	0		×		
福井県	244	5	1		×		
山梨県	491	9	1		×		
長野県	966	15	1	○		1	
岐阜県	728	13	0		×		富加町(1法人)七宗町(1法人)白川村(1法人)
静岡県	679	13	1		×		
愛知県	1,117	28	2		×		刈谷市(12法人)安城市(21法人)知立市(5法人)碧南市(6法人)高浜市(10法人)
三重県	751	8	0	○		3	
滋賀県	560	23	1	○		2	
京都府	510	12	0	○		10	
大阪府	1,771	22	4	○		8	
兵庫県	1,379	25	0		×		
奈良県	504	4	0	○		1	奈良市(1法人)
和歌山県	383	7	0		×		
鳥取県	297	8	0	○		5	鳥取市ほか18市町村(5法人※いずれも県の指定法人と重複)
島根県	282	6	0		×		飯南町(2法人)
岡山県	469	5	0		×		
広島県	411	5	0		×		
山口県	414	9	0		×		
徳島県	364	10	0	○			那賀町(3法人)
香川県	393	8	0		×		
愛媛県	510	8	0		×		
高知県	334	8	0		×		
福岡県	791	9	1		×		
佐賀県	383	9	0		×		
長崎県	503	7	1		×		
熊本県	430	5	0	○		1	
大分県	445	5	1	○		1	大分市ほか14市町(1法人※県の認定・指定法人と重複)
宮崎県	442	6	0		×		五ヶ瀬町(3法人)
鹿児島県	860	3	0		×		
沖縄県	467	7	0		×		
小計	39,309	871	26	14	33	108	(225法人)

政令市	NPO法人	所轄庁認定 NPO法人数	所轄庁特例認定 NPO法人数	条例指定制度		
				有	無	法人数 (2023.9.30)
札幌市	901	17	0	○		2
仙台市	380	20	0		×	
さいたま市	392	9	0		×	
千葉市	376	10	0	○		
横浜市	1,497	68	1	○		8
川崎市	352	17	0	○		11
相模原市	234	12	0	○		13
新潟市	257	10	0		×	
静岡市	329	13	1		×	
浜松市	231	9	0		×	
名古屋市	861	30	3	○		6
京都市	818	34	4	○		7
大阪市	1,365	50	1		×	
堺市	264	4	0		×	
神戸市	742	27	0		×	
岡山市	283	12	0		×	
広島市	339	2	0		×	
北九州市	295	5	2		×	
福岡市	593	16	0		×	
熊本市	296	7	0	○		
小計	10,805	372	12	8	12	47

合計	50,114	1,243	38	22	45	355(都道府県(108)、政令市(47)、その他市町村(225)における条例指定法人合計数)
----	--------	-------	----	----	----	---

※一つの法人が都道府県と市町村の両方から条例指定を受けている場合があるため、合計法人数と各法人数を足したものは一致しない。

※指定を行っている自治体数：182（都道府県（14）、政令市（8）、その他市町村（160））

出典：内閣府 NPO ホームページ

コラム② 条例指定 NPO 法人の積極的な活用

これまで解説してきたように、条例指定 NPO 法人は、通常の NPO 法人に比べて、認定 NPO 法人になるための基準をクリアしやすいと考えられます。

そのため、平成 28 年 12 月 13 日に取りまとめられた「地域の課題解決のための地域運営組織に関する有識者会議」の最終報告においても、認定 NPO 法人制度の活用の際し、地方公共団体による条例指定制度を積極的に活用すべきであることが提言されています。

地域の課題解決を目指す地域運営組織—その量的拡大と質的向上に向けて—最終報告(抜粋) (平成 28 年 12 月 13 日とりまとめ)

5 地域運営組織の取組を推進する上での課題と解決方法

(1)法人化の推進

(認定 NPO 法人)

この認定基準のうち特に、PSTについては一定の寄附を獲得することなどの要件を満たす必要があるが、現行制度においても地域における公益性の観点から、地方公共団体による条例指定を受けることにより、このPSTを満たすことも可能であるから、これを地域の実情に応じて積極的に活用すべきである。そのほかの要件は適正な事業活動や組織運営を行えば通常クリアできるものであり、地域運営組織の活動の進捗により、これらの基準を満たし、認定NPO法人制度を効果的に活用することにより、さらに活動を促進していくことが求められる。

特例認定 NPO 法人とは

設立初期は知名度が低く、財政基盤が弱い法人が多いことから、スタートアップ支援として、特例認定 NPO 法人制度が用意されています。

特例認定 NPO 法人制度は、平成 23 年の特定非営利活動促進法改正により平成 24 年 4 月から導入され、「仮認定 NPO 法人」という名称を用いていましたが、平成 28 年の法改正により、「特例認定 NPO 法人」という名称に改められました。

設立後 5 年以内の NPO 法人のうち、運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものにつき、要件から PST を免除し一定の基準に適合した場合は、税制上の優遇措置が認められる「特例認定」を 1 回に限り受けることができます（更新はできません）。有効期間は 3 年間です。

特例認定 NPO 法人として活動しながら寄附を集め、PST を満たして認定 NPO 法人にチャレンジすることもできます（認定 NPO 法人に移行できなくても、寄附金控除利用者への課税などペナルティはありません）。

認定 NPO 法人や特例認定 NPO 法人の税制優遇措置について

個人及び法人が認定 NPO 法人や特例認定 NPO 法人（以下、認定 NPO 法人等）に寄附を行った場合、以下 4 つの税制上の優遇措置が適用されます。

- ✓ 個人が寄附した場合の寄附金控除（所得控除・税額控除）
- ✓ 相続人が寄附した場合の寄附をした相続財産の非課税
- ✓ 法人が寄附した場合の損金算入限度額の枠の拡大
- ✓ 認定 NPO 法人が法人税法上の収益事業を行った場合の法人税の軽減（みなし寄附金）

地域運営組織が継続的に活動していくためには、運営経費や活動費等の資金確保が重要であり、そのためには、外部の支援者からの寄附や自らの事業収益が有力な手法になります。認定 NPO 法人等であれば、これらの税制優遇措置を活用することで、寄附金の拡大や事業収益の有効利用を図ることができます。

認定 NPO 法人等は、NPO 法人に比べて作成書類が多く、より情報公開を徹底する必要がありますが、これらの税制優遇措置は、地域運営組織が継続的に活動していく上で、大きなメリットと言えます。

それぞれの税制優遇措置については、次のページ以降で詳しく解説します。

なお、特例認定 NPO 法人の場合は、「相続人が寄附した場合の寄附をした相続財産の非課税」、「認定 NPO 法人が法人税法上の収益事業を行った場合の法人税の軽減（みなし寄附金）」は適用されません。

※確定申告等の詳しい手続については、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）を参照するほか、最寄りの税務署へお問い合わせください。

1. 個人が寄附した場合の寄附金控除（所得控除・税額控除）

個人が認定 NPO 法人等に対し、その認定 NPO 法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合には、所得控除又は税額控除のいずれかを選択して適用することができます。

また、都道府県又は市区町村の条例で指定された認定 NPO 法人等に個人が寄附した場合、個人住民税（地方税）の税額控除の対象となります（条例指定については 46 ページ参照）。

①個人が認定 NPO 法人等に寄附をすると、所得税の計算において、所得控除又は税額控除のいずれかを選択して確定申告を行うことにより、所得税の控除を受けることができます。

1) 所得控除

その年中に支出した寄附金の額の合計額から 2 千円を控除した金額を、その年分の総所得金額から控除できます。

【計算式】 寄附金控除(所得控除)額 = 寄附金の額の合計額 - 2 千円

(注)寄附金の額の合計額は、総所得金額の 40%相当額が限度です。

2) 税額控除

その年中に支出した寄附金の額の合計額から 2 千円を控除した金額の 40%相当額をその年分の所得税額から控除できます。

【計算式】 税額控除額 = (寄附金の額の合計額 - 2 千円) × 40%

(注 1)寄附金の額の合計額は、総所得金額の 40%相当額が限度です。

(注 2)税額控除額は所得税額の 25%相当額が限度です。

②条例により個別指定されている認定 NPO 法人等に対する寄附金は、個人住民税の控除を受けることができます。

【計算式】 税額控除額 = (寄附金の額の合計額 - 2 千円) × 最大 10%

(注 1)寄附金の額の合計額は、総所得金額の 30%相当額が限度です。

(注 2)条例で指定する寄附金の場合は、次の率により算出します。

・ 都道府県指定の場合 4%、市区町村指定の場合 6% (都道府県と市区町村双方が指定した場合は 10%)

■①のイメージ

(例) 課税所得 700 万円の個人が 1 万円を寄附した場合 (所得税率 : 23%)

○所得控除を選択 ⇒ 所得税 **1,840 円税額が減少**

【計算式】 寄附額 1 万円 - 2 千円 = 所得控除 8 千円

$$\begin{array}{r} 700 \text{ 万円} \times 23\% - (700 \text{ 万円} - 8 \text{ 千円}) \times 23\% = 1,840 \text{ 円} \\ \xrightarrow{\text{通常の税額}} \qquad \qquad \qquad \xrightarrow{\text{寄附後の税額}} \end{array}$$

○税額控除を選択 ⇒ 所得税 **3,200 円税額が減少**

【計算式】 (1 万円 - 2 千円) × 40% = 3,200 円

(試算の前提)

1. 課税所得とは、給与収入から給与所得控除や基礎控除、配偶者控除、社会保険料等を控除した額

2. なお、都道府県や市町村により寄附金として条例指定された場合は、所得税のほか住民税も税額控除できる (②のパターン)

2. 相続人が寄附した場合の寄附をした相続財産の非課税

相続又は遺贈により財産を取得した人が、認定 NPO 法人(特例認定 NPO 法人は適用外)にその取得した財産を寄附した場合には、その寄附した財産の価格は相続税の課税対象から除かれます。

ただし、その寄附を受けた認定 NPO 法人が、寄附のあった日以後 2 年間に認定 NPO 法人に該当しないこととなった場合、また、その寄附により取得した財産を同日においてなお特定非営利活動に係る事業の用に供していない場合には、適用されません。

3. 法人が寄附した場合の損金算入限度額の枠の拡大

法人が認定 NPO 法人等に対し、その認定 NPO 法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、一般の NPO 法人に寄附した場合の一般損金算入限度額とは別に、別枠の特別損金算入限度額が設けられており、その範囲内であれば損金の額に算入することが認められます。但し、特定公益増進法人(社会福祉法人や学校法人等)に対する寄附金がある場合は、その寄附金額も特別損金算入限度額の範囲内に含まれます。

なお、寄附金の額の合計額が特別損金算入限度額を超える場合には、その超える部分の金額は一般寄附金の額と合わせて、一般寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。

① 認定 NPO 法人等に対する寄附金に係る損金算入限度額(特別損金算入限度額)

- 1) 資本がある法人(株式会社等)が寄附した場合
 $(\text{期末資本金の額} \times 0.375\% + \text{所得金額}^* \times 6.25\%) \times 1/2$
- 2) 資本がない法人(NPO 法人等)が寄附した場合
 $\text{所得金額}^* \times 6.25\%$

② 一般の寄附金に係る損金算入限度額(一般損金算入限度額)

- 1) 資本がある法人(株式会社等)が寄附した場合
 $(\text{期末資本金の額} \times 0.25\% + \text{所得金額}^* \times 2.5\%) \times 1/4$
- 2) 資本がない法人(NPO 法人等)が寄附した場合
 $\text{所得金額}^* \times 1.25\%$

※所得金額 = 所得金額(当期純利益に税務調整をした額) + 寄附金の支出額

■ イメージ

(例 1) 株式会社で、資本金額 2,000 万円、所得金額 2,000 万円の場合

○ 一般の NPO 法人に寄附した場合

- ・ 一般損金算入限度額 13.8 万円

【計算式】(資本金 2,000 万円 \times 0.25% + 所得金額 2,000 万円 \times 2.5%) \times 1/4
 \approx 13.8 万円

○ 認定 NPO 法人に寄附した場合

- ・ 一般損金算入限度額 13.8 万円

【計算式】(資本金 2,000 万円 \times 0.25% + 所得金額 2,000 万円 \times 2.5%) \times 1/4
 \approx 13.8 万円

- ・ **特別損金算入限度額 66.3 万円 \Rightarrow 限度額が拡大**

【計算式】(資本金 2,000 万円 \times 0.375% + 所得金額 2,000 万円 \times 6.25%) \times 1/2
 \approx 66.3 万円

(例2) NPO 法人で、所得金額 1,000 万円の場合

○一般の NPO 法人に寄附した場合

- ・一般損金算入限度額 12.5 万円

【計算式】 1,000 万円×1.25% = 12.5 万円

○認定 NPO 法人に寄附した場合

- ・一般損金算入限度額 12.5 万円

【計算式】 1,000 万円×1.25% = 12.5 万円

- ・**特別損金算入限度額 62.5 万円 ⇒限度額が拡大**

【計算式】 1,000 万円×6.25% = 62.5 万円

(注)事業年度が1年未満である場合には計算式が異なりますので、ご注意ください。

4. 認定 NPO 法人が法人税法上の収益事業を行った場合の法人税の軽減(みなし寄附金)

認定 NPO 法人が法人税法上の収益事業で得た利益を、特定非営利活動に係る事業等、かつ法人税が課税されない非収益事業に充てた場合、その収益事業に係る寄附金の額とみなされます(みなし寄附金)。みなし寄附金の活用により、法人税が軽減され、自主財源を増やすことができます。

このみなし寄附金の損金算入限度額は、認定 NPO 法人であれば、所得金額の 50%又は 200 万円のいずれか多い額までの範囲となります(国税庁認定を受けた旧認定法人は所得金額の 20%までとなります)。なお、この措置は特例認定 NPO 法人には適用されません。

留意事項 (認定 NPO 法人になる前と比べて)

- ・情報公開をより徹底する必要があるため、提出義務のある書類が増えます。
- ・寄附金の管理に関する事務手続きが増えます。
- ・一度認定を受けても、認定基準を満たさなくなった場合、認定が取り消される場合があります。

主な相談先

- ・都道府県又は市町村 … 市民協働など市民活動を担当する課
- ・地域の NPO 支援センター

例1

認定 NPO 法人 こがねちょう 黄金町エリアマネジメントセンター（神奈川県横浜市）

- 「認定 NPO 法人 黄金町エリアマネジメントセンター」は、平成 21 年に協議会組織を基盤に NPO 法人として設立し、24 年に認定 NPO 法人になりました。
- かつては違法風俗店舗が立ち並ぶエリアでしたが、地域住民や警察、行政、企業、大学等と連携しながら、「黄金町バザール」の開催やアーティスト・イン・レジデンスなど様々な事業を通じて、アートによるまちづくりを展開しています。



撮影：笠木靖之

<p>展開している主な事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市中区黄金町エリアで毎年秋に開催しているアートフェスティバル「黄金町バザール」や現代アートを中心とした企画展示の開催。 ・黄金町で活動するアーティストが講師となる「黄金町芸術学校」や夏休みの子ども向けワークショップの実施。 ・国内外のアーティストが地域の空き店舗を活用したスタジオで創作活動に取り組む「アーティスト・イン・レジデンス」の実施。 ・東南アジアを中心に海外のアート団体とのアーティスト交換派遣等の国際交流事業など、アートによる街の再生に取り組んでいます。
<p>認定を受けるきっかけ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・街の再生に向けた各種活動を展開する中で、当時の市の担当者と地域が協議を重ね、初黄・日ノ出町環境浄化推進協議会の事務局機能と「黄金町バザール」を開催する主体として NPO 法人を発足させました。 ・4 年後、寄附金の控除拡大や社会的 position 付けの向上を意図して、元行政職員のスタッフが中心となり、市の NPO 支援担当者の協力を得て、認定 NPO 法人となりました。
<p>認定を受けることのメリットと効果・影響</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・税制優遇措置による寄附金の増加や社会的 position 付けの向上を目指して認定 NPO 法人になりました。 ・現在は、個人からの寄附や、施設を貸していただけの方、鉄道会社からの寄附が団体の活動資金となっています。 ・認定 NPO 法人になったことにより、作成義務のある書類が増えて事務手続の負担が増しましたが、その分情報公開が徹底されたため、市民からの信頼性は高まっています。
<p>今後の予定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市と連携しエリアマネジメントの取組を進めていきます。 ・海外へのアーティスト派遣や受け入れ等の国際交流事業の再開。 ・周辺エリアの文化施設や団体との協働による広範囲での地域活性プランの推進。

認定を受けるメリット

情報公開の徹底により社会的な信頼が高まり、
税制優遇措置による寄附金の増加が見込めます。

例2

認定 NPO 法人 ^{まりこ} 丸子まちづくり協議会（静岡県静岡市）

- 「認定 NPO 法人丸子まちづくり協議会」は、自治会連合会をはじめ、地区社協・消防団・水防団・PTA など公的組織や、地元の商店・企業、個人サークル団体など約 80 団体と連携して、住む人、来る人すべてが楽しめる丸子のまちづくりを行っています。
- 平成 23 年 4 月に協議会組織を設立、平成 26 年に NPO 法人認証、平成 27 年 12 月に静岡市から認定され認定 NPO 法人となりました。



展開している 主な事業	<ul style="list-style-type: none">・協議会は8つの部会（福祉・観光・防災、環境、防犯・交通、体育、広報・文化、商工）で構成され、各部会を中心に活動を行っています。・丸子宿場まつりや丸子カフェまつり（地場産品展示販売）、災害時非常通信体制整備、あかちゃん誕生祝い訪問、高齢者等の外出支援、耕作放棄農地の活用、市民による地域警備活動、広報誌「丸子カフェ」の年4回発行など、地域内の横の連携を深めながら各種地域活動を行っています。
認定を受ける きっかけ	<ul style="list-style-type: none">・地域内では元々各種団体が活発に活動していましたが、横の連携があまりありませんでした。平成 22 年に PTA 役員からの提案をきっかけに協議を重ね、86 の団体で活動をスタートし、平成 23 年に「丸子を、自分たちで住みやすい、良いまちにつくろう」をスローガンに協議会を設立しました。・活動の持続性を高めるために平成 26 年に NPO 法人へ移行し、さらに寄附金の増加への期待と、次世代への継承を視野に入れて会計処理を明瞭にすることを目的に、平成 27 年に認定 NPO 法人となりました。
認定を受けたこと による効果	<ul style="list-style-type: none">・認定による寄附の大口寄付も数件あり、法人としての認知は広まり、県内外からの視察を受けるなど注目されました。期待以上に広報効果があります。
認定を受ける際 の苦労とその対策	<ul style="list-style-type: none">・協議会発足時、市から法人化へのアドバイスを受けました。また、認定取得に際しても、PST 要件をクリアする方法を市にアドバイスしてもらったことで、円滑に手続を進められました。
「地域運営組織」 が認定を受ける 意義	<ul style="list-style-type: none">・元々地域を代表する組織として協議会がありましたが、NPO 法人、さらには認定 NPO 法人となったことで、地域を経営する組織としての責任と自覚が強まったとともに、地域内外からも責任ある団体として見られるようになりました。

認定を受けるメリット

社会的な信頼が高まり、多様な団体に信頼してもらえることで活動や事業の種類と規模が、徐々に広がっています。

認定の流れ [認定 NPO 法人化] (例)

認定 NPO 法人は、税制上の優遇措置を受けられる法人であり、多くの人に支えられ、運営組織と事業活動が適正であり、自ら情報を広く公開していることで、それが認められます。

NPO 法人になってすぐに認定を受けることは、ハードルがあってなかなか難しいですが、中長期的な目標として設定しておき、そのための基準を意識して組織運営を行うとともに、組織が安定化して事業の規模も拡大しつつある時に、手続に着手するかどうかの検討をしてみましょう。

手順	テーマ	確認事項
1	認定の必要性や手続の確認	認定 NPO 法人になる必要性や手続の確認を行います。
2	9つの認定基準の確認	申請のために必要な9つの認定基準を確認します。 ①パブリック・サポート・テスト (PST) に適合すること ②事業活動において、共益的な活動の占める割合が 50%未満であること (共益性に関する基準) ③運営組織及び経理が適正であること ④事業活動の内容が適正であること ⑤情報公開を適切に行っていること ⑥事業報告書等を所轄庁に提出していること ⑦法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと ⑧設立の日から1年を超える期間が経過していること ⑨欠格事由に該当していないこと (法令違反や税の滞納等)
3	認定パターンの選択	認定 NPO 法人になるためのパターンを選びます。 ・9つの認定基準の確認を踏まえた上で、以下の方法を選択します。 1) PST 相対値基準 (寄附金が経常収入金額の 20%以上) 2) PST 絶対値基準 (3千円以上の寄附が年 100人以上) 3) 2～9の基準を満たした上で特例認定 NPO 法人となり、3年間で1を満たす 4) 自治体が条例を制定し、条例で個別指定を受けた NPO 法人については、認定 NPO 法人の申請の際に、パブリックサポートテストが免除されます。
4	必要書類の準備	申請に必要な書類を整えます。
5	申請・現地調査対応	申請し、実態確認のための現地調査を受けます。

【参考】内閣府 NPO ホームページ内「NPO 基礎情報」(<https://www.npo-homepage.go.jp/about>)

※ 手続の詳細や市町村独自の支援策などについては、所轄庁及び各市町村の窓口でご相談ください。

(4) 一般社団法人

一般社団法人とは、事業内容に制限がない自由度の高い団体で、設立までの手続も容易で短期間に設立できる非営利団体です。

特徴

- ①社員が2名いれば設立できる非営利団体です。
- ②都道府県や市町村による認可や認証がなく、登記のみで設立できるため、他の法人に比べて手続が容易で、短期間で設立することが可能です。
- ③事業内容に関する制限がなく、取組の自由度が高くなっています（収益事業、共益事業、公益事業いずれも可）。

一般社団法人と地域づくり

一般社団法人は、都道府県や市町村による認可や認証がなく、登記のみで設立できるため、他の法人格に比べて手続が容易で、短期間で設立することができます。

逆にいえば、設立に際して地域との合意形成や多くの住民参加を省略することも可能であり、「地域を代表する組織と言えるか」「しっかりとした議論を行い、手続を踏んでいるか」といった点について、都道府県や市町村が確認する仕組みがありません。

このため、地域内のごく少数の住民のみで運営され、地域住民の意見が反映されないような体制にならないよう、地域との十分な対話・議論と、住民や事業者等の団体の参画や連携を行っていくことが大切です。

留意事項（設立前と比べて）

- ・容易に手続ができる分、地域との合意形成や多くの住民参加を省略することも可能なことから、地域を代表する組織としての認識が十分に得られないまま設立されるおそれがあるため、十分に地域住民等と話し合いや合意形成を行うことが重要です。
- ・法人税法上の公益法人等として扱われる「非営利型法人」に該当すると、収益事業から生じた所得が法人税の課税対象となりますが、該当しない場合は「普通法人」となり、全ての所得が法人税の課税対象となります（60 ページ参照）。

主な相談先

- 国 … 各地域の法務局
市町村 … 市民協働など市民活動を担当する課

例1

の と が わ 一般社団法人能登川地区まちづくり協議会（滋賀県東近江市） ひがしおうみ

- 東近江市は、1市6町が平成の合併で1つとなり誕生しました。合併によるメリットがある反面、地域文化や個性の喪失、行政サービスの低下に不安を感じました。
- そこで、市内14地区それぞれで「まちづくり協議会」を組織し、能登川地区まちづくり協議会も平成19年に設立。平成24年にはコミュニティセンターの指定管理を受託、翌年法人格を取得し、「一般社団法人能登川地区まちづくり協議会」として10年が経ち、多様なまちづくり活動を行っています。



毎年10月開催 ふれあいフェアの様子

<p>展開している 主な事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティセンターやホール、公園等の指定管理業務を受託しています。 ・ふるさと散歩道事業部では「ふるさと散歩道づくり」、まちづくり事業部ではイベントやフォーラムの開催、広報事業部ではまちかど情報紙「ホップ♪ステップ♪のとがわ」を年6回発行しています。 ・健康福祉事業部では「元気のつどい」や子育て支援、環境事業部ではやすらぎの花公園の造成や廃食油回収事業、段ボールコンポスト利用促進やごみの減量化、安全・安心事業部では「地区防災づくり」「自主防災組織リーダー研修会」、歴史・文化事業部では市民ギャラリーの開催、里山整備や体験講座の開催など、まちづくりに関する様々な事業を行っています。
<p>法人格を 取得・選択した きっかけ・理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティセンターの指定管理業務の受託が決まり、社会的信用や持続的な活動基盤を整えるため、法人化を検討しました。 ・NPO法人は基本的に会員の入会制限ができないと認識していました[※]。そこで、広範囲の地域住民による入会希望が想定されたため、会員の要件を規約で規定できる一般社団法人を選択しました。
<p>「地域運営組織」が一般社団法人を選ぶ意義</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・書類作成や申請手続など事務に関わる手間や時間を短縮でき、法人化への負担が軽減できます。 ・法人の会員を予め限定させたい場合（例えば、能登川地区に在住、在勤、在学するすべての人と活動団体など）には、会員の条件を定款で定めることのできる一般社団法人は、有効な選択と考えます。

※内閣府の通知により、社員資格を特定の地域の住民に制限することは、その制限が事業内容等との関連から見て合理的なものであれば可能なことが確認されています（37ページ参照）。

一般社団法人のメリット

設立が比較的容易に低予算で短期間に行えます。

事業内容への自由度は高く、会員の範囲に規約を設けることも可能です。

代議員制の導入と、自治会と合同の会費徴収により、幅広い参加を促進

(三重県名張市「一般社団法人 青蓮寺・百合が丘地域づくり協議会」)

- ・既存集落と大規模住宅団地から成る約 7,200 人を抱える地域において、子どもから高齢者までが安心して住み続けられ、育った子どもが出産や育児を機に戻ってきたいことを目標に、子どもの教育を中心とした活動をはじめ、多様な事業を展開しています。若者を含めて幅広い住民に参加してもらおうよう、参加の仕組みを工夫しています。
- ・地域住民が約 7,200 人と多いことから、法人格の取得にあたっては、団体の意思決定をスムーズに進めるために、社員を定款で自由に規定できる一般社団法人を選択したうえで、住民の代表を社員とする代議員制を導入しました。
- ・定款では、「会員」を「地域に居住し、地区自治会に入会している者及び事業を行う個人・通学者・通勤者並びに地域で活動しかつ当法人が認めた各種団体・法人」と設定し、地域に関係する幅広い団体・個人を対象としています。その上で、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の「社員」を、「概ね会員 70 人の中から 1 人の割合をもって選出される 18 歳以上の代議員」とし、「代議員の選出は、各地区自治会に属する会員が代議員選挙を行うことをもってする」としています。ただし、各地区において実際に選挙が行われることはなく、再選も可能であり、多くの地区において持ち回りで代議員が選出されているため、高齢者が多いものの、自治会の班長・会長を終えてから代議員になる若い人もいます。
- ・意思決定は年 1 回の社員総会で行われ、役員を選出・解任や、決算報告・事業計画の承認などがなされます。
- ・なお、会員の月会費は 500 円/世帯で、半年分 3,000 円をまとめて年 2 回徴収し、徴収した会費の 3 割は協議会に入れ、7 割を個々の自治会の会計に入れており、地区内のほぼ全世帯が支払っています。
- ・各自治会長を含む地域内の多様な主体の長から構成される理事会が執行機関となっており、月 1 回会議が開かれ、事業の実施方法などについて議論・決定・連絡などがなされます。各地区では、代議員よりも理事会のメンバーである自治会長が情報共有の核となり、地域住民に対して、広報とあわせて協議会の決定事項や事業内容などの周知と要望のとりまとめ、イベント等への協力依頼などを行っています。



設立の流れ（例）

「一般社団法人」の設立は、他の法人格に比べて容易に行うことができます。

手順	テーマ	確認事項
1	概要の検討	目的、本店の所在地、社員などの基本情報をまとめます
2	定款の作成	概要の内容や今後の手続について決議をとり、議事録を作ります
3	公証役場で認証	定款の作成が終了したら、公証役場で公証人の認証を受けましょう
4	法務局で設立登記	法務局に、登記の申請をしましょう
5	設立後の諸届出	税務署などで、会社設立後に必要な手続を行いましょう

【参考】法務省ホームページ「知って！活用！新非営利法人制度」パンフレット

(<http://www.moj.go.jp/content/000011280.pdf>)

法務局ホームページ「一般社団法人」(<http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/houjin3.html>)

一般社団法人の法人税の取り扱いについて

公益認定を受けていない一般社団法人のうち、次の①又は②に該当するものは、特段の手続を踏むことなく、法人税法上の公益法人等として扱われる「非営利型法人」になります。「非営利型法人」に該当する場合は、収益事業から生じた所得が課税対象となります。「非営利型法人」に該当しない場合は、「普通法人」として扱われ、全ての所得が課税対象となります。

なお、「非営利型法人」が、その要件のうち、一つでも該当しなくなったときには、特段の手続を踏むことなく「普通法人」となります。

類型	要件
①非営利性が徹底された法人 <small>(法人税法2九の二イ、法人税法施行令3①)</small>	<ol style="list-style-type: none"> 1 剰余金の分配を行わないことを定款に定めていること。 2 解散したときは、残余財産を国・地方公共団体や一定の公益的な団体に贈与することを定款に定めていること。 3 上記1及び2の定款の定め違反する行為（上記1、2及び下記4の要件に該当していた期間において、特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを含みます。）を行うことを決定し、又は行ったことがないこと。 4 各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1以下であること。
②共益的活動を目的とする法人 <small>(法人税法2九の二ロ、法人税法施行令3②)</small>	<ol style="list-style-type: none"> 1 会員に共通する利益を図る活動を行うことを目的としていること。 2 定款等に会費の定めがあること。 3 主たる事業として収益事業を行っていないこと。 4 定款に特定の個人又は団体に剰余金の分配を行うことを定めていないこと。 5 解散したときにその残余財産を特定の個人又は団体に帰属させることを定款に定めていないこと。 6 上記1から5まで及び下記7の要件に該当していた期間において、特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを決定し、又は与えたことがないこと。 7 各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1以下であること。

公益認定を受けていない一般社団法人のうち、「非営利型法人」の場合、収益事業から生じた所得は、法人税の課税対象となります。収益事業とは次の34の事業（その性質上その事業に付随して行われる行為を含みます。）で、継続して事業場を設けて行われるものをいいます。

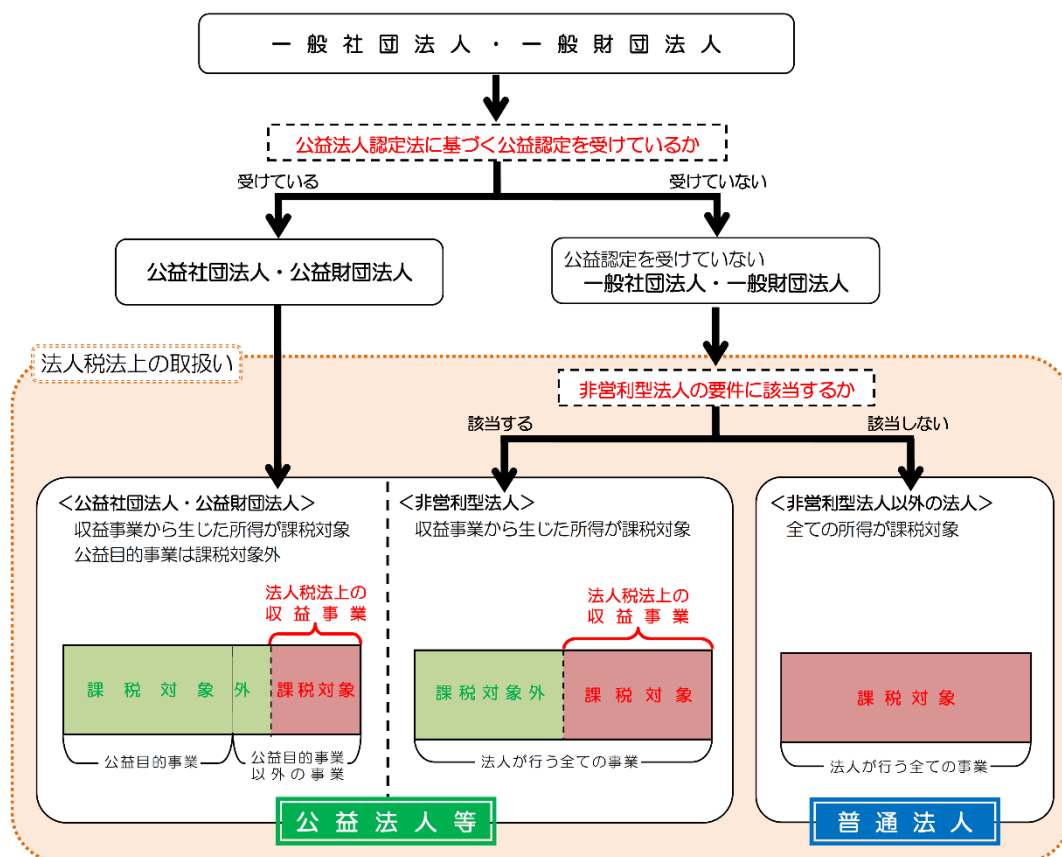
1	物品販売業	10	請負業	19	仲立業	28	遊覧所業
2	不動産販売業	11	印刷業	20	問屋業	29	医療保健業
3	金銭貸付業	12	出版業	21	鉱業	30	技芸教授業
4	物品貸付業	13	写真業	22	土石採取業	31	駐車場業
5	不動産貸付業	14	席貸業	23	浴場業	32	信用保証業
6	製造業	15	旅館業	24	理容業	33	無体財産権の提供等を行う事業
7	通信業	16	料理店業その他の飲食店業	25	美容業	34	労働者派遣業
8	運送業	17	周旋業	26	興行業		
9	倉庫業	18	代理業	27	遊技所業		

（注）法律の規定に基づいて行われる一定の事業のほか、上記に掲げる種類の事業であっても、次に掲げる事業は、その種類を問わず収益事業から除かれています（法人税法施行令5②）。

①公益社団法人・公益財団法人が行う公益目的事業

②身体障害者及び生活保護者等が事業に従事する者の総数の2分の1以上を占め、かつ、その事業がこれらの者の生活の保護に寄与しているもの等

■ 法人税法上の法人区分と課税所得の範囲（フローチャート）



出典：国税庁パンフレット「一般社団法人・一般財団法人と法人税（平成26年3月）」

(5) 株式会社

株式会社とは、事業によって得た利益を出資者に分配することを目的とする営利団体であり、「稼ぐ」ための取組を展開しやすい組織です。

特徴

- ① 営利を目的とした組織であることを表明することにより、地域運営組織を「稼ぐ組織」としていくことについて地域に認識が広がり、取組も展開しやすくなります。
- ② 多様な主体と取引・連携をする際に、信用を得られやすくなります。
- ③ 銀行からの借り入れ等、融資や資金調達の幅が広がり、経営の安定化と事業の拡大を見込みやすくなります。

株式会社と地域づくり

株式会社は営利団体であるため、地域住民から「特定の人だけが儲けるために設立して経営するもの」と思われてしまうのではないかとためらう例が多々あります。多くの地域住民が関わり、限られたごく少数の人で地域運営組織としての決定が行われてしまうことがないよう、明確かつ公平なルールづくりと地域住民への説明と理解、さらには参加促進が必要です。例えば、地域住民からの出資について、あらかじめ「一人一株まで」等のルールを設けることも有効です。

本来、株式会社は利益を上げることを目的にし、事業で得た利益を出資者に分配する仕組みにしている法人ですが、地域の暮らしに必要な機能やサービスを維持することを目的としている地域運営組織の場合は、得た利益を出資者に還元しすぎるのではなく、次の世代が安心して住み続けるための活動に活用していく方法も有効と考えられます。

また、株式会社は、金融機関からの借り入れなど資金調達方法の幅が広がる、赤字の繰り越し可能期間が長くなる、処理できる経費の幅が広がる、などの事業を連続・拡大していく上で大きな強みがあります。地域が必要とする事業を展開する際に多額の資金を必要としたり、経済活動を積極的に展開したいと考える場合は、株式会社という法人格を選択するのも1つの方法といえます。

なお、株式会社は、株式を保有していれば株主となり、議決権を得ることができてしまうため、株式譲渡によって、組織の活動と無関係な人が株主になってしまう可能性があります。そこで、定款に「当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会（株主総会）の承認を受けなければならない」といった規定を加えることにより、地域住民以外の方が株主になることを回避することができます。

留意事項（設立前と比べて）

- ・ 地域内のごく少数の住民のみで運営され、地域住民の意見が反映されないような体制にならないよう、地域との十分な対話・議論と、住民や事業者等の団体の参画や連携を図りましょう。
- ・ 法人税は全所得に課税されます。

主な相談先

- 国 … 各地域の法務局
- 市町村 … 産業振興課など起業を支援・担当する課
- 他 … 全国の商工会議所、商工会、中小企業診断士など

小さな拠点税制を活用しましょう

小さな拠点税制（小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制）は、地域再生法に基づく特例措置です。地方公共団体と連携し、中山間地域等において、地域製品の開発・販売や農家レストランの運営などのコミュニティビジネスや住民向け生活サービスを営む株式会社に対して個人が出資した場合に、出資者に対する所得税の控除が受けられます。

地域課題の解決のために活動する地域運営組織（株式会社）が、事業拡大のために地域住民から出資を募る場合など、この小さな拠点税制が活用できることがありますので、検討してみましょう。

【制度概要】



■イメージ

(例) 課税所得 250 万円の個人が 10 万円を出資 (所得税率 : 10%)

約 10,000 円所得税額が減少

【計算式】 寄附額 10 万円 - 2 千円 = 所得控除 9 万 8 千円

$$\frac{250 \text{ 万円} \times 10\%}{\rightarrow \text{通常の税額}} - \frac{(250 \text{ 万円} - 9 \text{ 万 } 8 \text{ 千円}) \times 10\%}{\rightarrow \text{寄附後の税額}} = 9,800 \text{ 円}$$

(注) 課税所得とは、給与収入から給与所得控除や基礎控除、配偶者控除、社会保険料等を控除した額

小さな拠点税制の活用フロー

ステップ1 地方公共団体による地域再生計画の作成

- ✓ 株式会社が行う小さな拠点形成事業（以下参照）が記載された地域再生計画を作成
- ✓ 内閣府への認定申請 ⇒ 内閣総理大臣の認定

（対象となる小さな拠点形成事業の要件）

- ア. 地域の就業機会の創出（コミュニティビジネス）**【実施が必須】**
- 小さな拠点に係る集落生活圏（都市計画法の市街化区域・用途地域以外であって、農振法の農用地等を含む区域）における就業機会の創出に資する施設の整備又は運営に関する事業（例：道の駅、農家レストラン、農家民泊の整備・運営）
- イ. 生活サービス等の提供（実施は任意）
- 小さな拠点に係る集落生活圏の住民の共同の福祉又は利便のため必要な施設の整備又は運営に関する事業（例：ガソリンスタンドの運営、コミュニティバスの運行）

ステップ2 認定地方公共団体による会社要件の事前確認^{※1} **【任意】**

- ✓ 株式会社は、会社要件を満たしていることの確認を、認定地方公共団体に申請
- ✓ 認定地方公共団体は、申請書の内容を確認し、株式会社に確認書を交付

※1 事前確認を受けた場合であっても、会社要件は株式の発行時点で満たしていることが必要であり、雇用者数や株主構成の変更等に伴い、株式の発行時点で要件を満たさなくなる可能性もあるため、注意が必要です。

ステップ3 認定地方公共団体による会社要件及び払込みの確認

- ✓ 出資者が株式会社に出資金を払込み、株式を取得
- ✓ 払込みを受けた株式会社が、会社要件を満たしていること及びその発行する株式を払込みにより個人が取得したことの確認を認定地方公共団体に申請
- ✓ 認定地方公共団体は会社要件及び出資者ごとの株式の取得状況を確認し、株式会社に確認書を交付（株式会社はこの確認書の原本を出資者に交付）

ステップ4 出資者による確定申告の実施

- ✓ 出資者はステップ3で株式会社から交付された確認書を添付し、所得税控除の手続を実施^{※2}

※2 確定申告の手続の詳細については、事前に税務署によく相談しましょう。

(認定地方公共団体が確認する株式会社の要件)

- ア. 常時雇用者数^{※3}が2人以上であること
- イ. 同一の認定地域再生計画において、本税制の適用となる株式会社がないこと
- ウ. 小さな拠点形成事業を専ら行う株式会社であること
- エ. 中小企業者であること
- オ. 設立10年未満であること
- カ. 前事業年度の売上高に占める営業利益の割合が2%以下であること(ただし、株式会社の設立初年度を除く。)
- キ. 特定の株主グループ(3/10以上株式を保有している株主グループ)以外からの投資を、1/6以上取り入れていること(ただし、特定の株主グループで5/10を超えているものがある場合、そのグループの保有割合が5/6を超えていなければ対象)
- ク. 非上場会社、非店頭登録会社であること
- ケ. 大規模法人の子会社ではないこと
- コ. 性風俗関連特殊営業を行うものではないこと

(同一の認定地域再生計画において既にステップ3の確認を受けたことがある株式会社については、次の追加要件を満たす必要があります。)

- サ. 常時雇用者数^{※3}が、初回の確認日の常時雇用者数を維持していること
- シ. 常時雇用者数^{※3}が前事業年度より2人(商業・サービス業を行う株式会社では1人)以上増加していること(ただし、初回の確認を受けてから2年度目以降に出資を受けた場合のみ適用)

※3 「常時雇用」とは、雇用契約の形式の如何を問わず、事実上の期間の定めなく雇用されている場合を言います。具体的には、

- (ア) 期間の定めなく雇用されており、かつ、1週間の所定労働時間が20時間以上である場合
- (イ) 一定の期間を定めて雇用されている場合であって、その雇用期間が反復更新されて事実上(ア)と同等と認められる場合
- (ウ) 日々雇用される場合であって、雇用契約が日々更新されて事実上(ア)と同等と認められる場合が挙げられます。よってパートタイム労働者であってもこのような雇用条件下にある場合には常時雇用者として取り扱います。

小さな拠点税制についてもっと詳しく知りたい方は、

内閣府小さな拠点情報サイト「小さな拠点・地域運営組織に関する事業・制度」をご覧ください。

(<https://www.chisou.go.jp/sousei/about/chiisanakyoten/zeisei/index.html>)

例1

株式会社 ^{はせ}長谷 (兵庫県神河町^{かみかわちょう}長谷地区)

- 平成 19 年に、地区内の商店とガソリンスタンドの閉鎖にあたって、住民組織「長谷地区の振興を考える会」が中心となって店舗存続へ向けて協議を重ねました。ガソリンスタンドの経営には法人格が必要と考えて、住民出資による「株式会社長谷」を設立しました。
- 平成 25 年からヤマザキ Y ショップに加盟し、品揃えの充実を図りつつ、Y ショップでは取り扱いのない商品を地域で調達して販売するなど、経営者であり消費者である住民が、地域の実情にあった経営を行っています。



展開している 主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のよろずや「ふれあいマーケット」2店舗とガソリンスタンドを経営しています。また、行政手続などの窓口業務を町から受託しています。
法人格を 取得・選択した きっかけ・理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ガソリンスタンドの経営には法人格が必要と考え、地域の全世帯から1万円の出資を集め、約300万円で「株式会社長谷」を設立しました。 ・利益を得て分配することが主な目的ではありませんでしたが、暮らしを支える生活サービスを維持して地域を活性化するためには、地域の人材や経験を活かすこと(=マネジメント)が重要と考え、稼ぐための組織である「株式会社」を選びました。また、地域内に株式会社の設立に詳しい人がいたこともポイントでした。
法人となったこと によるメリット と効果・影響	<ul style="list-style-type: none"> ・ガソリンスタンドや、地域のよろずや「ふれあいマーケット」を運営し、住民の生活利便性を確保し続けられています。 ・行政から委託事業を受託し、住民サービスの維持とともに、安定的な資金確保につながっています。 ・社会的な信頼性が増し、金融移動店舗車両での金融サービスを提供するなど、サービスの幅も広がり、生活の拠点として利用され続けています。
「地域運営組織」が株式会社 を選ぶ意義	<ul style="list-style-type: none"> ・ガソリンスタンドを経営する必要から株式会社を選びましたが、運営母体の「長谷地区の振興を考える会」の活動と「株式会社長谷」での活動を、用途で使い分けながら、地域のまちづくり活動を行っています。 ・地域に雇用が生まれ、安定的な活動を継続的に行うことができます。

株式会社のメリット

生活に必要なサービスを提供し続けるにあたり、
地域住民が出資者として参加意識を持ち、協力しあうことができます。

担い手グループが発起人となり、資金協力者を募って株式会社を設立

(新潟県十日町市「株式会社 あいポート仙田」)

- ・ 地区内唯一の店舗が撤退し、小学校と保育園が閉校・閉園するなど生活が危ぶまれたことから、危機感を持った住民同士で話し合い、株式会社を設立して様々な事業に取り組むことにしました。地区ぐるみの組織とするために、集落をまわって計 17 回、説明会を開催して出資協力者を募りました。



- ・ 平成 22 年に、発起人 6 人と住民有志の計 15 人が出資して、資本金 114.8 万円で「株式会社あいポート仙田」を設立登記しました（募集設立）。6 名は各集落のリーダー的存在であって将来の地区に課題を強く感じていた住民で、株式会社の代表ないし役員となって組織を運営しています。出資をした 9 名は高齢農家であって、自分で農作業ができなくなってきていたので、農業支援事業を行う事業者への出資を快く受け入れてくれました。
- ・ 展開している事業が収益を生むものではないこともあり、出資者に配当を出していないことから、金銭面で地域に還元することはありません。
- ・ 直接、組織設立の趣旨や事業の内容などについて説明をして質問に答え、事例なども見てもらいながらわかりやすく、繰り返し説明することが重要だと考えます。

意欲の高い委員が発起人となり、住民等から幅広く出資を募って設立

(広島県三次市川西地区「株式会社 川西郷の駅」)

- ・ 川西地区 5 集落で形成する「川西自治連合会」では、人口減少による生活サービス機能の喪失などの地域課題に対応するべく、拠点づくり専任の委員会を設置して検討を進めました。平成 26 年 5 月には、委員の中から特に意欲の高い 15 人が発起人となり、設立発起人会を設立しました。



- ・ 地域住民による運営を図るために、推進委員が中心となって町会ごとに説明会やワークショップを繰り返し行いました。これにより、当初は関心の低い人や赤字を懸念して反対する人が多かったものの、徐々に協力意向が高まっていき、その結果、設立時点での出資者は、地区住民が 326 人、住民の紹介による地区外住民が 22 人、地区にゆかりのある法人が 5 社となりました。
- ・ 同年 11 月に、地域マネジメント会社として、地域内の全世帯の 85%が出資する複合型事業体「株式会社川西郷の駅」を設立登記しました（募集設立）。
- ・ さらに、事業の全体像が見え、工事が進むにつれて出資を希望する住民等が徐々に増えてきており、手続には登録免許税や税理士の手数料などで 10 万円ほどかかりますが、ほぼ毎年のように増資手続を行い、出資者として参画してもらうことにしています。

手続のしやすさから代表者のみで設立した後、協力者を順次拡大

(群馬県桐生市「株式会社 桐生再生」)

- ・電気バス事業に取り組むにあたり、必要な資金を NPO では負担できないことから解散し、手続きのしやすさから、平成 25 年 5 月に代表者 1 人が発起人となり、10 万円を資本金として設立登記を行いました(発起設立)。その後、代表者が培ったネットワークを活かして地域内の法人・個人に出資協力を呼びかけて回り、賛同者から出資してもらい、増資手続きを行いました(17 人、1,600 万円の増資)。増資の手続きは司法書士に依頼し、印紙税を含めて約 10 万円の負担となりましたが、資本金によって信頼性が高まったことで銀行の融資も得られ、事務所を取得し、新たな事業も展開を始めました。
- ・新たな事業を掲げることで出資しやすい環境を整え、現在、株主 14 人・資本金 2,210 万円となっています。年に一度の株主総会で食事会を用意し、株主同士で地域に対する思いを共有するとともに新たな事業のアイデアを出してもらうようにしています。



効率よく合意形成と手続を行うために、一旦設立してから協力者を公募

(長野県豊丘村「株式会社 豊かな丘」)

- ・平成 30 年 4 月にオープンした道の駅「南信州とよおかマルシェ」の運営会社である「株式会社豊かな丘」は、村の支援を受けて地域住民が主体となって設立されました。
- ・村では、開設準備委員会を月 1 回開催して事業内容、運営法人の設立、施設の設計等について検討し、限られた人数で合意形成や手続を効率的に行うために一旦株式会社を設立した後、「小さな拠点」として村民で名実ともに支えていく仕組みとするために、増資によって村民や村内事業者を中心に幅広い出資を募ることを計画しました。そこでまず、委員の 10 人と豊丘村が発起人となり、平成 29 年 12 月 8 日に、資本金 300 万円で会社を設立しました(発起設立)。
- ・その上で、「道の駅だより」を通して株主を募集し、説明会を 3 回開催した結果、207 人の個人と 10 の法人から出資の申し込みがあり、増資予定額(600 万円)超過のため、村民・個人を優先して 205 人に割り当てました。
- ・また、道の駅を運営する株式会社への投資を後押しするため、「小さな拠点」の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制を活用できるようにしています。



設立の流れ（例）

作成にあたって時間がかかる書類もあるため、計画的に手続を進めることに留意しましょう。

手順	テーマ	確認事項
1	会社概要の検討	商号（会社の名前）や目的、本店の所在地、発起人、役員などの基本情報をまとめます
2	総会での決議と議事録の作成	自治会・町内会で、会社概要の内容や今後の手続について決議をとり、議事録を作ります
3	定款の作成と認証	会社の運用に不可欠な定款（ルール）を作成し、公証役場で認証を受けます
4	印鑑の作成	会社の設立に必要な印鑑（代表者印、銀行印、社印）を作成します
5	資本金の払込み	資本金を代表者の個人口座に払込み、払込み証明書を作成しましょう
6	登記に必要な書類の準備	登記に必要な書類を準備しましょう
7	設立登記の申請	法務局で登記の申請をしましょう
8	法人口座の開設	法人名義の銀行口座を開設しましょう
9	設立後の諸届出	税務署などで、会社設立後に必要な手続を行いましょう

【参考】法務局ホームページ「株式会社」(<http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/houjin1.html>)

(6) 合同会社

合同会社とは、出資者が出資額の大小に寄らず平等な立場で運営する営利団体で、費用を抑えながら設立できます。

特徴

- ①利益を得ることを目的とした営利団体です。議決権は誰がいくら出資しても1人1票のため、全員が出資額の大小によらず平等な立場で経営に関わることができます。
- ②株式会社に比べて、設立の費用を抑えることができます。
- ③株主総会や取締役会を開催が義務付けられていないため、迅速な意思決定が可能です。

合同会社と地域づくり

地域運営組織が営利団体として法人化する際に、合同会社を選ぶ最大のメリットは、出資比率によらない「1人1票」の議決権にあります。株式会社の場合は出資者（株主）が必ずしも会社を「経営」するとは限らないのに対し、合同会社の場合は出資者自身が会社の「社員」となって会社を「経営」していくことになります。つまり、合同会社に出資していれば、若者から高齢者までの多様な地域住民が、地域運営組織の事業計画や組織の経営に関わることができます。

ただし、株式会社同様に利益を得ることを目的とした法人のため、「ごく少数の人たちが儲けるために取り組んでいる」との疑念を持たれないように、例えば「利益を地域に還元すること」を定款に盛り込むなどの方法も検討してみましょう。

また、株主総会や取締役会を開催が義務付けられていませんが、地域運営組織という性質を考慮すると、地域住民に対する定期報告や経営への関与の機会を設けることも有効と考えられます。

留意事項

- ・株式会社に比べて、設立時の登録免許税が低額で、定款認証が不要なため、設立の費用を抑えることができます。(合同会社：登録免許税(資本金額の0.7%)、株式会社：定款認証の手数料5万円(電子認証の場合)、登録免許税(資本金額の0.7%)※)

※登録免許税については、合同会社の場合、資本金額の0.7%が6万円に満たないときは申請件数1件につき6万円。株式会社の場合、資本金額の0.7%が15万円に満たないときは申請件数1件につき15万円。

- ・一方で株式会社に比べて知名度が低いことから、地域住民や取引先となる団体などに対して信頼が得にくい場合があると考えられます。
- ・株式会社同様、法人税は全所得に課税されます。

主な相談先

- 国 … 各地域の法務局
- 地方自治体 … 産業振興課など起業を支援・担当する課
- 他 … 全国の商工会議所、商工会、中小企業診断士など

例1 合同会社 いしはらの里（高知県土佐町石原地区）

- 石原地区では、平成 24 年 4 月に JA ガソリンスタンドが廃止、日用品店舗も存続の危機にあったことから、「集落活動センターいしはらの里協議会」を設立し、地域課題解決に向けた取組を始めました。
- ガソリンスタンドや店舗運営など経済活動を行っていくためには法人格の取得が必要と感じ、平成 25 年 11 月に「合同会社いしはらの里」を設立しました。同協議会の傘下で経済事業部門を担い、地域経済と交流事業を一体的に行い、高齢化しても安心して暮らしていける里づくりを展開しています。



展開している主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ・日用品や特産品を販売する店舗（JAのATMも設置）と、ガソリンスタンドを運営しています（灯油配達含む）。 ・地域が元気になるためには木材活用と人材育成が必要不可欠と考え、山元、製材所、大工と連携したモデル住宅の建築や林業人材の育成に取り組んでいます。
法人格を取得・選択したきっかけ・理由	<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源を用いた事業や生活サービス事業を“経済活動”として持続的に展開していくため、営利団体の法人格を取得することを選択しました。 ・株式会社では出資額に比例して発言力が変わるため、地域住民の公平な参加を促したく、出資額によって発言力が変わることのない合同会社を選択しました。 ・年金受給者を含め多くの住民に参画してもらえよう、出資額は1口 1,000円としました。
法人格を得たことによるメリットと効果・影響	<ul style="list-style-type: none"> ・ガソリンスタンドについては経費が高いため赤字になってしまいましたが、店舗や、その他事業の収益によって人件費等が賄えています。 ・地域住民自らが「出資者」であり、「経営者」であることから、合同会社によって地域を盛り上げていこうという意識が高いです。
「地域運営組織」が合同会社を選ぶ意義	<ul style="list-style-type: none"> ・住民のまちづくりへの参画・協力意識の定着を図り、協力を促すことを意図しました。その一つとして、買い支えによる経営の安定化も期待しています。 ・「稼ぐ」という意識がサービスの向上や事業の創出につながるとともに、若者のために暮らし続けられる環境を整えていく目標が常に意識されています。

法人格のメリット

地域住民全員で経営している意識の下、協力が得られ、稼いでいく姿勢もあることから、活発に事業が展開できています。

出資額を 1,000 円にし、ほぼ全住民が平等に参画する合同会社を設立

(高知県土佐町石原地区「合同会社 いしはらの里」)

- ・ 準備会のメンバーである役員候補者が、地域を巡回して説明して出資を募って回った結果、地域住民 211 名から約 214 万円の出資が得られることとなりました。各戸から出資金を集め、出資者のリストを定款に記載したうえで行政書士に登記を依頼し、平成 25 年 11 月に合同会社となりました。
- ・ 事業を行ううちに、出資の話が地域外の関係者に徐々に伝わり、出資希望者が順次増えました。増資手続きには登録免許税 6 万円と行政書士の手数料が必要であるため、ある程度の増資額が溜まった段階でまとめて登記を行っており、令和 4 年時点、出資者が 246 名、出資額が 313 万円にまで増えています。
- ・ 代表社員には準備会の時から精力的に活動している住民が就任し、代表社員を含む準備会のメンバーであった 7 名が役員（業務執行役員）となっており、準備会で議論して定款に記して登記しています。なお、日常の業務は、集落支援員（会計年度任用職員）が事務局長として従事しています。
- ・ 総会では、決算や事業計画の承認、役員報酬の決定などが行われます。200 名を超える社員が集まることは、高齢者が多いとともに場所も限られているため難しく、総会では署名議決を行っています。あらかじめ各戸に議案と資料、賛否を問う書面議決書を配っておき、出席できない人は前日までに提出してもらっています。いずれの議案に対しても、概ね 8 割以上の社員が賛同をしてくれています。
- ・ 住民のまちづくりへの参画・協力意識の定着を図り、協力を促すことにつながっており、買い支えによる経営の安定化も期待しています。



設立の流れ(例)

合同会社は、株式会社と比較すると少ない費用負担で設立することができます。

手順	テーマ	確認事項
1	会社概要の検討	商号（会社の名前）や目的、本店所在地、社員（出資者）など基本情報をまとめます。
2	総会での決議と議事録の作成	地域住民で、会社概要の内容や今後の手続について決議をとり、議事録をつくっておきます。
3	印鑑の作成	会社の設立に必要な印鑑（代表者印、銀行印、社印）を作成します。
4	定款の作成	会社の運用に不可欠な定款（ルール）を作成します。合同会社の場合は、公証役場での認証は必要ありません。
5	印鑑証明の作成	会社の設立に必要な印鑑（代表者印、銀行印、社印）を作成します。
6	資本金（出資金）の払込み	資本金を代表者の個人口座に振り込み、金額確認と払込証明をとりましょう。 払込証明書を作成し、代表社員個人の銀行口座に資本金を振り込みます。
7	登記に必要な書類の準備	登記手続に必要な書類を整えましょう。
8	設立登記の申請	法務局で登記の申請をしましょう。
9	法人口座の開設	法人名義の銀行口座を開設しましょう。
10	設立後の諸届出	税務署などで、会社設立後に必要な手続を行いましょう。

【参考】法務局ホームページ「合同会社」（<http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/houjin2.html>）

Ⅲ. 参考資料

「1. 法人化等の手続の流れ（例）」では、各法人格の認可等の詳細な手続についてまとめましたので、参考にしてください。

また、地域運営組織が経済活動を進めていくにあたっては、他人を雇用して賃金を支払ったり、会計の透明性を確保することが必要になってきます。「2. 地域運営組織に必要なその他の手続」では、適切な労務管理や会計に関して必要な手続について、主なポイントを整理しましたので、是非ご参照ください。

1. 法人化等の手続の流れ（例）

- (1) 認可地縁団体
- (2) NPO 法人
- (3) 認定 NPO 法人
- (4) 一般社団法人
- (5) 株式会社
- (6) 合同会社

2. 地域運営組織に必要なその他の手続

- (1) 労務管理について
- (2) 会計について

1. 法人化の手続の流れ（例）

（1）認可地縁団体

●ステップ1. 自治会・町内会の総会で議決する

手順	テーマ	確認事項	ポイントアドバイス
1	市町村との情報共有と申請手順の確認	<p>市町村の担当課と情報を共有し、具体的な申請手順を整理しましょう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページや各種手引書などに手順は書かれていたりしますが、自治体では、手続方法のみならず、支援策等を用意している可能性もありますので、本格的に手続を開始する前に、担当課に相談してみましょう。 ・地域での検討経緯や諸事情については、思い込みを避けるために正確な情報や根拠資料などを取得して整理し、客観的な判断をしてもらえるよう、担当者と情報をしっかりと共有するようにしましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会や町内会の「組織としての節目」となる重要な機会ですので、代表者だけでなく、主要な役員、次世代の担い手なども巻き込みながら、手続を進めることをお勧めします。 ・自治体などへの手続以外に、地域住民に対しても説明の機会が増えるため、使用した資料などはまとめて整理・保管しておきましょう。
2	申請書類案の作成、相談	<p>申請に必要な書類を作成し、市町村担当課と相談しましょう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請時の書類としては、次のものが必要となります。 <ul style="list-style-type: none"> ○認可申請書 ○自治会・町内会の規約 ○総会議事録 ○構成員名簿 ○保有資産目録 ○前年度の事業報告書等 ○代表者の就任承諾書 ※自治体に事前に確認しましょう。 ・それぞれの書類がどのような様式で、どの程度作成に時間を要するか確認をしておきましょう。 ・書類の中には作成に時間がかかるものもあるため、注意が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・書類は全て白紙から作るのではなく、自治体に様式やサンプルなどの提供を依頼してみましょう。
3	総会議決への段取りの確定	<p>総会議決に向けた段取りやスケジュールを確定しましょう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総会は規約等に基づいて開催され、一般的には年に一度開催されるものですので、時期や手順は余裕を持って決めましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急度が高い場合には、あらかじめ、臨時総会の開催などについて準備しておきましょう

4	構成員向けの説明資料の作成と会員の理解	<p>必要性を示した説明資料を作成し、構成員の理解を得ましょう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構成員に丁寧に情報を届け、理解を得ましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・説明資料は、見て理解しやすい概要と詳しい説明を記した資料の両方を用意すると効果的です。
5	総会の開催と議決	<p>総会を開催し、認可地縁団体の認可申請の議決を行いましょう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請には総会での議決と議事録が必要になります。議事録については、どの程度の内容を記載する必要があるか開催前に確認し、レコーダーなどを準備した上で総会に臨みましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・総会の開催及び議決は、規約等に定める方法により行います。



●ステップ2. 自治体に認可申請を行い、運用の体制を整える

手順	テーマ	確認事項	ポイントアドバイス
1	市町村への認可申請	<p>認可申請を行い、結果を待ちましょう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村への申請後、審査・告示・通知までに相応の期間を要しますので、あせらず待ちましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村長による告示が法人登記の対象要件になるため、法務局へ法人登記をする必要はありません。
2	申請結果の周知や今後の運営等の話し合い	<p>認可された場合にはその旨を周知するとともに、今後の運用について話し合いましょう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認可を受けることは「組織としての節目」となりますので、認可された後の会の運営について話し合うとともに、会の参加への広報を積極的に行いましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい組織の運営について丁寧に話し合いましょう。
3	印鑑登録の実施	<p>団体としての印鑑登録を行いましょう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不動産登記などに必要な印鑑登録証明書の交付を受けるために必要な手続きです。1団体につき1個登録ができます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・登録した印鑑は、今後、団体で契約等を行う際に必要となるため、大切に扱って下さい。
4	登記名義の変更	<p>法務局で登記名義の変更をしましょう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請から結果が出るまで3ヶ月以上の時間を要します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・認可地縁団体の所有不動産の登記について、構成員個人名義となっている場合に、その登記名義人が1人でも所在不明等一定の要件を満たすときには、団体が単独で自らを登記名義人とする名義変更の申請が可能です。

(2) NPO 法人

●ステップ1. どんな事業をするか決めましょう

手順	テーマ	確認事項	ポイントアドバイス
	法人化の目標や事業の分野の明確化と共有	<p>団体が何のために NPO 法人となるのか、なってどのような事業を展開するかを明確にし、会員で共有しましょう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる目的として行いたい事業は、法で定められている 20 分野のうち1つ以上に該当しているかを確認したり、法人化するメリットと NPO 法人となることにより課される義務とを比較したりすることも重要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法人化は、団体にとって大きな節目であるため、手続の担当者だけでなく、主要役員や社員、寄附者やサービスの利用者など、幅広い人々に伝えながら進めていくことが有効です。
2	自治体への申請に向けた相談	<p>検討の経緯や現時点の考え方について、所轄庁あるいは都道府県から事務を移譲された市町村の担当課と共有し、具体的な手順を整理しましょう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人化にあたっては、自治体による支援があると円滑に進めることもできます。また、相談することで、NPO 法人に対する補助金や各種支援に関する情報が得られる可能性もあるため、申請に向けては相談の機会を設けてみましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO 法人の認証を得ることは重要な節目ですので、自治体担当者とのやり取りについては、経過を書類にまとめるなどして、後から振り返ったり、他の社員と情報共有しやすくしておきましょう。
3	申請に必要な手続の確認	<p>申請に必要な手続について確認をしましょう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NPO 法人の認証手続は法律や条例に沿って進められます。自治体の担当課へ確認するなどしてよく学んでおきましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・どの段階で負担が発生するか、時間がかかるのか、について知っておきましょう。
4	目的・事業・予算の見通しを立てる	<p>NPO 法人の資格を満たす目的・事業・予算の見通しを立てましょう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の透明性が NPO 法人の社会的な信用につながっていくため、これらの項目は多くの人に見られることを意識して、わかりやすい内容となるよう意識して決めましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・見通しを立てる際には、地域で近い活動がないか、類似する NPO 法人ではどんなことをしているか、といった比較をしながら、自ら行う事業について客観的に見つめてみるのが有効です。
5	組織体制・運営のルールを決める	<p>役員や社員、総会や理事会、事務局等の体制と運営のルールを決めましょう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・しっかりとした組織体制やルールも、NPO 法人の信用につながるため、信頼性の高い意思決定方法や運営ルールを定める必要があります。“親族だけでは作れない”などの制約もあるため、注意が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・既に活動している団体の場合は、現在の体制やルールについて、課題がないか、より伸ばしていく部分がないかをチェックし、どう変更していくとよいかを考えてみるのも一案です。



●ステップ2. 申請書類を作り、団体の総会で決議しましょう

手順	テーマ	確認事項	ポイントアドバイス
1	申請書類の確認	<p>申請に必要な書類について、様式の確認をしましょう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書式が指定されているもの、自由なもの、参考例があるものなど、自治体によって様式や書類作成に対する支援状況は異なるようですので、様式については担当課に確認をしましょう。 	
2	設立趣旨書を作る	<p>設立の目的や経緯、必要性等を設立趣旨書にまとめましょう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認証にあたって公開される書類であるため、誰が読んでも理解しやすく、わかりやすい文章でまとめましょう。 	
3	定款を作る	<p>法人を運営するためのルールをまとめましょう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認証にあたり公開される書類です。 ・NPO 法第 11 条により、以下の事項の記載が必須となります。 <ul style="list-style-type: none"> ○目的 ○名称 ○事業の種類 ○事務所の所在地 ○社員の資格の得喪に関する事項* ○役員の数・任期・権限等 ○会議や総会の方法等 ○資産の構成等 ○解散の要件等 ○会計の方法等 ○定款の変更 ○事業年度 ○公告の方法 ○その他の事業 ○設立時の役員 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の団体がある場合は、従来の規約を無理に NPO 法人の規約に溶け込ませず、別の規約として残し、法令に反しない限り、組織のルールとして併存させる例もあります。 ・社員の資格を特定の地域の住民に限る場合でも、その制限が事業内容等との関連から見て合理的なものであれば、不当な条件に当たらない場合もあります*。これによって地域の団結力が高まり、担い手としての組織運営や活動への参画やサービスの利用支えなど、地域住民の協力や主体的な参加を得られやすくなります。
4	事業計画書・活動予算書を作る	<p>設立当初の事業年度と翌事業年度の事業計画と活動予算をまとめましょう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認証にあたり公開される書類のため、わかりやすくまとめましょう。 	
5	その他の書類を用意する	<p>役員名簿や確認書などの書類をそろえましょう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要な書類は次の通りです <ul style="list-style-type: none"> ○役員名簿 ○就任承諾及び誓約書のコピー 	<ul style="list-style-type: none"> ・「設立総会の議事録」「設立認証申請書」は、提出時までには用意します。

手順	テーマ	確認事項	ワンポイントアドバイス
		<ul style="list-style-type: none"> ○役員の住所又は居所を証する書面 ○社員 10 名以上の名簿 ○確認書（宗教・政治活動の制限等や暴力団でないこと等に該当する旨） 	
6	総会決議への段取りの確定	<p>総会での決議に向けた段取りを確定しましょう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総会での主な審議事項は次の通りです。 <ul style="list-style-type: none"> ○設立意思、設立趣旨書 ○定款の承認 ○事業計画、予算 ○確認書 ○役員 ○事務所 ○理事・監事の選任 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の団体で、緊急度が高い場合には、予め臨時総会の手順などを会則に定めておきましょう。 ・これまで連携してきた団体に対し、設立前に、個別説明と協力依頼をしておくことも有効です。 ・議事録の記載内容や形式について協議しておいても良いでしょう。
7	関係者向けの説明資料の作成と配布	<p>取組が必要なことを周知するための資料を作成し、事前に関係者に配布しましょう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総会で議案にあがる資料は、総会前に共有しておきましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料が厚くなる場合は、概要版も用意すると効果的です。
8	設立総会の開催と議決	<p>総会を開催し、申請に向けた議決をとりましょう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請には設立についての意思決定を証する議事録が必要になります。要件を確認した上で総会を進めましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・議事録の原本は事務所に保管する必要があります。



●ステップ3. 認証申請を行い、法人としての手続をしましょう

手順	テーマ	確認事項	ワンポイントアドバイス
1	自治体への認証申請	<p>自治体に申請を行い、結果を待ちましょう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請後、「公告」「縦覧（1カ月）」「審査」を経て、認証・不認証の決定がされます。 	
2	印鑑登録の実施	<p>法務局で、理事の印鑑登録を行いましょう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印鑑登録証明書の交付を受けるために必要な手続です。 	
3	設立登記の手続	<p>認証の決定がされ次第、設立登記を法務局で行い、完了の報告を自治体の担当課に行いましょう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認証通知を受けてから2週間以内に法務局で登記を行って「登記事項証明書」を取得し、財産目録とともに「設立登記完 	<ul style="list-style-type: none"> ・登記をしなければ NPO 法人が成立しないため、必ず登記手続をしましょう。

手順	テーマ	確認事項	ワンポイントアドバイス
		了届出書」を所轄庁に提出します。	
4	税金の手続	自治体の税担当課（都道府県と市町村）、及び税務署に届け出をしましょう ・都道府県の税事務所、市町村の税事務所、税務署への申請が必要になります。	
5	保険の手続	労災保険・雇用保険・社会保険に関する手続を行いましょう ・人を雇用する場合には、労災保険（労働基準監督署）、雇用保険（職業安定所）、社会保険（年金事務所）への手続が必要になります。	
6	認証結果や今後の運営の広報の実施	NPO 法人になったことや今後の運営方法、事業の方向性などについて、地域住民向けに広報をしましょう ・NPO 法人になったことを地域住民に周知することで、これまでの任意団体の信頼性が増し、今後取り組んでいきたい事業の周知や事業への協力の呼びかけなどを丁寧に行いましょう。	・NPO 法人になったことを機に、地域住民などに改めて広報を丁寧に行い、担い手としての協力や、サービスの利用に寄る下支えや寄附面での協力など、協力してもらえる住民を増やすことも有効です。

(3) 認定 NPO 法人

手順	テーマ	確認事項	ポイントアドバイス
1	認定の必要性や手続の確認	<p>認定 NPO 法人になる必要性や手続の確認を行います</p> <ul style="list-style-type: none"> 認定 NPO 法人になることで税制上の優遇措置が受けられますが、一層の情報公開が求められたり、運営組織や経理的基盤等の全般にわたり、しっかりとした体制の構築が求められるなど、認定に伴い課される義務や制約もあります。また、認定基準の中には、一定期間満たしておく必要がある項目もあります。こうしたことから、認定を申請するに当たっては、事前に内部で十分に検討や確認をしておく必要があります。 	
2	9つの認定基準を確認	<p>申請のために必要な9つの認定基準を確認します</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) パブリック・サポート・テスト (PST) 2) 公益性に関する基準 3) 運営組織及び経理に関する基準 4) 事業活動に関する基準 5) 情報公開に関する基準 6) 事業報告書等の提出に関する基準 7) 不正行為等に関する基準 8) 設立後の経過期間に関する基準 9) 欠格事由の有無 (法令違反や税の滞納等) 	<ul style="list-style-type: none"> 認定 NPO 法人の性格を具体的に示す基準ですので、一通り、各々の趣旨も含めて理解しておきましょう。
3	認定パターンの選択	<p>認定 NPO 法人になるためのパターンを選びます</p> <ul style="list-style-type: none"> 9つの認定基準の確認を踏まえた上で、以下の方法を選択します。 <ol style="list-style-type: none"> 1) PST 相対値基準 (寄附金が経常収入金額の 20%以上) 2) PST 絶対値基準 (3千円以上の寄附が年 100人以上) 3) 2～9の基準を満たした上で特例認定 NPO 法人となり、3年間で1を満たす 4) 自治体が条例を制定し、条例で個別指定を受ける 	<ul style="list-style-type: none"> 条例の有無や今後の制定予定などについては、自治体の担当者などに確認してみましょう。
4	必要書類の準備	<p>申請に必要な書類を整えます</p> <ul style="list-style-type: none"> 「申請書」「寄附者名簿」「9つの認定基準の証明書類」「寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類」。 その他資料 (※一例です)。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 賛助会費に対価性がないことの証明資料 2) 寄附金の基準限度超過額計算資料 3) 補助金・助成金の契約書の写し等 4) 会報 5) 事業別損益がわかる資料 6) 監査報告書 7) 理事・監事の経歴 8) 総会の実施状況 9) 登記事項証明書 10) 納税証明書 	<ul style="list-style-type: none"> 自治体によっては事前相談を行っている場合もありますので、積極的に活用してみましょう。

5	申請・現地 調査対応	<p>申請し、実態確認のための現地調査を受けます</p> <p>・提出書類の実態確認の調査として、以下の内容の点検が行われます。</p> <p>1) 活動内容 4) 税務 2) 運営組織 5) 従業員 3) 会計 6) 申請書や添付書類の根拠 等</p>	
---	---------------	---	--

(4) 一般社団法人

手順	テーマ	確認事項	ポイントアドバイス
1	概要の検討	<p>設立の要件と手続について確認します</p> <p>【設立時の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設立時に2名以上の社員がいること。 ・ 理事を少なくとも1名おくこと。 <p>【手続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設立時の社員が設立に関する手続を行います。 ・ 社員とは一般社団法人の構成員です。設立後は一般社団法人の意思決定機関である社員総会での議決権を持ち、法人の運営に関与します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最低人数が2名です。それより多い人数でも構いません。 ・ 法人も社員になることができます。
2	定款の作成	<p>定款を作成します</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定款は、一般社団法人の根本規則を定めるものであり、必ず作成する必要があります。 ・ 定款の内容は、以下のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 法人の名称 ○ 法人の目的 ○ 法人事務所の所在地 ○ 設立時の社員の氏名 ・ 組織や運営も考慮した定款の作成が必要です。定款には、必要に応じ組織形態や意思決定方法なども定めることとなります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一つでも欠けた場合は効力がありませんので、注意してください。
3	公証役場で認証	<p>公証人役場で公証人に定款の認証を受けます</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般社団法人の定款は、公証人と呼ばれる法律文書を専門に扱う国家公務員による認証を受けて、はじめて有効なものとなります。 ・ 定款認証とは、作成した定款の内容が法令に適合したものであるかどうかの確認を受ける手続のことを言います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則、設立時社員全員が出向く必要がありますが、社員の中から代表者を一人決めることもできますし、第三者へ委任することもできます。
4	法務局で設立登記	<p>法務局へ必要書類を提出し、設立登記の申請手続をします</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登記に必要な書類を作成し、法務局で設立登記申請手続を行います。 ・ 法務局へ書類を提出し登記申請を提出した日が一般社団法人の設立日となります。提出した書類に不備がなければ、1週間程度で登記が完了します（処理状況により前後します）。 ・ 設立が完了後、登記事項証明書（登記簿謄本）と法人印鑑証明書を取得しておきましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ この設立登記手続は基本的に一般社団法人を代表する理事が行いますが、代理人に委任することもできます。

5	設立後の 諸届出	<p>各官公庁への届出をします</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人の設立後に必要な手続きを行います。税務署、都道府県税事務所、市町村へ、法人設立書等の提出が必要になります。 ・従業員を雇用する場合には、年金事務所、労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）等への届出が別途必要になります。 	
---	-------------	---	--

(5) 株式会社

手順	テーマ	確認事項	ワンポイントアドバイス
1	会社概要の検討	<p>商号（会社の名前）や目的、本店の所在地、発起人、役員などの基本情報をまとめます</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本情報として、次の事項を定める必要があります。 <ul style="list-style-type: none"> ○商号（会社の名称） ○目的（仕事内容） ○発起人・役員 ○本店所在地 ○取締役等の任期 ○発行株数・発行価格、資本金額 ○事業年度 など 目指す経営の規模や地域の団体・住民との関係などは、今後の事業展開や経営方法を強く規定することになるため、発起人や専門家（司法書士等）と繰り返し議論・検討を進め、推敲していきましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> 商号は地区名を入れるのが一般的ですが、多くの住民が気軽に呼び合えるような名称にしたり、まちの歴史や記念日等を振り返って斬新な名称にするなど、話題性を高める工夫をしている団体もあります。 地域を代表する団体であることを踏まえて、より多くの方が株主になれるよう、「一株●●円」で「1人1株まで」といった出資に関するルールを設けましょう。
2	総会での決議と議事録の作成	<p>団体で、会社概要の内容や今後の手続について決議をとり、議事録を作ります</p> <ul style="list-style-type: none"> 具体的な手続を進める前に、地域としての正式な意思決定をしておきましょう。 総会を開催する前に、繰り返し地域住民等と話し合いの場を持ち、趣旨や具体の事業、メリットなどについて理解してもらい、あらかじめ多くの賛同を得ておくことが重要です。 議事録については、開催前に記録する内容の程度を確認し、レコーダーなどを準備した上で総会に臨みましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域には細かい内容まで必要とする人とそうでない人がいるため、広報では要旨を端的に伝え、別途、詳しい説明の機会を設けるなどの対応が望まれます。
3	定款の作成と認証	<p>会社の運用に不可欠な定款（ルール）を作成し、公証役場で認証を受けます</p> <ul style="list-style-type: none"> 定款には「事業目的」「本店所在地」「発起人」「出資財産額」などの必須事項があり、記載されていないと無効になってしまうため、書き漏れがないかを確認しましょう。 定款の認証は、法務局の公証役場で行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域運営組織としての株式会社の定款は、ある意味、「まちづくりのルール」とも捉えられます。このため、わかりやすさは当然のこと、地域の状況変化に柔軟かつ積極的に対応することも前提として作成しましょう。

4	印鑑の作成	<p>会社の設立に必要な印鑑（代表者印、銀行印、社印）を作成します</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法律上必要な印は代表者印だけですが、リスク回避等の理由から慣習上3つの印を用意することが多いようです。 ・登記の手続には代表者印が必要になるため、あらかじめ作成にかかる時間は確認しておき、対処しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社印は、どこかに届け出る必要はありませんが、領収書等、頻繁に人目に触れるものであることを意識しましょう。 ・地域住民に「みんなの会社である」ことを認識してもらうため、印鑑をみんなでデザインすることなども、有効と考えられます。
5	資本金の払込み	<p>資本金を代表者の個人口座に払い込み、金額確認と払込み証明書を作成しましょう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社名義の口座はこの時点では開設されていないため、発起人代表者の個人口座に一旦払込みます。 ・会社設立時の取締役になっている人は、発起人からなされた資本金の払込みの調査をします（発起人代表者の口座確認）。 ・上記調査が終わったら、資本金の払込みを証する書面（払込み証明書）を作成します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・金銭でなく、現物で出資する方法もあります（別途、書類が必要になります）。
6	登記に必要な書類の準備	<p>登記に必要な書類を準備しましょう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請には「株式会社設立登記申請書」のほか、「定款」「設立時代表取締役を選定したことを証する書面」「印鑑証明書」「払込み証明書」等が必要です。 	
7	設立登記の申請	<p>法務局で登記の申請をしましょう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設立時の取締役になっている人の調査後2週間以内に、法務局で設立登記の申請をしましょう。申請日が会社成立日になります。 ・郵送でも申請可能ですが、その場合、会社設立日は書類到着日になります。 	
8	法人口座の開設	<p>法人名義の銀行口座を開設しましょう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口座の開設には、銀行での審査が必要になります。 ・「登記事項証明書」「銀行印に使用する印鑑」「来店者の身分証明書（運転免許証など）」等が必要になります。 	

9	設立後の諸届出	<p>税務署などで、会社設立後に必要な手続を行きましょう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社設立後に必要な手続を行います。税務署、都道府県税事務所、市町村へ、法人設立書等の提出が必要になります。 ・従業員を雇用する場合には、年金事務所、労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）等への届出が別途必要になります。 	
---	---------	--	--

(6) 合同会社

手順	テーマ	確認事項	ノウハウアドバイス
1	会社概要の検討	<p>商号、事業目的、本店所在地、社員（出資者）、代表社員、資本金額、営業年度を決めます</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社員の中から業務執行社員を選び、さらに業務執行社員の中から代表社員を選びます。社員が1人の場合は、自動的に社員兼業務執行社員兼代表社員になります。 ・本店を置く市町村を管轄する法務局で類似商号調査を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・商号は地区名を入れるのが一般的ですが、多くの住民が気軽に呼び合えるような名称にしたり、まちの歴史や記念日等を振り返って斬新な名称にするなど、話題性を高める工夫をしている団体もあります。
2	総会での決議と議事録の作成	<p>出資者で集まって総会を開催し設立に関する決議を行います</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出資予定者で集まって総会を開催し、会社の詳細について確認します。 ・出資者が合意できるのであれば、決議を行うとともに、議事録を作成しておきます。念のため、議事録は出資者全員が確認をし、押印しておくことが望まれます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な手続を進める前に、地域としての正式な意思決定を行いましょう。
3	印鑑の作成	<p>会社の設立に必要な印鑑（代表者印、銀行印、社印）を作成します</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法律上必要な印は代表者印ですが、リスク回避等の理由から慣習上3つの印を用意することが多いようです。 ・登記の手続には代表者印が必要になるため、作成にかかる時間は予め確認しておきましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社印は、公的な届け出の必要性はありませんが、領収書等、頻繁に人目に触れるものであることを意識しましょう。
4	定款の作成	<p>会社の定款を作成します</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合同会社は株式会社とは違い、公証役場での定款の認証は必要ありません。 ・定款には「事業目的」「本店所在地」「営業年度」などの必須事項があり、記載がないと無効になってしまうため、丁寧に確認しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域運営組織としての合同会社の定款は、出資や利益の還元方法など、ある意味、「まちづくりのルール」とも捉えられます。このため、分かりやすさは当然のこと、地域の状況変化に柔軟かつ積極的に対応することも前提として作成しましょう。
5	印鑑証明書の用意	<p>社員の印鑑証明書を用意します</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人登記にあたって社員の合意状況について確認が必要となるため、社員の実印と印鑑証明書を用意しましょう。 	

6	登記に必要な書類の準備	<p>登記手続に必要となる以下の書類を揃えます</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登記申請書 ・定款 ・代表社員及び資本金決定書（社員が1名のときは資本金決定書のみ） ・代表社員の就任承諾書（社員が1名のときは不要） ・代表社員の印鑑証明書 ・資本金の払込み証明書 <p>※法人が社員として入る場合には、以下の書類が必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書 ・職務執行者の選任に関する書面 ・職務執行者の就任承諾書 	
7	資本金の払込み	<p>会社設立時の資本金を金融機関に払込みます</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合同会社の設立にあたって必要となる資本金を金融機関に払込みます。 ・払込みの確認後、資本金の払込みを証する書面（払込み証明書）を作成します。 	
8	設立登記の申請	<p>法務局で登記の申請をしましょう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・払込み証明書の作成後2週間以内に、法務局で設立登記の申請をしましょう。申請日が会社成立日になります。 ・郵送でも申請可能ですが、その場合、会社設立日は書類到着日になります。 	
9	法人口座の開設	<p>法人名義の銀行口座を開設しましょう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口座の開設には、銀行での審査が必要になります。 ・「登記事項証明書」「銀行印に使用する印鑑」「来店者の身分証明書（運転免許証など）」等が必要になります。 	
10	設立後の諸届出	<p>税務署などで、会社設立後に必要な手続を行います</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社設立後に必要な手続を行います。税務署、都道府県税事務所、市町村へ、法人設立書等の提出が必要になります。 ・従業員を雇用する場合には、年金事務所、労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）等への届出が別途必要になります。 	

2. 地域運営組織に必要なその他の手続

(1) 労務管理について

労務管理とは

組織で働く人材という資源を管理し、組織の目標に導き、マネジメントしていくことを「人的資源管理」「人事労務管理」もしくは「労務管理」等と呼んでいます。

組織にとって不可欠である優秀な人材を獲得し、各従業員が自身の持つ力を最大限に発揮できるようにするために、労務管理は組織の運営の中でも重要な役割を担っています。

就業規則の整備

常時 10 人以上の労働者（パートタイム労働者やアルバイト等も含まれます）を使用する使用者は、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出なければなりません（労働基準法第 89 条）。就業規則とは、自社の従業員に対する労働条件を画一的に定めた規程です。労働条件を画一的に設定することは、従業員に対する処遇を公平かつ明確にし、労務管理や企業経営を効率的に行うことにつながりますので、従業員が 10 人未満であっても、就業規則を作成しておくことが望ましいです。

● 就業規則に記載しなければならない事項

- ①始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇、労働者を 2 組以上に分けて交替で就業させる場合は就業時転換に関する事項
- ②賃金（臨時の賃金等を除く）の決定、計算及び支払いの方法、賃金の締切り及び支払い時期、昇給に関する事項
- ③退職に関する事項（解雇の事由を含む）

労務管理の「法定三帳簿」

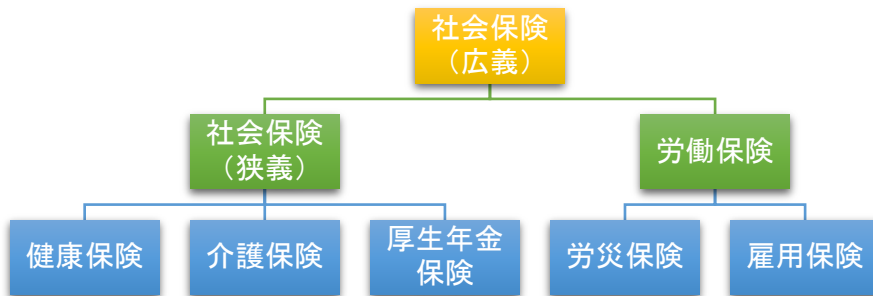
人を雇った場合、労務管理の「法定三帳簿」と呼ばれている以下の帳簿を整備することが、労働基準法により定められています。

帳簿名	概要	記入事項
労働者名簿	事業場ごとに、日々雇い入れられる者を除いた全従業員について作成（労働基準法 107 条）	①氏名 ②生年月日 ③履歴 ④性別 ⑤住所 ⑥従事する業務の種類（従業員数が常時 30 人未満の事業場においては記載不要） ⑦雇い入れの年月日 ⑧退職の年月日及びその事由 ⑨死亡の年月日及びその原因
賃金台帳	事業場ごとに作成し、賃金支払いの都度、遅滞なく右記の事項を記入（労働基準法 108 条）	①氏名 ②性別 ③賃金計算期間 ④労働日数 ⑤労働時間数 ⑥時間外労働、休日労働、深夜労働の時間数 ⑦基本給、手当その他賃金の種類ごとにその額 ⑧賃金の一部を控除した場合には、その額

出勤簿	従業員の労働時間を把握するための帳簿のことで、労務管理の基礎(労働基準法108条 則54条)	法定の様式はありませんが、労働時間数を把握するために、①氏名 ②出勤日 ③出勤時刻、退勤時刻、休憩時間、等を記載します。
-----	--	--

各種保険と年金制度

労働者が安心して働くことができるよう、労働者が病気や怪我をしたときなど様々な場面で必要な給付を受けられるようにして、労働者の生活を守ることを目的とした制度があります。これらは、法律に基づき、事業主等に保険料等の費用の負担が義務付けられており、これによって必要な給付等が行われます。



	健康保険	介護保険	厚生年金保険	労災保険	雇用保険
概要	従業員やその家族が、業務外のケガや病気に見舞われたり、出産・死亡した場合に、保険給付を受けられる制度	介護を要する状態となった場合に、必要な介護サービスを受けられる制度	毎月保険料を支払うことで、老後や障害者になった時などに、年金給付を受けられる制度	通勤途中や業務上の災害を受けた場合に、被災労働者や遺族が保険の給付を受けられる制度	育児休業・介護休業などを取得する場合は各種助成金等を受給でき、失業した場合は、失業給付を受けられることができる制度
適用事業所	従業員数にかかわらず法人であれば加入が義務付けられている。個人事業の場合は従業員が5人以上で強制適用			従業員を1人でも雇用すれば加入が義務付けられている	
被保険者	健康保険適用事業所で働く人	市町村に住所を有する65歳以上の者。市町村に住所を有する40歳以上65歳未満の健康保険加入者	厚生年金保険適用事業所で働く人	事業所単位で加入するため、被保険者という概念がない	雇用保険の適用事業所に雇用される労働者
パートタイム労働者の扱い	所定の労働時間および労働日数が、通常の就労者のおおむね4分の3以上で適用(介護保険については、市町村に住所を有する65歳以上の者を除く)			すべて対象となる	1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上雇用の見込みがある場合に一般被保険者となる
保険料額	全国健康保険協会の場合、被保険者が会社から毎月受け取る報酬月額をもとにして決定され、従業員と会社が折半	被保険者が会社から毎月受け取る報酬月額をもとにして決定され、従業員と事業所が折半	被保険者が事業所から毎月受け取る報酬月額をもとにして行われ、従業員と事業所が折半	事業所で1保険年度中に支払われた賃金の総額による。保険料は全額事業主負担	事業所で1保険年度中に支払われた賃金の総額による。労働者と事業主の負担率は、業種により異なる

給付や受けられるサービスの種類	療養費、高額療養費、移送費、傷病手当金、出産育児一時金など	在宅サービス、施設サービスなど	老齢厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金	療養給付、休業給付、障害給付、介護給付、傷病年金、葬祭料、遺族給付	技能習得手当、教育訓練給付金など
担当窓口	年金事務所	各市町村	年金事務所	労働基準監督署	ハローワーク(公共職業安定所)

労働条件の明示

近年、就業形態の多様化に伴い、労働条件の決定・変更に伴う労使間の個別労働関係紛争が増加しています。労務トラブルが生じると、組織内の雰囲気が悪くなったり、事業主や人事担当者がトラブル対応という本来なら不必要な業務に時間と労力を費やさざるをえなくなったりします。

労働条件は、労働者と使用者にとって最も基本的な事項であり、労使間の信頼関係を構築していくのに不可欠な部分です。労働条件は「労働条件通知書」等を交付することにより明示するのが一般的です。労働条件通知書には、以下の事項（労働条件）を記載しておくよう定められています（労働基準法第15条）。

● 労働条件通知書に記載しなければならない事項

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ①労働契約の期間に関する事項 ②就業の場所および従事すべき業務に関する事項 ③始業および終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇。
労働者を2組以上に分けて交替で就業させる場合は、就業時転換に関する事項 ④賃金（退職手当、臨時に支払われる賃金、賞与および賞与に準ずる賃金を除く）の決定、計算および支払いの方法、賃金の締め切りおよび支払いの時期、昇給に関する事項 ⑤退職に関する事項（解雇の事由を含む） |
|--|

※ パートタイム労働者を雇い入れたときは、上記に加え、昇給、退職手当及び賞与の有無並びにパートタイム労働者の雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口を文書の交付などにより当該労働者に明示しなければなりません（パートタイム労働法第6条第1項）。

賃金

賃金が、全額確実に労働者に渡るように、支払い方にも決まりがあり、次の4つの原則が定められています（労働基準法第24条）。

①通貨払いの原則	賃金は現金で支払わなければならないが、現物で支払ってははいけません。ただし、労働者の同意を得た場合は、銀行振込み等の方法によることができ、また、法令又は労働協約で定めた場合は通貨以外のもので支払うことができます。
②直接払いの原則	賃金は労働者本人に支払わなければならないが、労働者の代理人や親権者等に代わりに支払うことはできません。
③全額払いの原則	賃金はその全額を支払わなければなりません。したがって強制的に賃金の一部を控除して（天引きして）支払うことは禁止されています。ただし、所得税や社会保険料など、法令で定められているものの控除は認められています。それ以外の控除（社宅の費用など）は、労働者の過半数で組織する労働組合、又は労働者の過半数を代表する者と労

	使協定を結んでいる場合は認められます。
④毎月1回以上定期払いの原則	賃金は、毎月1回以上、一定の期日を定めて支払わなければなりません。一定期日なので、「毎月15日」というように明確に支払期日を定めてその期日に支払う必要があります。年俸契約の場合も、先払いでない限り、毎月分割払いしなければなりません。ただし、臨時の賃金や賞与（ボーナス）は例外です。

最低賃金法に基づき定められた最低賃金額を下回る金額とすることは法律違反となります（最低賃金法第4条）。正社員だけでなく、パート、アルバイト等の非正規社員にも適用されます。また、時給制だけでなく、月給制、日給制の労働者についても、時間あたりの単価が最低賃金を上回っているか確認する必要があります。

労働時間

労働時間の長さは法律で制限されており、労働基準法では、1日の労働時間を8時間以内、1週間の労働時間を40時間以内と定めています（法定労働時間、労働基準法第32条）。

時間外労働・休日労働

法定労働時間を超えて労働者を働かせる場合には、あらかじめ労働者の過半数を代表する者又は労働組合との間に、「時間外労働・休日労働に関する協定」を締結し、労働基準監督署に届け出なければいけません（労働基準法第36条）。この協定は労働基準法第36条に規定されていることから、「36協定（サブロク協定）」と呼ばれています。

36協定により延長できる労働時間については、厚生労働大臣が定める「時間外労働の限度に関する基準」（厚生労働省告示）において上限時間が示されており、協定内容はこの基準に適合するようにしなければなりません（原則月45時間、年360時間）。

使用者が労働者に時間外労働をさせた場合には割増賃金を支払わなければなりません。この割増賃金は雇用形態に関わらず、すべての労働者に適用されます。よって、アルバイトやパートタイム労働者にも支払わなければなりません。

休憩・休日

使用者は1日の労働時間が6時間を超える場合には少なくとも45分、8時間を超える場合には少なくとも60分の休憩を勤務時間の途中で与えなければいけません（労働基準法第34条）。休憩時間は、原則として、労働時間の途中で、一斉に与え、かつ、自由に利用させなければなりません（ただし、労使協定を締結することにより、この一斉付与の原則が適用除外となります。）。

また、労働契約において労働義務を免除されている日のことを休日といいます。使用者は労働者に毎週少なくとも1回、あるいは4週間を通じて4日以上の日を休日と与えなければなりません（法定休日、労働基準法第35条）。

年次有給休暇

労働基準法では、一定の要件を満たした労働者に対して年次有給休暇を与えることを使用者に義務付けています（労働基準法第 39 条）。年次有給休暇の付与要件は、① 6 か月継続勤務し、② 所定労働日の 8 割以上を出勤することで、この要件を満たした労働者には、最低 10 日間の年次有給休暇を付与しなければなりません。その後、勤続年数が増えていくと、8 割以上の出勤の条件を満たしている限り、1 年ごとに取れる休暇日数は増えていきます（20 日が上限）。

健康診断

労働安全衛生法 第 66 条では、「事業者は、労働者に対し厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わなければならない」と定められています。

そのため、健康診断の実施を怠っていると、もしもの場合に、事業者側の安全配慮義務違反を問われる等、事業者側にとって不利な状況にもなりかねません。

解雇

解雇は使用者から一方的に労働契約を終了するもので、労働者に重大な影響を及ぼすことから、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当と認められない場合は、労働者を解雇することはできません（労働契約法第 16 条）。個別の事案について解雇が無効かどうかの判断は、訴訟の中で裁判所によって行われます。

使用者は、就業規則に解雇事由を記載しておかなければなりません（労働基準法第 89 条）。合理的な理由があっても、使用者が労働者を解雇しようとする場合には、少なくとも 30 日前に解雇の予告をする必要があります。解雇の予告をしない場合には、30 日以上平均賃金（＝解雇予告手当）を支払わなければなりません（予告の日数が 30 日に満たない場合には、その不足日数分の平均賃金を、解雇予告手当として支払う必要があります）（労働基準法第 20 条）。

契約期間の満了等による労働契約の終了

期間の定めのある労働契約（有期労働契約）を締結する場合、上限は原則 3 年以内とされています。労働契約に期間が定められている場合には、その期間が満了することにより、労使双方からの意思表示がなくても、労働契約は当然に終了するので解雇の予告等は必要ありません。

ただし、3 回以上契約が更新されている場合や 1 年を超えて継続勤務している人については、契約を更新しない場合、使用者は 30 日前までに予告をしなければならないとされています（「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」〈厚生労働省告示〉）。

なお、有期労働契約が繰り返し更新されて通算 5 年を超えたときは、労働者の申込みがあった場合には、期限の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換することになります（労働契約法第 18 条）。

【参考】

- ・厚生労働省「やさしい労務管理の手引き（<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/dl/roumukanri.pdf>）」
- ・労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件（<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>）」

(2) 会計について

会計とは

企業などの経済主体が自ら行う経済活動を記録・測定し会計情報として報告することを「会計」といいます。会計の目的は、会計情報の提供を受けた利害関係者へ説明責任を果たし、利害関係者の意思決定を助けることです。そのため、一定のルールや形式に従う必要があります。

会計のメリット

法人が「会計」を適切に行うことには、下記のようなメリットがあります。

- ① 法人のお金の動きが明確になるため、計画的に具体的な対策に集中することができます。
- ② 正しい「決算書」を作成することで法人の実態を把握することができます。
- ③ 法人の将来の目指すべき姿を目に見える形で示すことができます。

法人の創業期（立ち上げ時）の会計

「会計」をどの程度のレベルで活用するかは、創業期や成長期、成熟期など法人のライフサイクルや、法人の売上規模・従業員数によっても違ってきます。例えば、次のような地域運営組織の場合を考えてみましょう。

- ・ 設立後間もない創業期、売上規模は数千万円程度、従業員数は10人以下程度

この段階の場合、まずは資金繰りを安定させるために現預金の動きを日々明らかにすることが必要であり、そのために「会計」を活用することが考えられます。

取り組むべき項目としては、「①現預金出納帳」「②債権管理」「③債務管理」「④在庫管理」「⑤資金繰り表」が考えられます。

① 現預金出納帳

現金出納帳とは、日常の現金受領、現金支払いの事実を時系列通りに並べた書類です。毎日、現金の出入りを記帳し、1日の終わりには、金庫やレジにある現金の残高と記帳残高が合っていることを確認します。

預金出納帳は、銀行口座に入金があった場合や口座から出金をした場合にこの帳簿に記帳していきます。

② 債権管理

「資金繰りを安定させる」ためには、売上をあげることも大切ですが、売上金の回収を確実に行うことが何よりも重要です。「入金」が遅くなればなるほど資金繰りは苦しくなります。請求漏れや回収遅れ、回収漏れは資金の行き詰まりの原因になりかねません。売上回収を徹底し、「債権管理」を確実に行うことが安定した資金繰りのためには重要です。

「得意先別売掛金台帳」を作成し、得意先別に月ごとに「前月残高」「当月発生額」「当月回収額」「当月残高」を記録すると良いでしょう。

③ 債務管理

債務の状況を正確に把握できていないと、支払いの遅れによるトラブルや、将来的な資金繰りの危険に気づかなくなる、といったリスクを負うこととなります。支払うべき代金を常に正しく支払う法人は、相手にとって信頼できる得意先の一つとなります。地域運営組織には、地域経済の円滑な循環を促進する役割が期待されていますので、払うべきものを確実に支払うことが必要です。

「仕入先別買掛金台帳」を作成し、仕入先別に月ごとに「前月残高」「当月発生額」「当月支払額」「当月残高」を記録すると、仕入先別にいくらの買掛金残高があるのかが明瞭になります。

④ 在庫管理

在庫管理とは、いくらで購入した材料・商品をどれだけ持っているのかを常に把握することです。在庫の管理をしっかりと行うことで資金繰りが楽になります。在庫の「名称」と「数量」「単価」「合計数量」「合計金額」を一覧表にして把握するようにしましょう。一覧表を定期的に見直し分析を行うことで、商品の売れ筋や、季節による売上の変化、商品毎の滞留期間、など市場の動向を把握することができます。これを次の仕入に活かすことで、無駄な仕入がなくなります。

⑤ 資金繰り表

「資金繰り表」は、一定期間の資金の動きを、収入総額と支出総額とに分けて科目別に分類した表です。資金繰り表は、今後発生する売上、回収、仕入、支払、返済などの全ての資金の動きを予測して作成します。そうすることで、将来の必要資金を明らかにすることができます。資金不足が予測される場合には、売上債権の早期回収等の対応策を検討する必要があります。

決算

決算とは、一定期間の収入・支出を計算し、利益又は損失（損益）を算出することです。

【参考】

- ・ 内閣府「特定非営利活動促進法に係る諸手続の手引き（https://www.npo-homepage.go.jp/uploads/201704_manual_all.pdf）」
- ・ 中小企業庁「『経営力向上』のヒント～中小企業のための『会計』活用の手引き～（<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/kaikei/2016/160510kaikei.pdf>）」

(発行元) 内閣官房 デジタル田園都市国家構想実現会議事務局
内閣府 地方創生推進事務局
〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-11-39 永田町合同庁舎
TEL : 03-5510-2457 FAX : 03-3591-1974

平成29年12月発行 (第1版)

平成30年6月発行 (第2版)

令和6年3月発行 (第3版)